

目 次
第1号（9月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	7
事務局職員出席者	7
説明のため出席した者の職氏名	7
開 会	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
町長提出諮問第2号	11
町長提出第86号議案	13
町長提出第87号議案	13
町長提出第88号議案	13
町長提出第89号議案	19
町長提出第90号議案	20
町長提出第91号議案	20
町長提出第92号議案	20
町長提出第93号議案	20
町長提出第94号議案	27
町長提出第95号議案	27
町長提出第96号議案	27
町長提出第97号議案	27
町長提出第98号議案	27
町長提出第99号議案	28
町長提出第100号議案	28
町長提出第101号議案	28
町長提出第102号議案	28
町長提出第103号議案	28
町長提出第104号議案	44
町長提出報告第5号	49
町長提出報告第6号	50

町長提出報告第7号	5 1
町長提出報告第8号	5 4
町長提出報告第9号	5 7
町長提出報告第10号	5 9
教育長提出報告第11号	6 0
散 会	6 1
署 名	6 2

第2号（9月13日）

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
説明のため出席した者の職氏名	6 4
開 議	6 4
会議録署名議員の指名	6 4
一般質問	6 4
8番 御手洗 剛君	6 4
5番 草田 吉丸君	7 4
2番 川田 剛君	9 4
10番 京村まゆみ君	1 1 7
4番 岡田 克也君	1 3 0
散 会	1 4 8
署 名	1 4 9

第3号（9月14日）

議事日程	1 5 1
本日の会議に付した事件	1 5 1
出席議員	1 5 1
欠席議員	1 5 1
事務局職員出席者	1 5 1
説明のため出席した者の職氏名	1 5 2
開 議	1 5 2
会議録署名議員の指名	1 5 2
一般質問	1 5 2

7番 寺戸 昌子君	1 5 2
3番 米澤 舩文君	1 7 2
6番 丁 泰仁君	1 8 5
1番 後山 幸次君	2 0 4
散 会	2 2 1
署 名	2 2 2

第4号（9月15日）

議事日程	2 2 3
本日の会議に付した事件	2 2 3
出席議員	2 2 4
欠席議員	2 2 4
事務局職員出席者	2 2 4
説明のため出席した者の職氏名	2 2 4
開 議	2 2 5
会議録署名議員の指名	2 2 5
町長提出第89号議案	2 2 5
町長提出第90号議案	2 2 7
町長提出第91号議案	2 4 4
町長提出第92号議案	2 4 5
町長提出第93号議案	2 4 8
町長提出第105号議案	2 4 9
町長提出第106号議案	2 5 1
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告について	2 5 4
散 会	2 5 6
署 名	2 5 7

第5号（9月28日）

議事日程	2 5 9
本日の会議に付した事件	2 6 0
出席議員	2 6 2
欠席議員	2 6 2
事務局職員出席者	2 6 2
説明のため出席した者の職氏名	2 6 2
開 議	2 6 2

会議録署名議員の指名	263
町長提出第94号議案	263
町長提出第95号議案	263
町長提出第96号議案	263
町長提出第97号議案	263
町長提出第98号議案	263
町長提出第99号議案	263
町長提出第100号議案	263
町長提出第101号議案	263
町長提出第102号議案	263
町長提出第103号議案	263
町長提出第104号議案	263
町長提出第107号議案	280
請願第2号	284
発委第3号	293
発委第4号	294
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	296
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	300
議員派遣の件	303
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	304
発議第2号	305
発議第3号	306
閉会	311
署名	312

津和野町告示第71号

平成29年第6回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年8月29日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成29年9月12日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君

川田 剛君

米澤 舩文君

岡田 克也君

草田 吉丸君

丁 泰仁君

寺戸 昌子君
三浦 英治君
板垣 敬司君

御手洗 剛君
京村まゆみ君
沖田 守君

○9月13日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第6回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成29年9月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成29年9月12日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 町長提出第86号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 町長提出第87号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 7 町長提出第 88 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 町長提出第 89 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 90 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 10 町長提出第 91 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 町長提出第 92 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 町長提出第 93 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 94 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 95 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 町長提出第 96 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 町長提出第 97 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 99 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 100 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 101 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 102 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 103 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 104 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出報告第 5 号 平成 28 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 25 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について

- 日程第 26 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
日程第 27 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
日程第 28 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
日程第 29 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
日程第 30 教育長提出報告第 11 号 平成 28 年度教育委員会事業点検評価報告書について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 5 町長提出第 86 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6 町長提出第 87 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 7 町長提出第 88 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8 町長提出第 89 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
日程第 9 町長提出第 90 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 10 町長提出第 91 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 11 町長提出第 92 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 12 町長提出第 93 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 13 町長提出第 94 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14 町長提出第 95 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15 町長提出第 96 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16 町長提出第 97 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 17 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 99 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 100 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 101 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 102 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 103 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 104 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出報告第 5 号 平成 28 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 25 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 26 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 27 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 28 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 29 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 30 教育長提出報告第 11 号 平成 28 年度教育委員会事業点検評価報告書について

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 舩文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【6月定例会以降】

- | | | |
|----------|--------------------------|----------|
| 6月24日（土） | 笹山水源池水源祭（笹山） | 議長 |
| 26日（月） | 文教民生常任委員会 | |
| 27日（火） | 津和野町人権・同和対策推進協議会（町セ） | 議長 |
| 29日（木） | 広報広聴常任委員会 | |
| 7月 3日（月） | 鹿足郡町村議会議員研修会（町セ） | 全議員 |
| 5日（水） | 鹿足土木協会監査（事務局） | 議長 |
| 7日（金） | 広報広聴常任委員会 | |
| | 山口県央連携都市圏推進意見交換会（山口市） | 正副議長 |
| 10日（月） | 文教民生常任委員会調査視察（益田市、吉賀町） | |
| 11日（火） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会（益田市） | |
| 12日（水） | 広報広聴常任委員会 | |
| 13日（木） | 全史協中国地区協議会大会（町セ） | 議長 |
| 18日（火） | 鹿足土木協会要望活動・総会（松江市） | 議長 |
| | 文教民生常任委員会 | |
| 20日（木） | 島根県立大学支援協議会監査（事務局） | 議長 |
| 21日（金） | 高津川漁業振興協議会（益田市） | 議長 |
| 25日（火） | 第4回津和野町議会臨時会 | |
| | 全員協議会 | |
| | 高齢者見守り買い物支援事業報告会（本庁舎） | 全議員 |
| 26日（水） | 国民平和大行進激励（本庁舎） | 議長 |
| 8月 1日（火） | 愛知県豊田市議会視察受入（津庁舎） | 議長 |
| 21日（月） | 町村議会広報研修会（松江市） | 広報広聴常任委員 |
| 22日（火） | 文教民生常任委員会 | |
| 24日（木） | 第5回津和野町議会臨時会 | |
| | 全員協議会 | |
| | 日原賑わい創施設現地視察（日原地区内） | 全議員 |
| | 山形県川西市議会視察受入（町セ） | 議長 |
| 25日（金） | 津和野町各単位老人クラブ代表者会（池河公） | 議長 |
| 28日（月） | 津和野町農政会議総会（なごみの里） | 議長 |
| 9月 2日（土） | S L 現客車最後の出発式（津和野駅） | |

員の選任についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第86号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。委員としてお願いをしたいのは、津和野町後田イ324番地、松本康志さんを選任し、議会の同意を求めるものでございます。

松本さんにつきましては、昭和33年4月5日生まれの現在59歳で、1期目でございます。このたびのことにつきましては、平成29年12月6日から平成32年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。

続きまして、議案第87号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。委員としてお願いをしたいのは、津和野町寺田1167番地、倉益晃さんでございます。

倉益さんでございますが、昭和30年10月25日生まれの現在61歳で、1期目でございます。このたびのことにつきましては、平成29年12月6日から平成32年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。

続きまして、議案第88号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。委員としてお願いをしたいのは、津和野町池村1537番地、水津良則さんでございます。

水津さんにつきましては、昭和30年10月1日生まれの現在61歳で、1期目でございます。このたびのことにつきましては、平成29年12月6日から平成32年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第86号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、2番、川田剛君、
1番、後山幸次君を指名します。
これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

- 議長（沖田 守君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は
反対と記載の上、投票願います。
なお、投票における票決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投
票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

- 議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。
開票を行います。2番、川田剛君、1番、後山幸次君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。
投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符号しております。その
うち賛成11、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。したがっ
て、本案は原案のとおり可決されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（沖田 守君） 続いて、議案第87号津和野町固定資産評価審査委員会委員
の選任について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。
○議員（11番 板垣 敬司君） この倉益晃様の簡単な御経歴が伺えれば伺いたいと
思いますので、よろしく申し上げます。
○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 議員さんの御質問ですが、倉益晃さんは、昨年まで益田の税務署の職員をされておられました。出身はここに書いてあります寺田のほうなんです、中国管内をずっといろいろ回られて、主に所得税関係の仕事に携わっておられた方です。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、11番、板垣敬司君、10番、京村まゆみ君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため申し上げますが、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対、記載の上、投票願います。

なお、投票における票決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。11番議員から順次投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を願います。11番、板垣敬司君、10番、京村まゆみ君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票であります。これは、先ほどの出席議員数と符号しております。そのうち賛成 11、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第 88 号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 104 号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、9 番、三浦英治君、8 番、御手洗剛君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のため申し上げます。本案は賛成の方は賛成、反対の方は反対、記載の上、投票願います。

なお、投票における票決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。9番、三浦英治君、8番、御手洗剛君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符号しております。そのうち賛成11票、反対ゼロ票であります。以上のとおり、全員賛成であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第8. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第89号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第89号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） おはようございます。

それでは、議案第89号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、御説明いたします。

改正内容については、津和野町条例第41号の別表中、社会教育委員の項の次に、津和野町教育魅力化推進協議会出務1日につき7,300円を加えるものでございます。島根県がこれまで行ってきた高校魅力化の取り組みを、今年度より義務教育にも取り入れていく方針を打ち出し、津和野町においても小・中・高の連携や活性化のための方針を検討するための協議会を立ち上げたいと考え、その協議会の報酬を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第 9. 議案第 90号

日程第 10. 議案第 91号

日程第 11. 議案第 92号

日程第 12. 議案第 93号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第90号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第12、議案第93号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第90号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,765万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億9,302万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第91号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,108万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第92号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,883万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,842万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第93号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,469万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。

それでは、議案第90号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。第2表の債務負担行為補正の追加でございます。健康管理システム導入によります健康管理システム構築業務委託料としまして、今年度分658万8,000円につきましては、今補正予算で計上させていただいておりますが、平成30年度から34年度分として、限度額を1,620万円とする債務負担行為であります。

次に、5ページになります。第3表、地方債補正の変更でございます。総額で9,662万5,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、後ほど、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概算資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

総務費の企画費でございますが、委託料といたしまして、教育魅力化推進事業費の交付決定に伴う教育魅力化業務委託料141万4,000円の増額、工事請負費といたしまして、小柴邸解体工事費1,134万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、枕瀬山キャンプ場バンガローA棟の屋根等改修負担金101万1,000円、第三セクター合併に伴う新会社設立創業時負担金296万4,000円を新たに計上しております。

情報処理費の委託料といたしまして、住民基本台帳法施行令等の改正によります社会保障・税番号制度システム整備委託料165万3,000円を増額しております。

住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金として町田自治会改築工事費の補助金268万1,000円を新たに計上しております。

定住対策事業費の積立金として、県から過疎地域定住支援に係る交付金を活用した、津和野町定住支援体制整備基金積立金200万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費の委託料といたしまして、沼原線代替運行業務委託料239万8,000円を増額、備品購入費といたしまして、沼原線車両購入費572万2,000円を新たに計上しております。

なごみの里管理費の負担金補助及び交付金として、空調設備更新工事費等のなごみの里修繕工事負担金3,550万1,000円を増額しております。

シルクウェイにちはら管理費の負担金補助及び交付金として、シルクウェイにちはら修繕工事負担金110万1,000円を増額しております。

地域創生推進事業費（商工観光課）の委託料として、地方創生推進交付金変更に伴う中心市街地活性化計画委託料150万円を減額、カフェ棟及びトイレ棟の基本設計業務委託料として150万円を計上しております。

32ページをお開きください。民生費の国民年金事務費の委託料といたしまして、国民年金法に基づく様式統一化等に伴うシステム改修委託料101万9,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、青原保育所施設費の委託料といたしまして、浄化槽の改修工事に係る設計監理委託料95万1,000円、工事費といたしまして、浄化槽改修工事費、901万8,000円を新たに計上しております。

次に、38ページをお開きください。衛生費の保健衛生総務費（環境生活課）の繰出金として、津和野町簡易水道事業特別会計繰出金1,880万8,000円の増額、委託料（健康福祉課）として、健康管理システム導入による健康管理システム構築業務委託料658万8,000円を新たに計上しております。

42ページをお開きください。農林水産業費の林業振興費でございますが、有害鳥獣駆除等事業費の補助金といたしまして、有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金100万円の増額、貸与金として鳥獣被害防止に係る交付金の確定により、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸与金813万8,000円を増額しております。

林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、須川地域及び商人地域での林地崩壊防止工事100万円を新たに計上しております。

46ページをお開きください。商工費の観光費の委託料といたしまして、観光戦略会議パンフレット作成業務委託料113万4,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費の工事請負費といたしまして、JR宿舎解体工事費6,480万円、公有財産購入費として、JR津和野社宅用地購入費1,976万4,000円を新たに計上しております。

伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金として、津和野地区、後田地区での伝統的建造物群保存事業費補助金800万円を増額しております。

54ページをお開きください。土木費の道路新設改良費の委託料といたしまして、畑線、石楠山線の道路拡幅のための測量設計業務委託料350万円を新たに計上、工事請負費として笹ヶ谷線、木毛線及び奥ヶ野東線の設計変更により1,380万円を減額、補償、補病及び賠償金として、笹ヶ谷線及び木毛線の電柱移転等に380万円を新たに計上しております。

60ページをお開きください。住宅管理費の委託料としまして、青原住宅集会所解体工事設計監理業務委託料124万2,000円、工事請負費といたしまして、青原住宅集会所敷地造成工事請負費680万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、公園費の公園管理費といたしまして、高崎亀井邸跡児童公園石垣はらみ復旧工事費350万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、消防費の災害対策費の委託料といたしまして、今年度、島根県の浸水想定区域の見直しが行われることから、防災ハザードマップ作成業務委託料291万6,000円を減額しております。

66ページをお開きください。教育費の教育諸費の委託料といたしまして、地質調査のための日原図書館調査設計業務委託料460万1,000円を新たに計上しております。

80ページをお開きください。旧堀氏庭園管理費の修繕料といたしまして、旧堀氏庭園の竹垣等修繕工事102万3,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、人づくり事業の委託料といたしまして、ゼロ歳児からの人づくり事業等推進していくため、教育魅力化コーディネーター業務委託料142万1,000円を新たに計上しております。

それでは、続きまして歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。
まず、地方交付税でございますが、普通交付税を8,900万円計上しております。

次に、国庫支出金の商工費国庫補助金として、津和野町後田地区の伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金597万9,000円を増額、津和野駅前周辺整備事業費として、都市再生整備事業補助金2,378万3,000円を増額しております。

民生費委託金として、国民年金法に基づく様式統一化に伴うシステム改修に伴う国民年金事務費委託料101万9,000円を増額しております。

続きまして、県支出金の総務費県補助金といたしまして、事務処理特例交付金等によりますしまね総合交付金218万円の増額、住民基本台帳法施行令等改正に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金204万9,000円、1枚めくっていただきまして、津和野町定住支援体制整備基金積立金による過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金200万円、沼原線廃止に伴う地域生活交通再構築実証事業に対する地域生活交通再構築実証事業費補助金159万8,000円、教育統括プロデューサー配置に係る教育魅力化推進事業費交付金350万円を新たに計上しております。

民生費補助金といたしまして、マイナンバー制度導入に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金127万6,000円を新たに計上しております。

教育費県補助金といたしまして、ゼロ歳児からの人づくり事業に係る教育魅力化推進事業費交付金184万5,000円を新たに計上しております。

諸収入の貸付金元利収入といたしまして、鳥獣被害防止に係る交付金等の確定に伴い、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金813万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、雑入、建設課分でありますけども、高崎亀井邸跡児童公園石垣はらみ復旧工事に係る中国電力の負担金199万8,000円、平成29年度分青原停車場線改良補償費として854万8,000円で、合計1,054万6,000円を新たに計上しております。

続きまして、町債でございます。

町債の総務費の過疎対策事業債として、教育魅力化推進事業費の交付決定に伴う過疎地域自立促進特別事業200万円の減額、津和野町森村の小柴邸解体工事費に係る定住促進団地整備事業1,130万円の増額、沼原線代替運行業務の車両購入として、交通通信体系整備事業570万円を新たに計上しております。

臨時財政対策債として、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の確定により、臨時財政対策1,597万5,000円の減額、緊急防災・減災事業債として、なごみの里の空調整備更新工事費に係る緊急防災・減災事業3,250万円を新たに計上しております。

民生費の一般単独事業債として、浄化槽改修工事費等に係る合併特例940万円を新たに計上しております。

商工費の過疎対策事業債として、津和野駅前周辺整備事業に係る観光施設整備事業6,070万円を増額しております。

土木費の辺地対策事業債として、奥ヶ野東線道路改良工事の設計変更に伴う道路橋梁整備事業1,000万円の減額をしております。

教育債の過疎対策事業債として、日原図書館調査設計業務に係る教育の振興事業460万円を増額しております。

以上でございます。

済みません、失礼しました。先ほど歳入のところで、普通交付税8,900万円というふうに取り上げましたけども、訂正させていただきます。8,600万円でございます。申しわけございませんでした。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

次に、議案第91号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費41万2,000円増は、職員の時間外勤務手当、介護保険事業所実地指導・監査に係る職員研修料費及び参加料によるものでございます。

12ページをごらんください。高額介護予防サービス費相当事業費10万円増は、介護予防・日常生活支援総合事業における高額療養費償還分でございます。

14ページをごらんください。審査支払手数料12万円増は、島根県国保連に支払う介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払手数料によるものでございます。

続いて、歳入を御説明しますので、8ページをごらんください。

国庫支出金支払基金交付金県支出金の各介護予防・日常生活支援総合事業交付金5万5,000円、6万1,000円、2万7,000円の増及び一般会計繰入金2万7,000円増は、歳出で説明しました介護予防・日常生活支援総合事業の増に伴う国庫支出金、県からの交付金の増であります。同じく一般会計繰入金の職員給与費等繰入金の34万2,000円増、事務費繰入金7万円増は、歳出で説明しました職員手当、旅費、需用費の増に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第92号を御説明いたします。

4ページをごらんください。第2表の地方債補正の変更でございます。簡易水道事業債の借入限度額を1,860万円増加し、限度額を1億1,500万円にするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出より御説明いたしますので、12ページをごらんください。

午前 10 時 10 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第 13. 議案第 94 号

日程第 14. 議案第 95 号

日程第 15. 議案第 96 号

日程第 16. 議案第 97 号

日程第 17. 議案第 98 号

日程第 18. 議案第 99 号

日程第 19. 議案第 100 号

日程第 20. 議案第 101 号

日程第 21. 議案第 102 号

日程第 22. 議案第 103 号

○議長（沖田 守君） 日程第 13、議案第 94 号平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第 22、議案第 103 号平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 10 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 94 号でございますが、平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけ、議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額 9 億 6,255 万 7,997 円、歳出総額 9 億 9 万 6,826 円で、差し引きいたしまして 1 億 6,159 万 6,171 円の黒字決算となったわけでございますが、この中に繰越明許費繰越額が 7,770 万円ございますので、実質収支額といたしましては 8,389 万 6,171 円となったものでございます。

議案第 95 号平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額 11 億 2,049 万 9,363 円、歳出総額 10 億 7,976 万 2,057 円で、差し引きいたしまして 4,073 万 7,306 円の黒字決算となったものでございます。

議案第 96 号平成 28 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 13 億 3,528 万 7,410 円、歳出総額が 13 億 1,239 万 3,267 円で、差し引きいたしまして 2,289 万 4,143 円の黒字決算となったものでございます。

議案第 97 号平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 2 億 9,531 万 4,128 円、歳出総額が

2億9,415万4,690円で、差し引きいたしまして115万9,438円の黒字決算となったものでございます。

議案第98号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が6億5,003万8,073円、歳出総額が6億3,272万7,895円で、差し引きいたしまして1,731万178円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が1,404万1,000円ございますので、実質収支額といたしましては326万9,178円となったものでございます。

議案第99号平成28年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億7,290万1,723円、歳出総額が4億7,202万677円で、差し引きいたしまして88万1,046円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が11万5,000円ございますので、実質収支額といたしましては76万6,046円となったものでございます。

議案第100号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が551万3,640円、歳出総額が547万9,833円で、差し引きいたしまして3万3,807円の黒字決算となったものでございます。

議案第101号平成28年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,263万8,938円、歳出総額が1,263万8,938円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

議案第102号平成28年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が6,666万2,676円、歳出総額が6,561万5,355円で、差し引きいたしまして104万7,321円の黒字決算となったものでございます。

議案第103号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億4,919万6,255円、歳出総額が4億4,062万9,789円で、差し引きいたしまして856万6,466円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。なお、詳細につきましては会計管理者のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 会計管理者。

○会計管理者（竹内 誠君） それでは、初めに議案第94号一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款町税は、収入済額 7 億 1,180 万 9,865 円で、歳入全体の 7.4%、前年度に比べ 445 万 714 円、0.6%の減少であります。また、不納欠損額が 1,388 万 8,446 円計上され、収入未済額は 3,116 万 1,954 円で、収納率は 94%、前年度に比べ 1.1 ポイントの上昇であります。

3 款利子割、4 款配当割、5 款株式等譲渡所得割、6 款地方消費税、7 款自動車取得税、8 款地方特例、10 款交通安全対策特別の七つの交付金を合わせた収入済額は 1 億 3,936 万 3,000 円で、前年度に比べ 2,436 万 8,000 円、14.9%の減少であります。

9 款地方交付税は、収入済額 44 億 1,006 万 9,000 円で、歳入全体の 46.1%を占めており、前年度に比べ 1 億 3,703 万 3,000 円、3%の減少であります。

11 款分担金及び負担金は、収入済額 4,333 万 4,509 円であります。主なものとしまして、負担金では保育所徴収金であります。また、収入未済額のうち 14 万円は繰越明許費財源充当分であります。

12 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億 3,771 万 1,121 円で、前年度に比べ 1,315 万 5,551 円の減少であります。主なものとしまして、使用料では住宅使用料、手数料では戸籍住民手数料であります。

13 款国庫支出金は、収入済額 10 億 8,779 万 4,961 円で、歳入全体の 11.4%、前年度に比べ 3 億 824 万 8,317 円、22.1%の減少であります。国庫負担金の主なものとしまして、障害者自立支援給付費負担金であります。

次の 3 ページをごらんください。国庫補助金の主なものとしましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金、旧堀氏庭園整備事業費補助金であります。また、収入未済額は繰越明許費財源充当分であります。

14 款県支出金は、収入済額 5 億 3,326 万 2,881 円で、歳入全体の 5.6%、前年度に比べ 1,244 万 9,501 円の減少であります。主なものとしまして、負担金では保険基盤安定負担金、補助金では中山間地域等直接支払事業費交付金、委託金では参議院議員通常選挙委託金であります。また、収入未済額は繰越明許費財源充当分であります。

17 款繰入金は、収入済額 3 億 9,479 万 1,165 円で、歳入全体の 4.1%、前年度に比べ 1 億 9,442 万 2,039 円、97%の増加であります。

20 款町債は、収入済額 15 億 5,875 万 7,000 円で、歳入全体の 16.3%を占め、前年度に比べ 1 億 3,700 万 4,000 円、8.1%の減少であります。また、収入未済額は繰越明許費財源充当分であります。

歳入合計は、収入済額 9 億 6,255 万 7,997 円で、前年度に比べ 3 億 5,009 万 1,498 円、3.5%の減少であります。

次の 5 ページ、歳出をごらんください。

2款総務費は、支出済額13億9,373万9,872円で、歳出全体の14.8%、前年度に比べ1,662万4,543円の増加であります。主なものとしまして、総務管理費の企画費、住民協働推進事業費であります。なお、情報処理費、まち・ひと・しごと創生事業に前年度繰越明許費9,095万7,964円が含まれております。また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は定住促進住宅整備事業であります。

3款民生費は、支出済額17億6,558万4,489円で、歳出全体の18.8%、前年度に比べ1億6,387万8,726円、10.2%の増加であります。主なものとしまして、社会福祉費では障害者福祉費、児童福祉費では児童福祉施設費、そして生活保護費であります。なお、社会福祉総務費に前年度繰越明許費2億2,221万8,634円が含まれております。また、翌年度繰越額の主な事業は、臨時福祉給付金、保育所整備補助事業であります。

4款衛生費は、支出済額7億2,701万4,112円で、主なものとしまして、保健衛生費では斎場費、清掃費ではじんかい処理費であります。

6款農林水産業費は、支出済額4億6,070万5,757円で、主なものとしまして、農業費では農業振興費、林業費では林業振興費であります。なお、農業振興費に前年度繰越明許費880万4,000円が含まれております。また、翌年度繰越額の主な事業は、合板・製材生産性強化対策交付金事業であります。

7款商工費は、支出済額4億8,297万6,467円で、前年度に比べ1億3,245万6,796円、37.8%の増加であります。主なものとしまして商工振興費、観光費であります。なお、商工振興費、観光費、駐車場管理費に前年度繰越明許費4,506万7,406円が含まれております。また、翌年度繰越額は、日原賑わい創出拠点づくり事業、JR津和野駅観光公衆トイレ整備事業であります。

8款土木費は、支出済額6億2,413万9,652円で、主なものとしまして、土木管理費では土木総務費、道路橋梁費では道路長寿命化対策事業費、そして住宅費であります。なお、道路維持費、道路新設改良費に前年度繰越明許費2,680万5,410円が含まれております。また、翌年度繰越額は地籍調査事業、町道修繕事業であります。

9款消防費は、支出済額5億36万3,581円で、前年度に比べ8,898万3,326円、15.1%の減少であります。主なものとしまして災害対策費、広域市町村圏事務組合消防費であります。

次の、7ページをごらんください。10款教育費は、支出済額9億6,295万2,457円で、歳出全体の10.2%、前年度に比べ4億787万7,682円、29.8%の減少であります。主なものとしまして、教育総務費では教育諸費、社会教育費では旧堀氏庭園修復事業費、津和野城跡整備事業費であります。なお、教育諸費、文化財保護費、津和野城跡整備事業費に前年度繰越明許費7,789万2,430円が含まれております。また、翌年度繰越額の主な事業は、グラウンド整備事業、藩校養老館調査保存修理事業であります。

11 款災害復旧費は、支出済額8億9,934万3,398円、前年度に比べ2億2,683万5,275円、20.1%の減少であります。なお、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費に前年度繰越明許費6,008万5,435円が含まれております。また、翌年度繰越額は現年・過年農地農業用施設災害復旧事業、現年・過年公共土木施設災害復旧事業であります。

12 款公債費は、支出済額14億7,580万9,141円で、歳出全体の15.7%、前年度に比べ8,084万9,856円、5.8%の増加であります。

歳出合計は、支出済額94億96万1,826円で、前年度に比べ2億5,167万4,796円、2.6%の減少であります。また、翌年度繰越額は5億1,246万5,000円であります。

339 ページの実質収支に関する調書のほうをごらんください。

歳入歳出差し引き額1億6,159万6,171円から、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額7,770万円を差し引きますと、実質収支額は8,389万6,171円であります。

続きまして、議案第95号国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款国民健康保険税は、収入済額1億6,288万3,924円で、歳入全体の14.5%、前年度に比べ1,245万14円、8.3%の増加であります。

4 款療養給付費交付金、5 款前期高齢者交付金、7 款共同事業交付金の三つの交付金を合わせた収入済額は6億356万3,819円で、歳入全体の53.9%、前年度に比べ7,277万9,644円、10.8%の減少であります。

歳入合計は、収入済額11億2,049万9,363円で、前年度に比べ7,377万4,597円、6.2%の減少であります。

次の3 ページ、歳出をごらんください。

2 款保険給付費は、支出済額6億7,362万6,656円で、歳出全体の62.4%を占めており、前年度に比べ4,890万930円、6.8%の減少であります。

7 款共同事業拠出金は、支出済額2億2,866万7,653円で、歳出全体の21.2%、前年度に比べ1,030万2,714円、4.3%の減少であります。

歳出合計は、支出済額10億7,976万2,057円で、前年度に比べ7,994万1,289円、6.9%の減少であります。

33 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の4,073万7,306円であります。

続きまして、議案第96号介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款介護保険料は、収入済額 2 億 2,567 万 9,222 円で、歳入全体の 16.9%、前年度に比べ 350 万 6,922 円、1.6%の増加であります。

3 款国庫支出金と 5 款県支出金を合わせた支出金は、収入済額 5 億 3,806 万 948 円で、歳入全体の 40.3%を占めており、前年度に比べ 92 万 683 円の増加であります。

歳入合計は、収入済額 13 億 3,528 万 7,410 円で、前年度に比べ 1,823 万 3,231 円、1.3%の減少であります。

次の 3 ページ、歳出をごらんください。

2 款保険給付費は、支出済額 11 億 9,935 万 6,848 円で、歳出全体の 91.4%を占めており、前年度に比べ 713 万 5,760 円、0.6%の減少であります。

歳出合計は、支出済額 13 億 1,239 万 3,267 円で、前年度に比べ 2,037 万 4,955 円、1.5%の減少であります。

35 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の 2,289 万 4,143 円であります。

続きまして、議案第 97 号後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款医療保険料は、収入済額 8,700 万 4,430 円で、歳入全体の 29.5%、前年度に比べ 904 万 3,630 円、11.6%の増加であります。

3 款繰入金は、収入済額 1 億 9,720 万 508 円で、歳入全体の 66.8%、前年度に比べ 46 万 6,736 円の増加であります。

歳入合計は、収入済額 2 億 9,531 万 4,128 円で、前年度に比べ 1,010 万 5,481 円、3.5%の増加であります。

次の 3 ページ、歳出をごらんください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 2 億 8,979 万 5,911 円で、歳出全体の 98.5%を占めており、前年度に比べ 1,001 万 9,332 円、3.6%の増加であります。

歳出合計は、支出済額 2 億 9,415 万 4,690 円で、前年度に比べ 963 万 1,511 円、3.4%の増加であります。

13 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の 115 万 9,438 円であります。

続きまして、議案第 98 号簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億 7,430 万 1,444 円で、歳入全体の 26.8%、前年度に比べ 262 万 1,645 円、1.5%の減少であります。

7款町債は、収入済額2億1,270万円で、歳入全体の32.7%、前年度に比べ1億2,620万円の増加であります。また、収入未済額は繰越明許費財源充当分であります。

歳入合計は、収入済額6億5,003万8,073円で、前年度に比べ2億36万3,387円、44.6%の増加であります。

次の3ページ、歳出をごらんください。

1款簡易水道事業費は、支出済額4億2,501万3,643円で、歳出全体の67.2%を占めており、前年度に比べ2億2,691万7,172円、114.5%の増加であります。なお、簡易水道事業費及び3款の災害復旧費に前年度繰越明許費5,546万9,960円が含まれております。また、翌年度繰越額は、簡易水道統合整備事業、災害復旧事業であります。

歳出合計は、支出済額6億3,272万7,895円、前年度に比べ1億9,559万3,781円、44.7%の増加であります。

21ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額1,731万178円から、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額1,404万1,000円を差し引きますと、実質収支額は326万9,178円であります。

続きまして、議案第99号下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページ、歳入をごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額4,993万9,774円で、歳入全体の10.6%、前年度に比べ25万1,749円、0.5%の増加であります。

7款町債は、収入済額2億1,180万円で、歳入全体の44.8%、前年度に比べ4,720万円、28.7%の増加であります。また、収入未済額は翌年度繰越明許費財源充当分であります。

歳入合計は、収入済額4億7,290万1,723円で、前年度に比べ3,924万663円、9%の増加であります。

次の3ページ、歳出をごらんください。

1款下水道事業費は、支出済額3億782万1,448円で、歳出全体の65.2%を占めており、前年度に比べ3,890万5,408円、14.5%の増加であります。なお、施設整備費に前年度繰越明許費4,670万5,200円が含まれております。また、翌年度繰越額は津和野処理区環境工事であります。

歳出合計は、支出済額4億7,202万677円で、前年度に比べ3,955万4,534円、9.1%の増加であります。

17ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額88万1,046円から、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額11万5,000円を差し引きますと、実質収支額は76万6,046円であります。

続きまして、議案第100号農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款の使用料及び手数料は、収入済額85万2,615円で、歳入全体の15.5%、前年度に比べ1,323円の減少であります。

2 款繰入金は、収入済額450万5,000円で、歳入全体の81.7%を占めており、前年度に比べ85万円、15.9%の減少であります。

歳入合計は、収入済額551万3,640円で、前年度に比べ74万4,751円、11.9%の減少であります。

次の3 ページ、歳出をごらんください。

1 款農業集落排水事業費は、支出済額147万5,095円で、歳出全体の26.9%、前年度に比べ62万1,776円、29.7%の減少であります。

歳出合計は、支出済額547万9,833円で、前年度に比べ62万2,533円、10.2%の減少であります。

9 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の3万3,807円であります。

続きまして、議案第101号奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

4 款諸収入は、収入済額712万8,800円で、歳入全体の56.4%で、前年度に比べ11万7,300円、1.6%の減少であります。

歳入合計は、収入済額1,263万8,938円で、前年度に比べ61万5,940円、4.6%の減少であります。

次の3 ページ、歳出をごらんください。

1 款奨学金費は、支出済額1,263万8,938円で、前年度に比べ61万5,940円、4.6%の減少であります。

9 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額はゼロ円であります。

続きまして、議案第102号診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、歳入をごらんください。

1 款診療収入は、収入済額5,983万4,541円で、歳入全体の89.8%を占めており、前年度に比べ1,231万6,384円、17.1%の減少であります。

歳入合計は、収入済額6,666万2,676円で、前年度に比べ1,216万2,357円、15.4%の減少であります。

次の3ページ、歳出をごらんください。

1款総務費は、支出済額6,561万5,355円で、前年度に比べ1,176万1,649円、15.2%の減少であります。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の104万7,321円であります。

続きまして、議案第103号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページ、歳入をごらんください。

1款介護老人保健施設事業は、収入済額3億8,811万1,549円で、歳入全体の86.4%を占めており、前年度に比べ624万1,037円、1.6%の減少であります。

歳入合計は、収入済額4億4,919万6,255円で、前年度に比べ1,367万4,047円、3%の減少であります。

次の3ページ、歳出をごらんください。

1款介護老人保健施設事業は、支出済額4億1,137万1,399円で、歳出全体の93.4%を占めており、前年度に比べ1,492万2,727円、3.5%の減少であります。

歳出合計は、支出済額4億4,062万9,789円で、前年度に比べ1,458万7,598円、3.2%の減少であります。

11ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の856万6,466円であります。

以上で、平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。

一般会計より順次お願いいたします。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 改めて、おはようございます。

それでは、去る8月30日に町長に提出いたしました平成28年度歳入歳出決算審査意見書について、その概要を御説明申し上げます。数字等につきましては、先ほど執行部から御説明ございましたので、なるべく重複しないように御説明いたしたいと思っております。

それでは、1ページをごらんください。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成28年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象でございますが、一般会計歳入歳出決算書及び国民健康保険特別会計以下9特別会計、合わせて10会計でございます。

審査の期間でございますが、ごらんとおりであります。

審査の総括意見であります。町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述するとしております。

それでは、次のページをごらんください。

1、決算規模であります。これにつきましては執行部から説明がありましたので、省略させていただきます。

次の、一般会計決算状況であります。本年度は、前年度比で3億5,009万2,000円、歳入は減、歳出総額では2億5,167万5,000円の減となっております。次のページをごらんください。

(2) 決算収支状況であります。実質収支は8,389万6,000円の黒字、単年度収支では4,924万円の赤字、実質単年度収支では、財政調整基金繰り上げ償還等を差し引きいたしまして1億2,240万5,000円の黒字決算となっております。

(3) 歳入の状況であります。主なものだけ申し上げますと、地方交付税が前年度比で1億3,703万3,000円の減となっております。普通交付税の減が大きなものであります。

国庫支出金につきましては、前年度比で3億824万8,000円の減で、主なものは災害復旧であるとか文教施設の補助金の減であります。

次のページをごらんください。

繰入金につきましては、前年度比で1億9,442万2,000円の増、これは減債基金の2億7,800万円の繰り入れが主なものとなっております。

町債では、前年度比で1億3,700万4,000円の減であります。

次に、歳出の状況であります。目的別であります。

民生費が、前年度費で1億6,387万8,000円増となっております。

商工費では1億3,245万7,000円の増、これは、まちなか再生事業であるとか賑わい創出事業であるとか、そういったものが影響しております。

教育費につきましては4億787万8,000円の減であります。これは文教施設の事業費の減であります。

次のページをごらんください。公債費であります。8,085万円の増となっております。これは繰り上げ償還9,328万6,000円が大きな内容となっております。

次に、性質別の歳入歳出決算状況であります。まず自主財源では、繰入金は、先ほど申し上げましたが、減債の繰り入れが大きかったということでもあります。自主財源の小計では、前年度比で2億6,971万円増となっております。

次のページをごらんください。依存財源であります。前年度比で3億5,009万2,000円の減であります。

次に、歳出であります。義務的経費の中で、扶助費が1億108万9,000円増となっております。小計では2億6,953万8,000円の増であります。

投資的経費では、普通建設事業費、災害復旧費合わせまして、前年度比で3億1,707万円の減となっております。

その他の経費では、積立金が、前年度比で1億250万6,000円の減であります。主に財調の減が目立っております。小計では2億414万3,000円減となっております。

次に、財政構造の分析であります。経常収支比率が90.7%、前年度比で3.7ポイント増、公債費率24.6%で0.2ポイント減、人件費率23.2%で0.9ポイント増、物件費率14.0%で前年度比で0.8ポイント増、標準財政規模は前年度比で2億114万円減であります。経常収支比率が総体的に上がっておりますのは、後ほど申し上げますが、標準財政規模縮小による影響が大きいと考えております。

次に、8ページでございますが、町税の収納状況であります。この中で固定資産税の未収額が2,874万3,000円で、対前年度比では1,471万9,000円減となっております。合計では、前年度比で1,607万5,000円の減であります。徴収に対する努力もさることながら、不納欠損処分によるところが大きいと考えております。

次に、9ページに移ります。

まず、使用料でございますが、主なものだけ申し上げますと、住宅の使用料が前年度比で485万5,000円減となっております。

また、森庁外記念館の使用料が163万3,000円減、安野光雅美術館の使用料が154万5,000円の減、旧堀氏庭園が151万2,000円の増となっております。合計では1,243万4,000円の減であります。

10ページに移りますが、手数料、貸付金状況につきましては省略させていただきます。

地方債の現在高状況であります。28年度末の現在高では129億3,486万1,000円となっております。ことし3月末の人口で割ってみますと、1人当たり168万4,000円に相当すると考えております。

11ページに移りますが、債務負担行為の状況につきましては省略させていただきます。

(14)の基金残高状況ですが、28年度末の現在高は38億8,325万5,000円となっております。

次に、滞納額の状況であります。税の関係では、先ほど申し上げましたが、前年度比では1,607万5,000円の減となっております。

次のページに移ります。時間外勤務状況であります。総合計で1万2,370時間となっております。前年度比では2,644時間減となっております。金額に直しますと412万5,000円の減となっております。

次に、特別会計の決算状況であります。これにつきましては、会計管理者のほうから詳しく説明がありましたので省略させていただきます。

基金の残高であります。28年度末の現在高は、合計で申し上げますが3億8,218万2,000円となっております。

滞納額状況であります。国民健康保険税が前年度比で271万4,000円減、それから使用料が105万8,000円減、合計で383万7,000円減となっております。

次に、奨学基金であります。これにつきましては省略させていただきます。

それでは、最後のページにまいります。

審査意見でございますが、本年度の決算は、財政運営上、重要な指標となる経常収支比率が、主たる経常一般財源となる町税や普通交付税が年々減少する中、前年度に比し3.7ポイント上がって90.7%となっている。そのうち公債費比率は0.2ポイント下がって24.6%、人件費比率は0.9ポイント上がって23.2%、物件費比率は0.8ポイント上がって14.0%となっている。公債費比率は、これまで実施してきた繰り上げ償還の効果があらわれていると考えられる。

経常経費は前年度に比し減少しているものの、経常収支比率は逆に上がっているが、これは標準財政規模の縮小が結果的に比率を押し上げていると分析される。

合併後10年が経過して、合併算定がえによる効果が小さくなり、普通交付税は、今後さらに減少されるものと予想され、財政運営は弾力性が縮小し、厳しさを増してくるものと予測されるので、行財政改革に取り組み、経常経費の抑制に留意されたい。

一般会計においては、歳入総額は95億6,255万8,000円で、対前年度比3億5,009万2,000円減、歳出総額は94億96万2,000円で、対前年度比2億5,167万5,000円減、うち翌年度へ繰り越すべき財源7,770万円を差し引くと、実質収支額は8,389万6,000円となっている。

歳入では、対前年度比で増加したものは繰入金、基金の取り崩しであります。1億9,442万2,000円増、繰越金1億1,512万4,000円増が主なものとなっております。逆に減少したものは、国庫支出金3億824万8,000円減、地方交付税1億3,703万3,000円減、町債1億3,700万4,000円減が主なもので、町税は445万1,000円減となっている。

金額欄の中ほど、または右側の列をごらんいただきたいと思います。

1の医業収益、5億9,245万2,891円、2の医業費用は7億5,081万3,868円、3の医業外収益は1億6,452万7,976円、4の医業外費用は1,288万150円となり、経常利益は671万3,151円の損失となりました。特別利益の過年度損益修正益、これは平成27年度2月、3月の診療報酬分であります。931万6,554円となり、当年度純利益は260万3,403円となります。

6ページ以降の貸借対象表、収益費用明細書等については、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、7月4日に町長宛てに提出いたしました、平成28年度津和野町病院事業会計決算審査意見書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の期日、場所についてはごらんのとおりであります。審査の方法ですが、津和野町病院事業経営を地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行ったかについて、書類の照合と検証を実施した。

審査の結果であります。決算書数値は、正確でかつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

重複は避けませんが、まず、収益的事業で病院事業収益は前年度比でいきますと、201万2,133円増加しております。一方、支出につきましては746万942円の増加であります。

次に、資本的事業の収入につきましては1,710万5,995円の減であります。支出につきましても1,615万7,294円の減であります。

企業債残高につきましては5億9,221万7,000円となっております。

次に、資産の状況でございますが、固定資産は合計で申し上げますが、5億6,691万1,626円となっております。流動資産は2億5,878万2,912円で、前年度比で1,469万1,197円増となっております。

負債及び資本剰余金の合計でございますが、28年度は8億2,569万4,538円で、前年度比で申し上げますと4,566万7,831円減でございます。

総括意見ですが、急速な高齢化により急増する医療介護の需要に対応するため、病院・病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化を通じて、より効果的、効率的な医療介護サービスの提供体制を構築し、効率的な経営に努められたい。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第7号について御説明をいたします。

3ページ、損益計算書をごらんください。第22期平成28年4月1日から平成29年3月31日の決算状況につきましては、売上高が1億2,611万6,306円、前年1億1,781万2,689円に対し、830万3,617円増、施設利用者数が29万4,000人、前年30万6,000人に対し、1万2,000人減となっております。前年と比較いたしまして、売上高が7%増加、利用者数は3.9%減少いたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は2,115万4,624円となり、前年1,848万7,282円に比べ、14.4%、額にして266万7,342円増加し、経常利益は25万1,701円となり、前年59万2,853円と比較し、57.5%、額にして34万1,152円減少しています。当期純損失は63万4,799円、前年当期純利益25万1,053円に対し、88万5,852円減となりました。

次に、2ページ、貸借対照表をごらんください。資産の部合計1億1,318万6,397円に対して、負債の部合計3,308万1,128円となっており、資本金8,000万円に対し、繰越利益剰余金はマイナス1,489万4,731円で、純資産の部合計は8,010万5,269円となっています。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、貸借対照表の無形固定資産の中に「のれん」とあるんですが、のれんというのは固定資産になるものなのか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年、平成28年の12月から大仲屋のしょうゆの部門を、石西社のほうが今、事業的には買い受けて事業展開をしております。大仲屋のしょうゆの部分がこののれんのほうに、のれん代として入っているということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかに。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 2点ほどお聞かせいただきたいと思いますが、いわゆる今のしょうゆを取り扱うということで、損益の中で約300万ばかり仕入れが発生し、貸借対照表のほうでは売掛金が121万7,000円ということで、売り上げは400万以上あったものかもわかりませんが、売掛がその割に大きいということで、この販売の仕組みをちょっと教えていただきたいということと。

毎年、製品売上高というのが損益にも出ますが、製品という意味合いからいえば、石西社が従来からやってきた中での製品とはどういうものかなといつも考えておりましたが、この際お聞かせいただいたらと思います。

わかればということで結構でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

5%、239万9,155円増加しております。当期純利益は177万6,808円、前年度マイナス29万2,521円と比較いたしまして、206万9,329円の増加となりました。

次に、2ページ、貸借対照表をごらんください。資産の部合計941万6,010円に対して、負債の部合計261万2,112円となっており、資本金865万円に対し、繰越利益剰余金はマイナス359万2,859円で、純資産の部合計は680万3,898円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 済みません、損益計算の売上高のですね、木工売上高218万5,000円ありますが、これの内容についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは部門でいいますと、木工部門ということで、毎年金額を出しておりますが、県道の道刈りの実施と代行林道の道刈りの請負と実施ということで、要は請け負って林道等の整備を行ったという金額がここに入っているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 同じく2番の農産加工売上高の中に、例のドレッシングはようになったんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、ドレッシングについては、みそを中心としたドレッシングということで、前回、しまろく事業を通じて、行ってきましたが、平成28年度につきましては、ドレッシングのところは、まだ開発も途中ということで、なかなかその製品的な売り上げにつながってないということで、このところに出てます金額につきましては、わさび漬、とんのす漬等従来からの商品を継続して販売しているというような状況の中での売り上げということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、もしかすると去年も聞いたかもしれないんですけども、販売費及び一般管理費の中で、法定福利費が10万3,000円になってます。一方で、給料手当が412万あるわけなんですけれども、法定福利費の額がすごく少ないように感じたなと思って、去年も何か聞いたような気がするんですけども、雑給ということはアルバイトだと思うんですよ。給料手当ということは、これはいわゆる給料ですよ。ということは、会社が払っている部分で10万円というのが、どう計算してもすごく安いような気がするんですけども、そのあたりとい

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第9号株式会社日原リゾート開発の経営状況について御説明をいたします。

まず、3ページ、損益計算書をごらんください。第32期平成28年4月1日から平成29年3月31日の決算状況につきましては、売上高が1,484万3,217円、前年1,457万4,350円に対し、26万8,867円増加、施設利用者数が2万8,168人、前年2万7,801人に対し、367人増加となっております。前年と比較し、売上高が1.8%増加、利用者数が1.3%増加いたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は476万2,318円となり、前年436万6,622円に比べ、61.8%、34万8,188円減少しております。当期純損失は3万5,565円、前年当期純利益23万4,523円に対し、27万88円減少となりました。

次に、2ページ、貸借対照表をごらんください。資産の部合計610万7,717円に対して、負債の部合計256万5,252円となっており、資本金1,350万円に対し、繰越利益剰余金はマイナス818万7,535円で、純資産の部合計は351万2,465円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ペンションの利用料売上高206万8,000円ということだと思いますけど、この売上高は宿泊者1人に対して1,000円をこちらのリゾート開発へ納めていただくということで、今までそのように認識しておりましたが、そうしますと、2,068人ぐらいの方がお泊りになられたのかなと思っておりますが、ペンションはもちろん、ペンションだけの収支ちゅうものは、リゾート開発の総会等でお聞かせいただいているのかどうか、その辺の数字を把握しておられれば、ペンション北斗星の、もしくは星と森の科学館もあろうかと思いますが、その辺の詳しいことわかればお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 売上高等の内訳を、今、日原リゾートでいいますと、自然商店、ポランの広場、それからプラサ枕瀬、ペンション北斗星、それからキャンプ場ということで、五つの施設に分かれて、売上高についてはまとめているところであります。

まず、自然商店でございますが、この自然商店は、売上高が1,130万9,891円でございます。先ほど議員が御質問になった、この利用料売上高のところの1,484万3,2

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)
平成 29 年 9 月 13 日 (水曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 29 年 9 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 舩文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続いて全員お出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。これから、9月定例会2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤舩文君を指名します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 皆さん、おはようございます。8番、御手洗剛でございます。本日、一般質問2項目、通告させていただいております。

それでは、1番目から始めたいと思います。

公共土木事業の事業量減に関する対応についてでございます。

当町を襲った、平成25年の集中豪雨災害から、はや4年2カ月が経過し、本年には、おおむねの復旧事業が完了するとしております。災害復旧工事に当たっては、国・県の支援はもとより、実際に施工された町内をはじめ、町外建設業者の懸命な努力のおかげをもって、工期内完了の運びになったことを忘れてはならないと思います。

しかし、復旧工事の完工とともに、今年度に入り公共土木工事の事業量は激減し、そのため会社運営の見通しが立たず、一時的にも従業員を自宅待機させたり、本年度末で会社を閉じるところもあると聞いております。

本町にありましては、土木・建設業は基幹産業であるとともに、長きにわたり地域労働者を安定して就労する場であり、重要な位置づけがあると考えております。合併算定替えの、段階的な普通交付税の縮減が始まり、財政状況はますます厳しさを増すと認識するものの、このような現状を踏まえ、対応策を講ずることが本町における優先課題であると考えます。

そこで、1点目であります。昨年においては、災害復旧工事における業者の献身的な対応に鑑み、新年度においても事業量の確保に努めると明言をされておりましたが、今年度の発注状況と今後の見通しについてお聞きいたします。

2番目に、当町のインフラ整備を長期安定的に行っていくことは、重要な行政課題であると思います。また、近年温暖化が進行し、異常気象が日常化する中にあることは、再び自然災害に見舞われることも想定されます。そのためにも、町内にある中小の建設業には、年度ごとに一定の事業量があることが存続の必須要件と考えます。

見解についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日より、一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共土木事業の事業量減に関する対応についてでございます。

まず、一つ目の御質問でありますけれども、平成25年災害復旧工事に関して、町内をはじめとする建設業者の懸命な御尽力により、被災年から4年を経過する中で、島根県本町の災害復旧がおおむね完了を見ることとなりました。本町の災害復旧は、一部町単工事による農地農業施設災害が数カ所残されておりますが、本年度において全て完了させる予定であります。

そうした中で、昨年度まで災害復旧を優先してきたことから、継続あるいは新規事業の着手がおくれておりましたが、本年度において、社会資本整備交付金事業や起債事業による道路改良工事6路線を計画しており、そのうち4路線が既に発注済み、2路線が9月発注予定として進めております。また、町道等の維持管理工事、舗装修繕工事も、年度当初発注を終えており、計画どおりに執行しているところでございます。災害復旧

工事の完了後は工事量の減となり、町内建設業者にとって厳しい状況であることは推察をしております。

今後においても、本町としては厳しい財政状況を勘案しながら、道路改良・落石対策・橋梁長寿化に係る修繕工事等進めていくべき事業を、確実に取り組んでいくよう努力をしております。

二つ目の御質問であります。本町のインフラ整備については、長期的にも重要な課題であることは認識をしているところでございます。このことについて、町のみならず、町内の県事業によるインフラ整備もあわせて進めていく必要があります。例年、吉賀町長や町議会議長と一緒に実施しております。鹿足土木協会による郡内の河川や道路整備、治山事業等の具体的な県事業要望活動も重要でございます。こうした活動を展開することにより、県・町の一体的なインフラ整備が、長期的、安定的に図ることができるものと考えております。

このインフラ整備等の公共事業を確保し、着実に進めていくことで民生の安定が図られ、また、関係事業者の安定的な経営にもつながっていくことにもなると考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） お答えをいただきました。

今年度当初予算では、町道の改良工事に関しては最大限予算化しているとされております。道路新設改良工事や、災害復旧工事による損傷した舗装修繕工事や、新規事業としての落石対策調査事業の進捗状況について、どのような状況にあるか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） おはようございます。

議員お尋ねの件でございますが、災害復旧の工事の後、道路面が損傷した箇所についての舗装につきましては、今年度舗装修繕をする予定としております。まだ発注に至っておりませんが、今、その準備をしているところでございます。今年度のところで、一定程度の修繕が終わるものと思っております。

それから、落石対策に関しましては、今年度測量設計業務を行いまして、来年度、30年度には工事着手ができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 災害復旧工事による舗装修繕工事、道路の、町道の修繕工事ではありますが、一定程度完了の見通しというふうなことでありますが、全てが終わる時期、これはいつごろになるか、今の段階で思っておられるか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 舗装修繕工事につきましては、昨年度、28年度においても舗装修繕を実際にやっております。で、その残りが、今年度のところで修繕をやっているということでございまして、私どもとしては、今年度全て終えたいとそういう考えでおるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変、町道等いまだに、町道だけでもございませぬ、県道もでございますが、災害のために大変傷んで陥没しておるといいますか、かなり、歩いてみますとそのひどさがわかるわけでありまして、町道の舗装完了については、今年度には終わるといふふうなお答えでありましたが、今後、県道等について、どのような県への要望といいますか、進捗を図るか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 県道等につきましてはですが、御要望があれば、町のほうから県のほうへ働きかけをさせていただきます。それで、県のほうが、県の修繕維持の関係の予算を持っておられるとは思いますが、その中に組み込んでいただけるように、こちらからも働きかけをしてまいりたいとそういうふうと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 落石対策等の調査事業については、今年度行い、30年度に事業着手するというふうなお答えでもございました。

全てのことに言えるわけでもありますが、設計事業についてかなりの時間を要し、実際の施工工事が、その後おくれたことで始まるというふうな状況を見ておるところでもございますので、これについて、極力、設計業務の発注については早目に行い、今後の施工に支障を来さないような対応が望まれるところであります。

このことについて、見解がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員さんがおっしゃったとおりで、私どもも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 当町におきましては、大変、地場産業といいますか、少ない町であります。その中で土木建設業は、地域経済の牽引役でもあります。その動向で、この町内の景気も左右されると言っても過言ではなかろうかなというふうにも思っておるところであります。そのため、毎年度、やはり安定した公共事業の事業量確保が、町行政においても必要不可欠なものとしておるものであります。

平成25年の災害で、何よりも復旧工事を優先せざるを得なかった今日までの歩みであったことを踏まえ、今後の施策による対応を期待したいと考えております。

以上で、1番目を終わり、2番目に移りたいと思います。

平成30年度からの新たな米政策への対応についてであります。

30年産からの米の生産調整見直しをめぐる政府・与党内論議で、収入減少影響緩和対策癩癩通称ナラシ対策と言いますが、このあり方が焦点になっております。

そこで1番目であります。ナラシ対策は、収入が過去の標準額を下回った場合、下回った額の9割を補償する仕組みでございます。認定農業者や集落営農、認定新規就農者が対象ですが、国が示す生産目標数量に従って生産することが要件でありました。

30年産から、国が生産数量目標の配分をやめるため、ナラシ対策に引き続き需給調整を求めることは困難としておるようであります。しかし、国策として主食用米を需給調整するため、転作で、昭和45年から今日までの長きにわたり、大方の生産者が国の方向性に理解を示し取り組んできた歴史であります。

今後、米の消費が減少する中で、転作をしない生産者へも、このようなナラシ対策を講ずるといふ方向性には、平等性を欠ける施策であると考えられるものであります。

今後においても、関係者が一丸となって、需要に応じた米生産に取り組むことが必要であり、そのことによって米価の安定が図られると確信をしております。

当町における、次年度からの新たな米政策変更に伴う基本的な対応の考え方について、お尋ねをいたします。

2番目に、当町においても、耕畜連携による飼料米やWC S癩癩ホールクロップサイレージの生産が徐々に定着しつつあります。

今後の展望と施策について、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、平成30年度からの新たな米政策への対応について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。平成30年産以降、国による生産数量目標の配分がなくなることに伴い、達成要件がなくなります。ただし、米価安定のためにも需給調整は必要なものと考えており、各地域において生産者や集荷業者・団体等が中心となって需要に応じた生産を目指すことにしております。

島根県においても、国からの情報を鑑みながら、当面の間、従前とほぼ同様の手法で、県農業再生協議会から各地域農業再生協議会へ、生産数量の目安という形で生産数量が示されることになっております。12月までに、各地域への生産数量の目安を算定するため、9月から10月にかけて稲作農家へ来年度の水稻作付意向調査を実施することにしており、御協力をお願いする予定です。

また、ナラシ対策にかわる収入保険制度が、平成31年産からスタートすることから、今後は新制度への移行をお願いしていくこととなります。

二つ目の御質問でありますけれども、本年度の新規需要米の取り組みは、飼料用米が19.5ヘクタール、WCS用稲が33.0ヘクタール、計52.5ヘクタールと、昨年に比べると3ヘクタール程度増加をしております。現在、飼料用米等の需要が多く供給が足りていない状態であり、国においても助成を継続して、面積拡大を推進していく考えでございます。

ただ、主食米に比べて反収が低い圃場も出ており、しっかりとした肥培管理、また多収品種への切りかえなど、基準以上の反収が確保できるよう、関係機関と連携しながら指導を行っていきたいと考えます。

県においても、新たに知事特認品種以外の多収品種導入に対して、支援を検討しているとのことでございます。町としても、需要がある限り引き続き飼料用米、WCS用稲の取り組みを推進していきたいと考えます。

また、耕畜連携の取り組みは、全国的に定着してきたことを理由に、本年度から国の戦略的支援から外れ、地域枠の産地交付金へと変わりました。産地交付金は、地域の特産物栽培等への助成が中心となっておりますが、耕畜連携の枠を設け、当面の間助成を行っていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大きな問題として、30年から今までの国策とは変わる方向性になろうとしております。転作を始めて、約50年が経過しようとしておるような状況でもございます。大変、長きにわたって農業者は、その方向性にやむなく受けとめて対応してきたものであります。

今まで、この長きにわたって取り組んできた需給調整を転換しようとするものでございますし、それは、米の消費量が、昭和20年代に比べて半減しているという現実を踏まえて、やはり、対応せざるを得ないという現実があるわけでありまして。大変、農業生産者にとっては、特に水稻生産者が、この本町の中心でございます。そういった状況を踏まえる中で、需給調整がやはり、米価の安定を図る上で、当然必要である、それを認識して今日まで来たものであります。

そうした中で、来年産からの米生産調整の見直しにおける需給安定には、当町にもございます農業再生協議会の役割が大きなものと、また、この再生協議会が大きな力を発揮していくことが必要であると考えております。

先ほど、JAの全国中央会では、そういったことに鑑みながら、農業再生協議会の全国組織をつくらざるを得ない、また、この必要性を論議もされている状況にございます。

お答えもございましたが、当町においても農業再生協議会での、いち早い議論が必要と考えます。そして、生産者にその内容を、国の政策が変わって、今後みずからが需給調整していかないと、国からの継続的なものは見えない時代になってきたということの認識を深める必要があるかというふうにも思うわけでありまして。

このことについて、町としての見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 米の需給調整のことだと思うんですが、再生協を通じまして町長が答弁しましたように、今後も生産量の把握をしながら調整をしていくということではありますが、私が、農林課に来た5年前、ちょうど災害があつて、生産量が減った関係もありまして、調整が必要なかつたわけですが、それから4年間、ずっと見てきておりまして、割り当てられた数量以上の主食米生産は、なされてないのが現状でありまして、農業離れもありますし、それから米価の下落も原因しております。

で、米価下落によりまして、WCS、後で出てきますが、WCSや飼料用米の生産量が多くなってきております。そちらのほうが、利益率が高いということでありまして、そういった生産がふえた関係で、またこれ、主食米の生産調整が必要なくなってきたと。

で、今後も、本町においては、そういった流れでいくのかなと思っておりますが、国全体を見ますと、銘柄米などそういう形で売れている生産地は、主食米をふやしていくのではないかとということが考えられます。それによって、米の生産量がふえて需要を越してしまう可能性があるかと、そうなりますと、米価下落につながっていきますので、国を挙げてこの生産調整をしていかない限りは、本町だけがそれを守っても、米価の下落を防止できないと思っておりますので、そういったところへの働きかけをしていくためにも、国挙げての再生協議会の組織が必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今、農林課長から当町の現状について話がいただけました。

確かに、津和野町は、何と申しますか、国の施策には十分理解を示し、それに沿った対応を今までやってきたあげくが、結果が、このように需給調整が十分になされる町になったわけでありまして。しかし、今ありましたように、全国的にはやはり、需給調整が必要なものであります。そのために、転作を何にするか、有効なものにするために取り組みをしているものでございますし、津和野町が、需給調整は長年達成できておるから、よしとするものではなくて、やはり、関係機関一丸となって、転作をすることが目的ではなくて、やはり米価の安定を図ることが目的であることが、農家の経営安定につながるものであります。

そのためにも、近隣の町村はもとより、今後も県なり国のほうへ、やはりこの需給調整の必要性を訴え、また、有効な転作作物の振興ということを、やはり図る必要があるかというふうに感じておるものであります。

今後とも、そういったことに沿って、当町も働きかけを強化いただきますように、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、2番目であります。

畜産には、飼料供給が必要不可欠であります。畜産業を安定的に営むためには、安定的な、安定した飼料供給が求められるものであります。

しかし、我が国は、配合飼料の大部分を輸入に頼っており、穀物価格の国際市場の変動に大きく影響を受ける構造でございます。経営的にも、国際市場の変動に大きく影響を受けたいような対策を講じていくことが、常に求められております。残念ながら、当町の畜産農家は減少傾向で、少ない大型経営に依存するような状況にもあろうかと思っております。

また、特に個々の畜産農家は、高齢化の進展で飼料生産のための労働力も不足してきております。飼料生産組織やコントラクターによる労働負担の軽減を求め、粗飼料の作業の効率化や低コスト化が、ますます重要となってきている状況でございます。

御解答はいただきましたが、今後における耕畜連携措置のための取り組みについて、町として、WCS等の状況、また、そのために従来から機械装備もしてきた経過もございまして、これが、大きな支援策となっていることも鑑みながら、今後、やはり有効な転作作物の振興とともに、畜産経営における飼料供給の安定化のために、このWCS等の推進を拡大していき、また場合によっては、町としての機械導入等の支援、このようなことについて要望があった場合に、どのような対応をされるかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町としましても、WCSの収穫機械、それからロールの機械等々について助成をしまして、いち早く取り組んだ関係で、現在ではWCSが33ヘクタールまで延びたと。

それから、SGSと言いますが、飼料用米を破碎してフレコンバッグの中で乳酸発酵させてつくる、SGSというものの充疇機につきましても、助成をしてくれております。

そういった関係の栽培面積につきましても、今、ちょうど安定してきたところかなと思っております、これからさらにそれが拡大するかどうかはわかりませんが、少なくとも、拡大した場合でも、今の機械で十分対応が可能と思っております、新たな機械の導入が必要かという、今現在では必要ないのかなというふうに思っております。

で、この辺の維持であります、国のほうも、飼料用米等については補助金の持続をするというふうに聞いておりますが、先ほど、町長の答弁がありましたけれども、戦略的支援から外れ、今まで1万3,000円が別枠でついてたのですが、それが外れるということで、地域枠の中で1万円を今から補疇して、その枠を下げないようにしていく策は、今後とっていくということにしておりますので、そういったことを通じて、このWCS、飼料用米の面積を維持していくことを支援していこうというふうに思っております。

平成27年度作成された津和野町総合戦略並びに人口ビジョンの平成28年度の検証について、現段階どういう状況であるか、そのスケジュール等についても伺いをしたいと思います。

あわせて、以下の点について伺います。

1点目でございますが、人口ビジョンの社会増減の差、いわゆる転入、転出でございますが、平成27年度時点、5年間でございますが、マイナス302人でありまして、これを5年後、平成32年に半減をするということでありまして。そして10年後、平成37年にはその差をゼロにするという目標でございますが、平成28年度において達成に近づいているのかどうか、あわせてその動向について考えられる要因、原因ですね、これについて伺います。またあわせて、UIターン者の状況について伺います。

2点目でございますが、若い女性が住みたいまちづくりを基本視点とした若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる、この戦略の平成28年度の取り組みについて伺います。

3点目でございますが、先般実施されました町女性会議と町との意見交換会の内容について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町総合戦略についてでございます。

まず、一つ目の御質問でございますが、平成28年1月に策定したまち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョンにおきまして、平成23年から27年の転入者数と転出者数の差をあらわす社会動態数につきましては、5年間でマイナス302人と記載しているところでございます。平成23年から26年につきましては、住民基本台帳人口移動報告、総務省統計局によるものの実績値、平成27年につきましては推計値で算出をしております。1年間の平均は、約60人の転出超過となっておりますが、転出超過の人数は平成27年で6人、平成28年で28人であり、転入と転出が均衡しつつある傾向を示しております。その要因としましては、空き家情報バンク事業をはじめ、近年のさまざまな定住促進施策の推進による効果であると考えているところでございます。

なお、県のUIターン者数調査報告書によると、県外から転入したUIターン者数は、平成27年度では79人、平成28年度では50人となっております。

二つ目の御質問でございますが、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略におきましては、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として、五つの基本目標を定めているところでございます。

議員御指摘の基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえるについての平成28年度の取り組みとしましては、つわの暮らし推進課では、主に結婚対策事業と妊産婦通院サポート事業が挙げられます。結婚対策事業としましては、平成28年度か

ら吉賀町との広域連携により、新たに出会い創出事業を展開しているところでございます。平成28年度には、事前セミナーを含めた出会い創出イベントを開催しており、男性15名、女性14名の参加者のうち、9組のカップルが成立をしたところでございます。

また、妊産婦通院サポート事業につきましては、津和野町に在住する妊産婦が通院のためタクシーを利用する場合に、その料金を助成することにより、妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成27年度から実施をしております。平成28年度の実績としましては、申請者53名のうち利用件数が30件で、助成金額は30万5,540円となっております。平成29年度におきましては、8月末現在で申請者14名のうち利用件数が8件で、助成金額は5万3,460円であります。

また、総合戦略の取り組みの一つとして掲げております津和野町女性会議につきましては、昨年11月に設置をしたところであり、現在9名の委員で構成され、女性の視点で結婚から妊娠・出産・子育て支援について検討するため、2カ月に1回会議を開催しております。今後におきましても、若い女性が住みたいまちづくりに向けて取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

三つ目の御質問であります。津和野町女性会議委員と津和野町との意見交換会につきましては、8月30日に開催をしたところでございます。女性会議の委員9名の質問に対して、議会形式で町長及び各担当課長等が回答を行いながら意見交換を行い、委員からは、つわの暮らし推進住宅や空き家の活用、産後のケア、不妊治療への助成、女性を中心となって町の活性化を検討、提言するためのNPO法人化などについて意見交換が行われました。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 少し最初に、質問の中で検証についてのスケジュールということを少しお聞きしましたが、この検証について総合戦略の中でも述べておられます。このあたりについて、この検証というのは毎年度行われるというふうに私は思っておりますが、ことし28年度分について、検証、これからどういう予定で行われるのか、県内でも市町村によつたらもう検証済んだという報道もありますが、津和野町として、今後のスケジュールはどうなっているのか、まずそれをお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の検証でございます。これについては、各市町村のほうで検証するというので、スケジュール的なところは市町村の考え方の中で行っていくということになっております。

平成28年度実施事業についての検証スケジュール、庁議のほうでは方法等について報告しておるところですが、10、11月のところでその結果について持ち寄って検証委員会、この総合戦略を策定をいただいたメンバーの方にお集まりをいただきまして、この検証内容について御報告をし、御意見をいただくということで、12月議会の

ところで全員協議会等で報告をさせていただければいいかなというところで今考えているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） これから検証ということですので、その検証の結果をまたしっかりと私たちも見ていきたいと思いますが、最初に転入、転出の関係について回答をいただきました。回答の中では、転入、転出の差が少しずつ縮まっている状況であるというような回答でありました。U I ターン者の関係も、平成28年度では50人ということになっているというような回答でございました。県のほうでも、いろいろこういった調査を実施されているということが報道されておりましたが、ちょっと私が一番気になりましたことが、Uターン者、Iターン者に対して意識調査を島根県が実施したという中で、U I ターンをした人のうち、そこに住みたいと答えた人の割合、これがUターン、これ島根県全体でございまして、53.2%であったと、Iターンにつきましては49.5%であったということです。これ、そこに住みたいという人ですね。要するに半数程度なんですね。他に移りたい理由ということで、U I ターン者ともに買い物や通院などの生活の利便性の向上、これがトップであったというふうであります。

Iターン者の方については、なかなか島根に愛着が湧かないと、そういった意見が多く、やはり人間関係あるいは地域とのかかわり方に大変不安を感じる人が多かったというような結果が発表されておりました。このことは、津和野町で今取り組んでおります商店への支援あるいは買い物支援、そして医療の問題、こういった大きな課題、それと私は同じようなことかなというふうに思っておるところでございます。

特に周辺に縁故者がおられないIターン者の方への支援のあり方、こういったことは十分検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

これは県の調査ではありますが、津和野町においてこういったU I ターン者の方に対する、そういった何か意識調査というようなことは実施されているのかどうか、それについてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） U I ターン者の集いというのは毎年1回ほど行っております。農林課とも連携をしながら行っているということでございますが、そういった調査については最近では行ってない状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 県全体でのこれは話でございまして、当然津和野町の人もこの意識調査の中に入っているというふうに思いますので、こういった意見もひとつこれから検証の中でしっかりと出していただいて、何が不足しているのか、そういったところで新たな施策等も考えていく必要があるということが出てくると思

ますので、ひとつその辺の検討もよろしくお願ひしたいと思いますが、若い女性が住みたいまちづくり、これについて津和野町もいろんな施策を講じておられます。

その中の回答の中で、新しい出会いの創出事業ということで、吉賀町との広域連携によってやっておられますが、この中で、平成28年度に9組のカップルが誕生したということで回答がありました。これは、数値的にはすごく高いというふうにも感じておりますが、この9組の中で津和野町のカップルの方がどれだけおられたか、わかればお知らせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この出会いの場づくりということで、総合戦略を計画をさせていただいて、広域として連携できるのが、どういった形が一番いいかというようなところは益田市、吉賀町と一緒に話をしてきました。その中で、最もこれやってみようというのがこの出会いの場創出のところなんです、基本的にこの9組のところの内訳等については公表はしておりません。

こういったところは大変この参加者の方も、いろいろ広域になったら参加しやすい状況をだんだんつくっていくというようなところで、津和野町だけでやると、やはりどうしても個々の思いというのが、津和野町内でするので、皆さんにその辺の取り組みが知られるようなところもあります。そういったところを広域的にやることによって、参加しやすい状況をつくってきたということで、大変申しわけございませんが、その辺の津和野町が何組かということとはちょっと公表しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろプライバシーのこともあるというふうに思いますので、9組のカップルが誕生したということは大変めでたいことであるというふうに感じております。

また、女性会議等もいろいろ意見交換会等もやられている。さまざまな意見が出たということでもあります。こういったこともひとつ検証の中で十分させていただいて、より若い女性が本当に住みやすいまち、それを目指していただきたいというふうに思うところでございます。

始まって1年でありますので、まだなかなか成果が出るということでもないかもしれませんが、やはり1年ごとにそういった検証をしながら、また新たな見直しもぜひ行う、そういったことを取り組んでいただきたい、そういうふうに思うところでございます。

それでは、続いて次の質問に移らせていただきます。

最初に、私は通告をいたしました中に、少し私の言葉で間違いがありましたので、そういったところも一つ訂正して質問をさせていただきます。

平成29年4月、念願の障害者福祉センターが開所され、約半年が経過をいたしました。現在、就労継続支援B型作業所わさびの里、放課後等デイサービス事業つくしんぼ、計画相談支援事業くすのきの運営が行われているところであります。障害者福祉センターの開設は、津和野町が今後障がい者福祉に積極的に取り組んでいく意欲のあらわれでもあり、その拠点であります。事業内容の周知のための施設見学や情報発信は常に行う必要があると考えます。

しかし、大切なことは障がいについて私たち町民が実態を知り、理解をすることではないでしょうか。行政も議会も町民も障がいを持つ人、そしてその家族の抱える悩み等を少しでも共有し合えるような意識改革が必要と考えます。施設はできましたが、これらのことに対する取り組みがまだ十分ではないのではないかと感じております。町として、今後どのように障がいに対する町民意識改革、いわゆる啓発活動に取り組んでいかれるのかを伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障がい者福祉についてお答えをさせていただきます。

昨年建設しました津和野町障害者福祉センターにつきましては、ことし4月から社会福祉法人つわの清流会により障害福祉サービス事業が開始されたところであります。

つわの清流会に問い合わせをしたところ、通所をされる障がい者または障がい児の人数は、徐々にふえている状況のようですが、当初の目標であった各事業に毎日10名というところにはまだ至っていないということでありました。

事業所の評価としては、現在通所されている方またはその保護者の方の多くが町内に事業所ができたこと、支援員等の手厚い指導により安心して作業をしたり、児童が預けられるという点で、かなり評価は高いようでございます。

質問のお答えについてであります。町としましても障害者福祉センターを拠点施設として、この施設が障がい者の方または障がい児のみのためのものではなく、広く町民の皆様がこの施設を建設した意義や、障がいへの理解を周知していかなくてはならないと考えております。

あわせて、今年度は津和野町障がい者計画、障害福祉計画の改定年度となっております。新計画の策定により、町としましても、この計画の趣旨にある社会全体にノーマライゼーションやバリアフリーの理念を浸透させていくことを、これまで以上に図っていきたいと考えております。

また、平成25年度より改正されたいわゆる障害者総合支援法において、障がい者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去等がうたわれており、町としましても、地域社会における障がい者との共存をさらに進めていかなければならないと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 半年がたったわけですが、私も職員の皆さんあるいは利用されている家族の皆さんと少し話す機会がありましたので、その場でいろんな話を少し聞かせていただきました。

回答にありますように、入所者の家族の方からは大変よい施設をつくってもらったと、また対応する職員の方が本当によくやってもらっているとの喜びの声もありました。職員の方もスタートから半年であります、いろんな戸惑いの中だと思っておりますが、よく頑張っておられるというふうにも感じたところでございます。

特に、放課後等のデイサービスについても、夏場の利用は非常にたくさんあったということで、職員の皆さんも大変忙しい状況であったということで聞いておりますし、またB型作業所のほうもワサビの収穫等もされております。少しずつ運営が軌道に乗っているそういう状況ではないかというふうに思っておりますが、中でも利用者の家族の方が一番思っておられることが、障がいについて正しく理解をしてもらいたいというような思いを持っておられる方が多いということでもあります。まだまだ社会においては、障がい者に対して差別あるいは偏見、そういったものがあるのも事実であろうというふうに思っております。

津和野町でもこういった施設をつくったわけですから、これを機会に障がいに対して町民が少しでも理解を深めていく、そういった取り組みが必要ではないかというふうに考えます。特に、利用者の方もこれからいろんな地域に出かけていくというようなこともあろうかと思いますが、その地域の人の対応によっては、あるいは嫌な思いをすることにもなりかねない。町民が障がい者に対する正しい理解をしていれば、そんなことも起きないというふうに思っております。できれば、津和野町のこの施設に入って本当によかった、津和野町のどこに行っても町民の方が優しく対応してくださる、そのようなやっぱり町にしていかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

回答の中にもありました今後も改正された障害者総合支援法、これらに基づいて共存というものをさらに進めていかなければならないという回答でございました。

そこでお聞きをいたしますが、町のほうで今障がい者に対する窓口の対応マニュアル、そういったものが今つくられているのかどうか、その辺についてまずお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 御質問の、役場としまして障がい者の方が来られた場合の対応マニュアルというものは、特にはつくってないということになります。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 回答の中でありました障害者総合支援法ですか、これ私も少し調べてみまして、障害者差別解消法、これが平成28年4月1日から施行されているということですが、この法律は障がいのある人もない人も、互いにそ

の人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しているということでありまして、この中で二つの大きな視点があるようであります。不当な差別的取り扱いの禁止、この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止をしていますということでもあります。

二つ目が、合理的配慮の提供ということですが、この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること。事業者に対しては、対応に努めること、こういことを求めているということでございます。

この障害者差別解消法ができて、ちょっと島根県内の市町村の様子を調べてみましたら、その中で幾つかの市町村でこういった障がい者対応マニュアル、そういったものをつくられている市町村がありました。少し参考にとということでちょっと調べてみましたが、浜田市の関係でちょっと調べさせていただきました。浜田のほうでは、こういった障がい者対応マニュアルというのをつくっておられます。この障がい者のマニュアルでございますが、この中で、公共のサービス窓口で働く職員が知っておくことが必要な基礎的な知識をまとめたものであるということであり、前半においては障がいの種類ごとの特性を示すとともに、後半においては窓口業務の場面ごとに対応における配慮を示しているということでございます。少し読んでみますと、非常に参考になる部分であろうというふうに思っておりますし、そしてまた、あわせて浜田市職員対応要領というものもつくっておられるようでございます。

こういったものを全市町村がつくっておられるわけではないと思いますが、このことは非常にいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、こういったことをまず行政側がやっていくことによって、だんだんと町民の中にもそういったことが理解されていく、そういうことにつながるんじゃないかというふうに思いますが、こういったものを今何か検討されているかどうか、その点についてお聞きをします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、津和野町役場の職員の中で、議員がおっしゃいますような障がい者の方に対しましての対応マニュアルというものは、先ほど健康福祉課長が答弁しておりますが、策定はしておりません。ただ、研修という形では毎年度いろんな研修を実施しておりますし、一般的な接遇研修、そういったものの中で、そういった窓口対応等についての研修を職員の方にはしていただいているということでございます。

また、毎年度町のほうで独自に職員を対象にした研修を実施しております。昨年度でございますと、メンタルヘルス研修あるいは男女共同参画関係の研修を実施をしております、こういった庁内の研修の中で、職員の方に対しての今の障がい者の方への対応の

仕方といたしますか、研修を計画をしていきたいというふうにございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろんな研修等もされているということでございますが、またこういった対応マニュアル、これについてもまた検討いただけたらというふうに思っております。

障がいを持たれている人、いろいろ話をしてみますと、家族の方も大変な対応をされておりますが、抱えている家族の方は本当に私たちが思っているより明るく対応されているということをよく感じます。

その中で、少しこういった障がいを体験をされた人の言葉について、少し発表させていただきたいというふうに思うんですが、このことは、現在障がいについて人材研修講師として活躍されているこれは岸田ひろ実という方の言葉でございますが、少し紹介をさせていただきます。

この人は、知的障がいのある長男が誕生、そして夫の突然の死、御自身の大病による車椅子生活と、たび重なる試練をくぐり抜けてきた方であります。ただ一人、長女だけが健常者ということではありますが、まず長男が障がいを持って生まれたとき、私たちは何の悪いこともしていないのに、なぜとって、障がいがある子を産んでしまった自分をまず責めましたということでもあります。かわいいという感情もなかなかなくて、育てる自信がないとか、友達にどう話そうとか、自分のことばかり考えていたんですと。

自分が車椅子生活になったとき、わあ、かわいそうといった目で見られてしまうことがとてもつらかったということでもあります。はたから見たら、私の家族は子供に障がいがある、夫は病気で亡くなる、奥さんも障がい者と、目も当てられないくらい不幸な一家と映るかもしれない。しかし、私たちは皆めっちゃくちゃに楽しくて、今が一番ハッピーなんですね。最近しみじみと思うのは、大変だったと思った出来事が、実は絶対に必要な出来事だったということです。

良太、これはこの人の障がいを持った人の長男の名前でございますが、良太が生まれてから、私たち家族はとても生きやすくなりました。人と比べない、人と違っていい、そのことを最初に教えてくれたのが良太でした。これは、良太が生まれてこなかったら私たち家族が絶対に気づかなかった幸せです。どんな不幸なことも、どんなハッピーなことも奇跡ではなくて、全て必然だった気がします。不幸と思えることが多ければ多いほど、ハッピーなことが必ずあります。もちろん、それをハッピーと感じるかどうかはその人次第なのですがということ、こういった言葉を書いておられました。

やはり大変な試練をくぐり抜けてきた人が言える言葉であるというふうに思いますが、私たちもこういった障がいということに正しく向き合うことで、いろいろなことを学ぶことができるのではないかとこのように思っております。津和野町も障がいのある人もない人もともに生きる共生社会、これの実現に向けて頑張っていく必要があるのでは

はないかというふうに思っております。こういうようなことの対応について、ぜひ今後ともよろしく願いをいたしまして、次の質問に移ります。

3点目でございますが、P F I 事業についてであります。

津和野町では、平成26年度よりつわの暮らし推進住宅建設について、P F I 的手法を活用して建設をしております。

P F I とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法であります。

現在のつわの暮らし推進住宅につきましては、公的資金の過疎債を活用しており、民間資金の活用はしておりません。今後は、民間資金を活用すべきモデル事業に発展させたいとの町としての考えであります。これまでP F I 的手法を活用して建設された住宅について、直営で行う場合とどれぐらいの財政負担削減ができてきているのか、これについて伺います。

また、今後も住宅建設などP F I 手法により行いたい考えもあるようではありますが、数値的にどれぐらいの財政削減やサービスの向上が期待できるのか、住民に示す必要があると思っておりますが、その見解についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、P F I 的手法を活用した事業についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、子育て世帯の人口の増加及び定住化を図り、地域の活性化を推進する目的で、平成26年度よりつわの暮らし推進住宅の整備に着手したところでございます。

つわの暮らし推進住宅は、事業の目的が達成されるよう、住宅の建設地につきましてはまちづくり委員会からの要望によること、入居資格につきましては、同居親族に小学生以下の子供がいること、自治組織に加入し、地域活動に積極的に活動することなどの要件をもとに、これまで左鑑、青原、木部の3地域において事業の実施を行ってまいりました。

事業の手法につきましては、P F I 事業、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法でございます。このP F I 事業により実施しており、事業の資金につきましては、民間事業者の資金調達負担はなく、町が全てを調達しており、施設の整備に関しては設計、造成、建設を、施設の維持管理に関しては25年間の施設の維持管理、家賃の徴収を一体的に行うこととしております。

従来の手法とP F I の手法を発注の手間、民間の工夫、職員の手間について比較すると、従来の手法では、発注に関しては4回以上の発注業務、民間の工夫に関しては個別業務で総合的なノウハウが発揮しにくい、職員の手間に関しては、事業期間にわたり発注、入札、管理が発生することなどが挙げられ、P F I の手法では、発注に関しては1回、民間の工夫に関しては総合的な業務で民間企業のノウハウが発揮しやすい、職員の

手間に関しては、民間事業者が事務の大部分を担うため、業務削減につながる事が挙げられます。

これまで3地域において実施いたしました整備事業につきましては、従来の手法とPFIの手法を比較検討した上で、PFIの手法が効果的手法であると判断し、事業を実施してまいりました。

財政負担削減効果につきましては、主には人件費の削減効果が挙げられると考えられますが、これまで実施した事業につきましては、資金調達を町が行っており、これまでのところで削減効果の数値化は行っておりません。

他の自治体が実施したPFI事業による削減効果は、建設費や管理運営費など、全体事業費の6%から12%になると試算されております。

基本的な考え方として、町が起債を行って事業費を捻出するところを民間資金で賄うことで、実質公債費比率等の上昇を抑制しながら事業実施できるため、PFI事業には財政的なメリットを認めているところであります。

今後は、民間資金の調達による本来のPFI事業を推進することとしており、厳しい財政事情の中でも必要な社会資本整備が進むとともに、期待される公共サービスの早期提供が可能となると考えております。

平成30年度はPFIによる定住住宅の整備を計画しております。事業の推進に当たっては、今年度は町内の金融機関主催による民間事業者等を対象としたセミナーを実施し、PFI事業の町内事業者の参画を促すとともに、来年度の事業実施方針を定めるに当たっては、全国地域PFI協会と連携し、財政削減効果を含めた事業実施方針の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） このPFIを利用してのつわの暮らし推進住宅が建てられているということでございますが、これについて、町民の方からも本当にこのPFIが効果があるのかどうか、そういったところがなかなかわかりづらいという声も聞きます。

確かに、私たちもいろいろ説明を聞くんですが、本当にどんな効果があるのかということがはっきりわからない部分があるんですね。これは、やはりこのPFIというのは設計、建設、維持管理、運営、資金の調達の一体型発注ということでありまして、設計、建設、維持管理、運営の全部または一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。それから民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用でき、質の高い公共サービスの提供ができるということがこれが特徴と効果ということですが、実際に今、つわの暮らし推進住宅をやっている中で、一体的に発注をされている今までのやり方は、個々に入札等をやっておりますが、一体的に発注をされている、まとまった発注をされていると。そして、その後でまた維持管理、そして運営の部分、料金徴収、そういったことをまとめてやってもらうということにやっておりますが、今発注

の部分で一体的に出す今のPFI的な方法と、今までの個々に発注をするやり方、回答にもちよつとありましたが、もう一体的にやるほうが、役場の職員の人とすれば人的な部分でも削減になるということでしょうか。

最初は随分、このPFIをやるためにはいろんな今までの入札方法と変わってくるんで、随分いろいろ検討されたと思いますが、いろんなリスクの分担とか、そういったことも随分出てくるんで、検討されて、大分その辺ではなれてきたというふうに思いますが、やはりそういう方法のほうが、人的には少し削減をされてきているというふうに感じておられるかどうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それぞれの従来方式とPFI事業による職員の作業のところについては、中身的な時間的なところを一応検証しております。造成、設計、造成工事、設計監理、建築工事というような形の中で、職員の時間数でいうと、大体188時間ぐらいの時間数を要すということで積算をしております。

一方、PFIのほうでございますが、実施方針、先ほど議員御指摘のとおりでございますが、実施方針の公表から募集要項、それから要求水準の作成というようなところから含めて、PFIの事業者の選定審査会、それから入居者の審査会というような形の中で職員の時間を計算すると、大体93時間ぐらいを木部の住宅でいうと要しているということで、そういったところで比較をさせていただくと、従来方式による必要経費で人件費換算でいうと、大体34万ぐらいの、これは係長の平均給与で積算をしておりますが、34万ぐらいの金額ということで、PFIで行った場合16万9,000円というようなことで、人件費削減額である程度実態として職員の労働時間というか、それに当たる時間を計算すると、17万3,000円ぐらいの削減効果にはなっているということで、このPFIのやり方による、それが一つあわせれる金額かなというところで考えております。

この辺については、先ほど町長申し上げましたとおり、PFIの効果というのはやはり一体で行うことによって、業者のほうのやはりそのノウハウというのも造成から設計から建築からということで、一体的に行う中での業者の考え方の反映というようなところは、当然メリットも出てくるというようなところもありますし、今一番私どもがやはり考えているのが、その財源をどうするかというところで、必要な財源をこういった施設をつくるためには持ってこないけん。その中で、国の社会資本整備交付金、これ自体もこのPFI事業を取り組むことで、より交付金自体がつきやすくなるという状況と、あとは資金調達を民間事業者にやっていただくということで、これ基本的には行政側の資金がゼロ計とって表現しておりますが、ゼロ予算でこの公共施設の整備ができるというのが、私どももう一つの最大のメリットというような考え方の中で、この事業を進めているということでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 人件費の削減部分とか、お聞きをしたわけですが、そういう形で少しでも財政負担が削減されているということではお聞きをいたしました。普通PFIという事業を考えたとき、私はもうそういった戸別一戸建ての住宅等が本当にこれに適しているかどうかということは大変疑問に思っておりましたが、本来ならいろんな都会の人が集まる部分に公共施設を建てる、そしてその運営を頼む、そして例えば用地が町の持っている用地をちょっと民間に貸し出して収益事業もその隣でやるとか、そういったことによって民間事業者も利益を得られるということですね、そういったこと。

例えば図書館とかをPFIでやって、そこの運営を任せる、そこにはいろんな民間業者のノウハウ、そういったものが出て、私はいいい方向出るかというふうに思いますが、住宅一戸建てが本当にそういったことで高い公共サービスの期待ができるのか、そして民間のノウハウが本当に出せるのか、そういったところはどうかというふうな思いがしておったわけですが、若干そういったことで経費削減につながっているということですので、それも町民の皆さんに話していかなければいけないというふうに思いますが。

この後、住宅等で民間資金を投入した本格的なPFI、そういったことをやりたいというようなことですが、当然そういったことになると、当初の起債とか、そういった町の財源はすぐ出さなくて済む、そういったことで、財政的負担は最初は少ないかというふうには思いますが、長い年月でこれ民間も償還して返していかなければならないわけですから、そういったときは、やはりそれだけのものを町としても民間に渡していかなければ経営できないわけですから、長い目で見て本当にこれが経費節減につながるのかどうか、そういったことをぜひきちんと検証してやっていただきたいと思いますが。

これ一つのPFIのこれが導入を判断するために、VFM、これですね、バリュー・フォー・マネーということですが、これでこのVFMがあるとみなされた場合に、PFIを導入するというようなことがあります。要するに、これまで例えば50億円の税金を使って実施してきた公共サービスが、PFIによって40億円で実施できる場合、これが20%のVFMを得られたということになるようであり。また、同じ50億円なんですけど、税金を使う場合も、PFIにより、従来よりも良質のサービスが提供できるのであれば、その場合もこのVFMは得られたということになる、こういうことであるというふうに思いますが、今後、民間資金を本当に投入してやられる住宅等、こういった数値的なものも出していかれるのかと、その辺について。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員から御指摘のありました工夫の件と償還的などを含めて、そういった要素が全部含まれたものがバリュー・フォー・マネーという、そういった価値的など、どのぐらいになるかということで従来

方式とPFI方式を比較して、基本的にどちらを選択するかというようなことになろうかと思います。

よその自治体の事例で言うと、例えば庁舎建設等については、これなかなかバリュー・フォー・マネーというのは生まれにくいというような形になります。庁舎の中でもそういった民間のノウハウが生かされて、例えば交流スペースであるとか、そういう使い方というのは提案があるかもしれませんが、これはなかなか難しいと思いますが、例えば、つわの暮らし推進住宅、これについては子育ての住宅、子育てをするための住宅ということで、子どもが要求水準として上げている部分については、やはり安全に子供さんを育てられるような設計にしてくださいというような要求水準というのをお示しをして、それから基本的には手を挙げられた事業者のほうの提案が、やはり材質であるとか、あるいは危険の少ないような間取りにするとか、そういったことで提案をしていただくというのが、一つはメリットになっているというところと。

ある程度住宅というのは家賃を取りますので、先ほど議員が御指摘になった町の財政負担というところの償還のところに対する考え方なんです、これ建築費が幾らかというところと、家賃をそれによって設定をして、月々3万円、あるいは5万円をその家賃として収入がもらえれば、それは要はPFIで受注した、要は管理運営を行っている会社のほうにその収入が入って、それが償還のもとになるというような考え方の中でいくと、それが償還できるような数字、要は町としては社会資本整備交付金という、ある程度45%程度の事業費のうち45%だと国の交付金で賄いながら、残り55%は民間企業の資金調達によって賄うというような形の中で、実際にやっていけば、その辺のところについては、町の償還に対する部分の考え方というところは、全くゼロかどうかというのは、その家賃での考え方になりますが、そういったところも今回のPFIの本当の民間資金の調達でいえば、そういう考え方もありながら、実施方針を今から作成していくということになろうかというふうに思っております。

今後については、そういったバリュー・フォー・マネーというところの部分、当然今月の9月28日から、建設事業者等町内の企業の皆さんには御案内をしておりますが、このPFIのセミナーを来年の1月19日までのところで4回開催をさせていただいて、金融機関が主催でPFIの仕組みあるいは金融機関の役割、事業投資の考え方、そういったところを含めて、民間企業の方に勉強していただく、町は来年度の実施方針の中で、このバリュー・フォー・マネーもあわせた検討して、このPFIでやる事業が効果的かどうかの判断というところでは、議員が御指摘になったように、そういったところを前もって考えた上で来年度実施方針を公表させていただいて、今、津和野の町の中で定住住宅を建設する予定になっておりますが、それは来年度の事業ということなんです、これPFIでやりたいというところで今検討をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろ金融機関等のこれから研修会もあるということですので、いろいろなことがまた出てくるというふうに思っております。

いずれにしても、やはりこういった手法を取り入れるということ、これが本当に財政負担を削減して、また民間企業の活性化と、そういったことにつながるのであれば、どんどん活用するべきであるというふうに思いますが、そのあたりをしっかりと町民にも説明できるような、そういったこともぜひやっていただきたい、そういうふうに思うわけですが、この辺について、下森町長、非常に積極的に考えておられますが、町長のほうで何かありましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 1番目に御質問いただいた人口の社会動態、その絡みも出てくるわけですが、総合戦略に従って、これからはさまざまなこの事業を町としてしていかなきゃならないということがありながら、その一方でこれは何度もお話ししてきたことではありますが、現実的なところで財政の状況の問題がございます。

まずは、平成25年の豪雨災害復旧事業で13億円起債が積み上がって、これからその返済と向き合っていかなきゃならないということ。それからあわせて、防災行政無線がこれは県内では津和野だけが整備されておりました。これまでケーブルテレビで代用するという考え方もあったことではありますが、やはりあつた災害が起こってみて、また県内でもうちだけが整備されてないという状況も受けて、これもやはりこれは整備する必要があるということで、5億円の事業をやったというところであります。

そしてさらには、ケーブルテレビの問題でございまして、3年で17億円、これももう一般の方々がテレビが通常のもが見れなくなるという、そういう危険性があるものでありますから、避けて通れない事業ということになります。私もこういう状況になっておるといってをほぼ2年前ぐらいに把握をしたところでありますけれども、そのケーブルテレビ整備事業をして十数年で17億円かけないといけないというのは、正直なところこれは想定外であったということが本音のところになります。

さらには、青原小学校の校舎、これも施工不良問題が出てきて、建てかえをせざるを得なかったと、これがまた5億円の事業になりまして、それから日原の山村開発センター問題が今浮上してきているという部分と、それから庁舎の耐震化はどうするんだというような話ということで、想定外、そして津和野町特有のハンデを負うような大変大きな事業がこれから、しかもやらざるを得ないというところで控えていると。

それは、実質公債費比率が今は安定的なラインにありますけれども、これらの事業をやっていくことで、また18%を超えていくという、そういうリスクも負いながら、非常にその悩みがあるといったところでありますから、こういう中でその総合戦略をいか

平成27年度事業評価においては、5段階評価で全体平均3.9点の評価であり、「配分予算が減額され、十分な効果が得られなかった」とする意見もありましたが、「地域間交流の機会がふえ、有効に活用できた」等の意見が多く見られ、地域課題解決のための効果的な事業として考えているところでございます。

今年度で、3カ年の事業の区切りを迎えますが、未来づくり協働会議や町政座談会等において、事業の継続を希望する声を伺っております。また、まちづくり委員会のそれぞれの取り組みが、年を追うことに洗練されたものになってきており、活動の成果を確実に出していただくためにも、今年度で終了するようではいけないという思いでございます。

次年度以降につきましては、厳しい財政状況により、まちづくり関係の予算をどこまで確保できるか未定であります。限られた予算で最大限の効果が得られるように制度や事業のあり方について、未来づくり協働会議での御意見や事業評価の結果をもとに検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） このまちづくり委員会制度につきましては、従来、私、津和野地域のまちづくり委員会で、現在では日原地域のまちづくり委員会と二つのまちづくり委員会をこれまで経験させていただきましたので、各地域によって考え方がすとか、その予算の形成過程ですとか、いろいろな側面を見させていただいたという経験があります。やはり、これまでの取り組みの中で勉強になるような地域もあれば、やはり難しい地域というのものもあるんだなというのが私の率直な意見ではあるんですけども、ただ、このまちづくり委員会と自治会の違いというのは、やはりお金という存在だと思います。基本的には、自治会というのはその名のとおりで自治でありますので、地域住民によるごみの出し方ですとか、花木の植え方ですとか、そういったものを自分たちで自主的にやっていくというのが自治会の姿だろうと思っております。

一方で、まちづくり委員会というのは、理念というものは確かに高いものがあるんですけども、一方でやはりそのお金というのが目先にたってしまうので、その予算の獲得合戦、これは言い過ぎかもしれませんが、実際にそのような形になっているのではないかと。また、1,500万円という予算、限られた予算の中で住民の皆さんは、1,500万円を気にせず申請していくわけですから、基本的には1,500万円を超える、本年度はたしか2,500万円近くの予算申請があったと思います。そうした中で、各まちづくり委員会全体が1,000万円の減額をもって事業を行っていくというのは、非常に苦しいことではないかと思っております。

一方で、まちづくり委員会がまちづくりをしているのは確かかもしれませんが、それ以外の事業、それ以外の団体においてもいろんな事業が行われております。これ全てまちづくりであって、これまでこの4年間、5年間のうちに公民館との連携ですとか、自治会との連携というのもさまざま提案があったと思います。

ただ、なかなか連携しようにもしづらい部分があったりですとか、そのお金のひもつきの部分、あとどこに事業が帰属するのかですとか、そういったさまざまなしがらみの中で事業が行われてきました。やはり1番は僕は、お金だと思ひまして、さまざまなやりたいことがあっても、その事業はまちづくり委員会ではなくて、この事業なんだとか、それはこういった別の団体がやっているから一緒にはできないとか、一方でそのお金の使い方として、それは補助金の適正な使い方ではなくなるので使えないですとか、さまざまな制約がやはりありながらその予算を使わなければいけないというほうに走ってしまっている。

他の同僚委員からもこれはばらまきではないかという声が上がったように、我々まちづくり委員会で議論していく中で、やはり事業をどうやっていくか以前に、そもそも論、この事業自体を本当に必要なのだろうかという話し合いが何度も持たれました。

しかし、各年度実際には8月ぐらいの交付になります。そうすると事業実施が3月末までとなりますと、6カ月間の期間で1年間の事業を遂行しなければいけない、そうすると事業を終わらせることに主眼が置かれてしまいます。その中で現在、評価されておりますけれども、この事業を行う上で、やはり年度初めに申請をして、年度途中でお金がおりて事業を実施する、お金が足りなかった場合というのはどうなるのだろうかというのは、各まちづくり委員会の懸案事項だと思います。

できれば前年度、例えば来年度はこの時期にでも検討を始めなければ、事業をやりながら検証するということができないんです。来年度がどういう仕組みになっていくかわからない状況の中で、今、来年度どうやっていこうかと、実際多くのまちづくり委員会が考えられていると思います。だからこそ、評価の中にさまざま意見を入れられると思うんですが、その結論が出るのが恐らく冬ぐらいになるんだろうと。そうすると事業の終わりかけ、事業を終わらせないといけない、一方で来年度のこと考えないといけないとなりますと、やはりまた来年度の事業もまた途中からということになってしまうんではないかと思うわけです。

そこで、この全てがやはりまちづくり、さまざまな団体を行っているのもまちづくりではありますけれども、この事業のあり方についてどのような考え方が今現在、検討されているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成24年から、こういったまちづくり委員会という、このまちづくり委員会を、私どもが地域に出かけて行って、公民館ぐらいのエリアで委員会をつくってもらえませんかというようなお話が、最初に取り組みとして行われたということでもあります。

その前のところで、職員が自治会に出向いて地域課題概要調査というのを行っております。それは、高齢者、少子高齢化の中で自治会が抱える課題、こういったことをまと

めたものであります。それが、平成22か3ぐらいのところで私ども取り組んだと思います。

その結果として、やはりこの自治会自体が平均すると20世帯以下の自治会が約半分、今の自治会数でいうと102あると承知しておりますが、そのうちの半分は20世帯以下です。そうした小規模な自治会の中で少子高齢化が来ている、そうすると財源的なところもなかなか自治会員の負担では、草刈りもできるという状態ではなくなるというようところが、5年、10年先には見えてくるというようところの自治会の実態と、それから津和野地域においては自治会がないところがあります。ここの自治会がないところはアンケート調査を各世帯に行いました。多分500世帯ぐらいだったか、回答があったのがそれぐらいだったか、それぐらい全世帯に自治会が必要かどうか、地域課題を解決する仕組みはどうなっていますかとかいう、そういったアンケート調査を行ってきたということでもあります。

そういう中でやはり一つ一つの自治会が今後、今、議員が御指摘になった自治会の役割をずっと持続させることができるかという、そういったところを行政的にはいろいろ考えて、財政的なところ、マンパワーのところ含めていろいろ考えた上で、公民館のエリアで自治会中心であります。自治会が集まってまちづくり委員会をつくって、まちづくり委員会をつくられたら、地域提案型として助成金をふやしていきましょうという、これが地域のところをそういった課題を解決するための手法としては、私たちどもとしては、自治会単位でやるのではなくて、そういった公民館をエリアとしたまちづくり委員会で、皆さんがいろいろ議論をさせていただいて、小規模な自治会も集まった中で、その地域として公民館単位で今までの自治会活動の延長のところも含めて、取り組みをしていただきたいというところで、地域提案型助成事業補助金というの、私どもつくらせていただいて、今まで広報してきたということでもあります。

最初のところは、一つの自治会が30万というような計算基礎として私ども考えたわけですが、それが10の自治会だと300万、300万で、皆さんでいろいろ知恵を出して自治会の課題等を解決してくださいというところを御提案をさせていただきながら、その制度を創設したということなんです。そここのところで個別の30万というのがありますので、基本的にはまちづくり委員会全体としての取り組みはならなかったというような反省点の中で今、1,500万というところが、各まちづくり委員会の上限を設けずに、皆さんが提案された部分で交付しましょうというような形でのまちづくり委員会の制度になってきたということでもあります。

今回、まちづくりを地域提案型助成事業に平成29年度においても、12地域まちづくり委員会がありますけれど、11地域のまちづくり委員会が提案をされている、1地域は提案をしていないということでもあります。その辺のところというのは、各まちづくり委員会でいろいろお考えがあらうかと思えます。先ほど議員が御指摘になったスケジュール的なところで、6月から始めて、交付決定があつて、それからというところでは

うと、約半年間の中で事業を消化するというのも制度的には課題があるかと思いません。

そういったところは来年度以降、ことしの検証を踏まえた上で見直しが必要かと思いますが、基本的には今のまちづくり委員会の主体性の中で、この補助金については提案をしていただいて、交付をさせていただくような形に27年度からは改正をしてきたということでもあります。

いろんな形というのは、今、議員が御指摘になったように、私どもとしたら住みやすい地域をつくるためのまちづくり委員会制度ということで、考えた上で皆さんに結成をしていただき、主体的な取り組みの中で活動していただいているというように認識をしておりますので、この協働のまちづくり自体はますます高齢化が進む中では住みよいまちづくりというか、地域をつくるための自治会単位だけでは解決できないところは、まちづくり委員会で解決していただきたい、そういう思いの中でこのまちづくり委員会をつくって、皆さんで活動していただいているということでもありますので、いろんな課題のところはある程度見直しもしながら、将来的にも継続していくほうが、町長も申し上げましたとおり、検証した上でございますが、このまちづくり委員会は続けていきたいというところで、今考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 申請すれば全て通るという部分からの、全て通るとは言い方はおかしいですけども、申請すれば、基本的には要綱にのっとれば通る部分ですね。その部分というのがすごく非常に難しいんだなと思います。なので、例えば以前、個別でもお話をさせてもらいましたけれども、プレゼンのような形で第3三者の方に審査していただいて、これがよりよいまちづくりになるんだといった部分を採択していただくとか、そういった部分でなければ、まちづくり委員会としてもその提案に対して要綱にのっとればだめですよとは言えないわけですね、そんな権限ありませんから。基本的にはまちづくり委員会として提案するしかなくなってくるわけなんです。

一方で、これはうちの近所のことなんですけども、現在日原の駅前の街路灯が約30基ほどありました。これは3年ほど前から町には相談されていたようなんですけども、先日消えました。街路灯が消えたことによって真っ暗なんです。もちろん防犯灯にというお話だったみたいなんですけども、結局、年間に10基ほどの予算しかないわけです。そうすると、30基ほどのものがなくなりました。じゃあ、まちづくり委員会として検討できるかという、それだけの予算が確保できるかどうか分からない状況です。結局は自治会のほうでやっていただくということになったんですけども、ただ一気になくなる、これこそ課題解決だと思うんですが、実際には有用な制度ではあるんですけど、有用ではなくなっているという実態なんです。であれば、これこそ行政でできる部分で

は行政でやっていただきたいというところもあるんですけども、そのあたりの申請のやり方ですとか、そういった部分の制限をしっかりと捉えていただきたい。

それと、今、防犯灯の話をしましたけれども、そういった部分でも防犯灯の枠というのが10基ほどしかないということなんですけど、この枠というのは、基本的にはもう少し幅を広げていただけたほうがいいのかというふうな思いもあります。それを要望としてお願いしておきます。

ですので、ぜひこれから検証に入るとは思いますけれども、有用的な本当に活用できる、そして町にとっていい、今までが悪かったとは申しませんが、よりよいものにしていただけるような形にしていただくと、継続してもらいたいという方は多いわけですから、ぜひまちづくりのためにも、よりよい制度につくっていただきたいとします。

では、次の質問に入らせていただきます。

一体感の醸成ということで、質問させていただくわけなんですけど、本年8月15日、亀井家入城400周年を記念しまして、津和野町殿町通りにおいて盆踊りが開催されました。多くの参加者でにぎわったと伺っております。また当日は、にちはら鮎まつり花火大会も、こちらも開催されて、こちらも多くの参加者でにぎわったというふうに聞いております。

一方で、本年はシャトルバスが運行されず、津和野地域・日原地域の交流ができていないと。町民の方から予算の都合でシャトルバスが出ないんだという、こういった回答があったという御相談がありました。

津和野のこの8月15日の盆の繁忙期の中で二つの大型イベントが行われていると。そういった中で参加者の取り合いを懸念されたのかなというふうにも感じました。一方で、その配慮をしているようで、行き来ができないという部分では配慮に欠けているのではないかなというふうな思いもあります。こういったことになった経緯、それからまたこういったことになったことについての町長の所見をお伺いしたいとします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、一体感の醸成についてお答えをさせていただきます。

本年8月15日、津和野地区においては藩主亀井家入城400周年を記念する津和野踊り・灯籠流し、日原地区においては、例年のにちはら鮎まつり花火大会がそれぞれ開催され、多くの来場者で盛り上がったところです。

なお、両行事ともに町も参画する実行委員会において、民間組織から選出された委員とともに、予算、企画等を協議決定し実施いたしました。関係者の皆様の御尽力に対して深く敬意を表します。

今回、御質問をいただいた鮎まつり花火大会、津和野方面からのシャトルバス運行取りやめについても、実行委員会として協議し、総意として決定されました。

花火大会については、町からの補助金及び町内自治会、町内外の企業や組織、個人の皆様からいただいた寄附金により運営しているところですが、近年、安全対策の徹底を図るため、警備費用、仮設経費等が増加しており、厳しい実行委員会予算のもと、実施しているのが現状です。

そのため、一昨年からは日原連合自治会の御協力もいただきながら、住民ボランティアの募集、役場職員の動員増により経費の圧縮を図っているところですが、ことは予算を勘案し、花火の打ち上げ発数も削減せざるを得ない状況となりました。そのため、少しでも花火の発数を確保すべく、やむを得ずシャトルバスの運行を取りやめ、花火代を確保する判断を実行委員長以下委員の総意で決定された次第です。なお、その上でも、結果的に昨年より花火代金は削減せざるを得なかったのも事実です。ちなみに津和野地区の鯉・恋・来いまつり花火大会についても、同じく予算上の都合もあり、少なくとも数年来、日原地区からのシャトルバスは運行しておりません。

当日、駐車場が不足する中で、シャトルバスの運行を取りやめることはつらい判断ではありますが、予算段階で金額が確定できない、不確定要素の多い寄附金に収入を頼っている状況においては、実行委員会としてはいたし方ない御判断と推察をいたします。

次に、両イベントの同日開催については、本年は、藩主亀井家入城400年を記念する年であるという特殊事情がありますが、合併した当時より、たびたび議論に及んでいと記憶しております。合併当初は、両地区の夏まつりを統一した予算のもと、一つの実行委員会体制を組み、それぞれ事務局等が分担をして実施しておりました。そのため、両地区から選出された実行委員の中で、「鮎まつり花火大会もしくは津和野踊りをどちらか16日に変更できないか」との議題が双方から出され、毎回長時間にわたる議論を繰り返されてまいりました。こうした中、数年を経過して、双方の自主性を尊重するため、夏まつりの予算、実行委員会自体も二つに分かれて、別々に行うこととなった経緯があります。

そのような過程も踏まえ、本年は住民の皆様御協力もいただきながら、特に役場職員についても最大動員をして、何とか二つの行事を事故なく終えていただけたところで

す。

津和野踊りについては、まさに400年の歴史が有する徳筆すべき行事であり、片や鮎まつり花火大会は55回を数え、地域を代表する夏の風物詩でもあるという、まさに地域住民のプライドを象徴している両行事です。長い歴史の中で、8月15日に実施してきた過程もあわせ考慮をすると、一概に町からの助言等で解決できる問題ではないと考えます。

前段のシャトルバス運行取りやめもしかり、最終的には実行委員会、保存会・公民館等の判断を尊重させていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 旧両町のそれまでの経緯というのも十分わかります。私もこれまで盆踊り大会、それから花火大会、この日程について議論した場にいたことも一時ありました。やはり、日程をずらすということは難しいのだと思います。これは歴史的な部分からもありますし、じゃあ、16日にすると、安易な考え方でできるものではないとも思うんですけども、でもこの400周年の盆踊りというイベント、盆踊りというのは基本的には地域で踊られていると思いますし、ただ400人を呼ぶというのは、一つのイベントとして開催しているわけであります。なので、花火大会、いろいろ御批判があると思います。津和野と日原両地域でやるということはどうなのかという声も聞いたことがあります、一方で両地域でやるからこそ、近くの方が見に行けるという利便性もあったりですとか、そういった複雑な事情もありますので、私自身はそれはそれで仕方ないのかなとも思うんですけども、この400周年に合わせてという部分での盆踊りを開催するというのは、地域の方々にとってはどっちに行こうかなという部分と、それと観光の集客面からしても繁忙期に二つのイベントをするというのは、どうなんだろうというふうな思いもあります。

もちろん、実行委員会の方々が主体的にやっていただいているわけですから、それに関してには本当に敬意を表するわけなんですけれども、しかしながら、補助金を出している津和野町として、何も言えないのかというのは、それはどうかなというふうに思うわけなんです。

過去にも駅伝大会が二つあったものを一つにしたわけですから。これも賛否両論あるわけなんですけれども、じゃあ、これはどうなんですかという話になるわけなんです。津和野町として、それは実行委員会が全てやるんですから、うちは関係ありませんよ、そういうスタンスにしか受け取れないですけれども、誘客をする際に二つのイベントをやったほうが、商工業者はそれはうれしいんですかというのと、それはやはり繁忙期ではなくて、閑散期の時期にイベントをやっていただいたほうがうれしいはずなんです。その辺をどう捉えられているのかなというのがあるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御自身もそういう実行委員会にもおられて、御事情を十分にお察しいただけるということもお聞きをしましたので、少し安心をいたしました、まさに町長から答弁いたしましたとおりのような長い過程を過ごしております。

今回400年ということで、特にまた力を入れてということで、今までのこの町の盆踊りが正直、余り集客が多くなかったということもございまして、その点については、今回はとにかく実行委員会さんも保存会さんも一緒になって、公民館さんもしっかりですが、教育委員会、商工観光課も一緒になって、とにかく盛り上げようということで、どれだけ集まるかわからないという不確定な部分もございました。そういう部分で確実に

これだけの方が結果的に集まっていただけということは大変すばらしいことなんです
が、それについて十分見通しがきかないという状況の中ではございます。

また、繰り返しではありますが、そういう中でもございますので、あえて日にちを変
えてというところまでは、なかなか皆さんも含め我々も心が至らなかったというところ
が正直でございます。

それから、実行委員会として町が何も発言ができないのかということについてでござ
いますが、これについては我々も過去実行委員会が一つの中でやっていたときも、何と
か収れんできないかという思いで、我々もその中でいろいろな発言もさせていただいて
いたところは事実でございます。ただ、やはりそれぞれ両地区の皆さんのプライドや思
いもありますので、結果的にどちらか分散してということには、なかなかならなかった
ということでございます。

ただ、一つ思いますのが、これまで16日に行われておりました灯籠流しなんです
が、これについてはどなたかの助言があったということではございません。実行委員会と
してやっておられる皆さんの思いの中で、長い歴史の中で16日にやってきたものを15
日にして、一緒にやったらどうだろうということで、これ去年からなんですけれど、1
5日に一緒に開催をするということになってまいりました。

これは、やはりその二つの思いが一つになってきたという、これもやはり長い時間の
中で皆さんの思いが収れんをしてそこに至ったということでございますので、今回のこ
の津和野盆踊りもしくは、にちはら鮎まつりにつきましても、役場も本当に最大動員を
協力を得てしておりますが、いずれこういうこともできないことも出てくる可能性もご
ざいます、何かあればですが。さらには地域の皆さんにもさらに御協力をいただかない
と、なかなかこれ進められないということもございますので、そういった部分を踏まえ
て、やはりある程度時間をかけて考えていかざるを得ない問題なのかなというふうに思
っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） これ盆踊りはいいんですよ。これ地域の慰霊ですから、
これは別に日付をずらせというのは難しいと思うんです。あくまでこれ400周年の
記念事業というところで、集客という言葉がありましたけど、盆踊りというのは地域
の踊りで集客しますかと。地域の方のための地域の慰霊のための盆踊り大会だと思
うんですよ。なので、今回は400周年、400人を集めるという部分について、これ
慰霊でも何でもなくてあくまで記念事業になっているわけですから、その15日の盆
踊りはいいんですけども、こういったイベントを二つ開催する、たまたま今回、盆
の真っ最中の中での二つ開催ということでの疑問ですので、今後ともその花火大会は
15日、盆踊りも15日、それはそれでいいと思うんですが、イベントという部分に
ついては、そこは分けて考えたほうがいいと思います。ですので、15日に灯籠流し

を合わされたというのは、それはすばらしいことだと思いますし、それは住民の自主性というのは大事だと思うんですけども、イベントです。あくまでイベントということは、ちょっとずらしたほうが、もっとよりよい補助金の使い方になるんじゃないかなという意味でのことでございます。その辺をおとめいただければと思います。では、次の質問に入らせていただきます。

教育行政についてであります。このことにつきましては、幾つか長々と質問させていただくわけなんですけれども。

まず、本年の7月末までにおける島根県内の声かけ等の被害、声かけ事案というやつです。これが7月末までは小学生41件、中学生17件、高校生20件、専門学校生1件、大学生3件、有識者11件、時間帯別では小学生が15時台から17時台、中学生が15時台から18時台。主な被害現場というのが路上で73%、店舗等建物内が10%、駐車場が8%、駅・列車等が5%、公園が4%、これらの数値は全て、島根県警のみこびー安全メールというので配信されたものなんですけれども、最近では8月4日、5日に、益田市内において声かけ事案が実際に発生しております。

そこでまず、津和野町においてこれら声かけ事案等の情報は、教育現場において共有されているのかをお尋ねいたします。

二つ目に、このみこびー安全メールというこのメールを町民にぜひ周知すべきと考えますがいかがでしょうか。

三つ目に、警察官が登校中に通学路を見守っていただいております。これは大変ありがたいことなんです、下校中、通学路とまでは言いませんが、パトロールの協力の要請はできないものかをお尋ねをいたします。

四つ目に、現在、各小学校、容易に学校に侵入できる状態であります。現在多くの都市部の学校では、本当にものすごい柵によって仕切られておりますし施錠もされて、昔の学校、自由に遊んでくださいというような様相をなしております。その姿がいいのかと言われれば僕もいいとは思わないですけども、しかしながら現在の津和野町の学校、どこでも入れるような状態になっております。抑止力の観点から、学校に防犯カメラもしくは監視カメラを設置すべきではないかお伺いをいたします。

それから、これは猛暑日ということになってくるんですけども、これが現在当たり前になってきております。昔から暑い日はあったんでしょうけれども、現在のように30度を軽々と超えるような日はなかったように思います。

過去の一般質問において、自動体外式除細動器、いわゆるAEDを公共施設に設置すべきと提案させていただきました。現在の設置状況についてお尋ねをいたします。

その後、あらゆる公共施設に設置がなされております。休日・休館日などは、ガラスを割ってでも使ってくださいというように聞いてはおりますが、実際にそのガラスを割って入るといのは強化ガラスです、じゃあ、何で割って入るのかと。池河公民館に至っては、わざわざAEDを割るブロックまで置いていただいている、そういった状況

になっております。そこで、夜間でも休日でも施設が閉まっているときでも使えるように、施設の外にAEDを設置すべきではないかお尋ねいたします。

それから、昨年的一般質問においては、暑さ指数いわゆるWBGT計というのがありますが、これを体育施設に設置すべきと提案させていただきました。現在の設置状況についてお伺いをいたします。また、設置されていないところ、簡易なものもございませので、そういった簡易なものでも設置してはいかかかと提案させていただきます。

また以前、同僚議員が学校の教室に空調の設備の設置を提案されておられました。やはり今夏、また暑い日が続きまして、まだついていないと、早くつけてほしいという要望の声もありました。この空調の設置、いつごろになったら設置ができるのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育行政についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の声かけ事案等の情報のことですが、昨年度及び今年度におきましては、津和野警察署管内での声かけ事案は発生しておりませんが、事案が発生した場合には、速やかに小・中学校へメール及びファクスにて通知をし、注意を喚起しております。

二つ目の御質問でございますが、島根県警が発信しておりますみこびー安全メールにつきましては、警察署の広報でもお知らせはされており、メール登録することでどなたでもメールを受け取ることができます。興味・関心がある方につきましては、「みこびー安全メール」で検索すれば、簡単に登録ができますので、ぜひ登録をしていただきたいと思います。

三つ目の御質問でございます。登校時間は、おおむねどの学校も同じような時間帯ですが、下校時間は小学校だけでも低学年から高学年にかけて時間差がある上に、放課後児童クラブや放課後活動など、その日によっても異なることから、おのずと限界があると思われま。今回の一般質問にあわせまして、警察署へお願いをいたしました。パトロール中の中のできる範囲での対応ということで御回答をいただきました。

四つ目の質問でございますが、議員御指摘のように津和野町内の小・中学校は四方から敷地内に侵入できる状況であり、都会地の学校のような高い塀や格子もなく、不審者がいるとすれば侵入は容易であると思われま。校舎への侵入者対策としてはサスマタ等の設置等は各校準備をしておりますけれども、防犯カメラ等の設置まではしてありません。

実際に防犯対策に防犯カメラ等を設置して実効力を持たせるためには、かなりの費用を伴うことから、現在、町内で不審者等の事例が全くない状況の中では、町の財政状況を鑑みると、学校としてもほかに優先したいものがあり、現在のところは設置の検討はしてありません。

なお、津和野警察署にお聞きしたところ、町内の学校近くの防犯カメラは津和野小学校前の信号に2カ所、大谷美容室より小学校入り口に向かって1カ所、大橋南詰めに1カ所の設置があり、今年度中に津和野高校前に設置される予定があるということであり
ます。

続いての質問でございますが、本年7月1日現在、町内のAED設置台数につきましては、役場庁舎・保育園・学校・公民館・主な文化・体育施設等の町立施設で33カ所35台、町以外の公共的施設13カ所13台、民間施設12カ所12台が設置をされて
おります。

議員御指摘のとおり、AEDの設置箇所はほとんどの場合、建物内に設置されている
ため、職員不在の際の緊急時には施設のガラスを割って建物内に入り、AEDを使用す
ることとしています。

これはAED自体も高額であることや、多くがリース契約で導入されており、盗難に
遭うと高額の損害賠償が発生すること、何より室外では風雨や直射日光、加湿などが故
障につながるなど、風雨や湿度に対する対策がなされないと、いざというときに使
用ができなくなるようでは意味をなさないことから、現状では施設内での管理がほとん
どであります。

しかしながら、メーカーとしても、全国で同様に課題があることから、現在は屋外設
置が可能になるような、温度を一定に保つ専用箱での保管庫や盗難保険等の検討を進め
ているようであり、更新時に設置場所も含め、改めて屋外設置の可能性について検討し
ていきたいと思えます。

次の御質問でございます。現在、町内の主な体育館施設については、8台を設置をい
たしました。また、設置していない箇所につきましては、運動場や弓道場など附属の施
設となりますので、必要な場合には、屋内で使用をしている暑さ指数計等を貸し出し
て利用できるようにすることで対応したいと考えます。

その次の御質問、空調設備の設置についてでございますが、現在、普通教室に空調設
備のない学校は、津和野中学校・日原中学校・津和野小学校・日原小学校の4校でござ
います。

議員御質問の教室への空調設備の設置につきましては、昨年の12月議会定例会で岡
田克也議員さんより御質問をいただき、引き続き設置に向けて検討をしておりました。

財政面を考慮し、昨年度より国の補助事業であります学校施設環境改善交付金事業、
補助率が3分の1でございますが、この要望を続けておりましたが、未採択の状況でござ
いました。

本年度も年度当初はやはり未採択の状況であり、平成29年度で実施設計を行い、平
成30年度で国の事業採択をいただいて、空調設備設置工事を施工するもくろみで進め
ておりましたが、国の補正予算により空調設備設置工事に対する補助金の内定を7月1
3日付でいただくことができました。

これにより、現在、実施設計業務を発注し、12月15日を工期として設計に取りかかっておりますので、順調に運べば、本年度内において空調設備設置工事を発注することを予定しております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、学校の防犯カメラ・監視カメラについて質問なんですが、費用が伴うというのは確かに安いものではないと思うんですけども、学校としてはほかに優先したいものがあって、なかなかそれに設置の検討はされていないということなんですが、こういった防犯カメラを設置することも教育費の枠の中に入ってしまうということなんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 当然、教育費の枠の中に入ってくるものだろうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それと、教育費の中に入ればそうなのかもしれないですけども、町内で不審者等の事例がない中で設置をするというのが難しいようなことをおっしゃられましたけども、事例がないからこそ設置すべきではないかなと、何か起きてからでは遅いんじゃないかと思うんですが、確かに設置をして、それによって、入ってきたときは入ってきたときだと思うんです。ただ、監視カメラっていうのも一つ僕は手だと思うんです。防犯カメラというより録画機能のついているものもあれば、例えば職員室内で監視カメラ、常に監視できる状態、そうすれば皆さんもその小学校を歩かれて通路を通られることもあると思うんです。ただ、そのときに職員室では誰が入ってきたか絶対見えないんです。商工会に行くところでも容易に通ることができますし、どこの小学校も入ろうと思えば簡単に入れるわけです。職員室から確認できる状況をつくるのが大事なんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 防犯カメラにしる、監視カメラにしる、全く無効であるとは当然思っておりませんし、あるにこしたことはないというふうにも思います。ただ、今の町内の学校の状況で言いますと、先ほど議員さんの質問の中にもありましたように、都会地では高い塀に囲まれて、格子がしっかりしたものがあつたり、入り口に警備員が配置されていたりとかそういった状況が見られます。

町内では四方どこからでも入れますし、塀があつてもそんなに高い塀ではございませんので、簡単に乗り越えられるということになると、設置をする範囲が莫大広くなります。それを避けるためには、逆に塀とかで仕切らざるを得ないと、そこら辺で経費もカメラ1個やるだけでは全く効果にはならないだろうというふうに思います。

仮に正門のほうだけでも監視をする、それでも全くの抑止効果がないとは言えませんけれども、現実的にそれを仮に監視カメラで職員室に設置をしたときに、どこの施設でもそうなんです、録画機能が仮にないとしたときは、そのカメラを誰がいつも見張っておるかという状況になります。実際に職員室でモニターをずっと見とるということには多分ならないだろうということを思いますので、そこら辺が、録画機能があるというのは、後々にその人を特定するために、その画像があると有効になるという、そこら辺がない監視カメラでは余り効果的にはならないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 検討していただければと思います。

あともう一つが、AEDの設置で盗難に遭うと高額な損害賠償が発生する。もちろんそうだと思うんですが、強化ガラスを割ってとるほうがもっと大変だと思うんです。

とられるときはとられると思うんです。強化ガラスを割ってでもAEDをとっていくと思います。この第2庁舎の入り口にもあります。割って入ろうと思えば入れるわけです。そうすると、もしも本当に緊急に使う場合、あのガラスを割って入ろうと思っても、なかなか枠が二つある場合なんかはそこをくぐらないといけない、そのときのけがのリスクのほうが大きくなったりしますので、高額な損害賠償が発生することよりもそっちのほうが僕は心配だと思います。なので、ここも先ほど答弁で検討されているということですので、ぜひ屋外の設置について検討していただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 池河について言いますと、先ほど質問の中にもありましたようにブロックを入りに置いてあります。ただ、ほとんど使用される方については、鍵をあけられてロビーの中に入られるような一応手続上の受付のところでもそういう形をとっておりますので、全く鍵がなくてということは、個人であそこに遊びに来られて突如なったときということになりますので、ケース的にはかなり限られてくるかなというふうに思います。そういう場合でも入る方法を何とか考えてくれということで、そういう形で割るものがないのでということで、そういうブロックを設置をさせていただいたというところがございます。

AEDのリース物件については、契約の中で、もし紛失をしたらその損害を払わないといけないということで、たとえ1カ月でもリースの期間が残つとると丸々今度はお返しをせんといけないというようなことになっていきますので、そこら辺はあります。

ただ、1番の問題はそれよりも、室内に置くことと室外での環境の差、湿度とかそういうもので、いざAEDを使おうとしたときに、これも電気の通る製品でございますので、湿度で中がショートしておったりとか壊れておる場合が想定されます。そのリスクをなくすために、やはり室内のほうでの管理ということをやっておりますので、そこら辺も今の業者のほうも、その辺の全国的な意見もあるということで、室外での保管

庫等も今、開発をして研究をしているようでございますので、その辺も更新にあわせて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 次の質問に入らせていただきます。

Jアラートについてでございます。

北朝鮮によるミサイル発射や核実験など、国際社会を緊迫させる状況になっております。先般、北朝鮮が発射したミサイルが北日本上空を通過した際、一部自治体においてJアラートが機能しなかったところがありましたが、津和野町のシステムは機能するかどうか確認したいと思います。

それと、災害や原発事故などの際は、国・県などと連携して避難計画等があると思いますが、有事における当町の対応はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、Jアラートについてお答えをさせていただきます。

本町のJアラートの自動起動による情報伝達は、防災行政無線の屋外拡声子局と戸別受信機による音声放送に加え、津和野町ホームページと職員参集等に利用する緊急情報（津和野町職員用）メールマガジンとも連動しており、内閣官房から配信される情報を速やかに伝達する仕組みを構築しております。

8月18日には、北朝鮮による弾道ミサイルが通過した際の情報伝達に備え、中四国9県を対象にJアラートの情報伝達訓練が行われたところですが、その際、Jアラートを自動起動し、正常に情報伝達が行われていることを確認しております。

本町の武力攻撃等の有事における対応としましては、Jアラートと連動した防災行政無線等による緊急情報伝達手段の確保のほか、津和野町国民保護計画（平成25年6月改訂）を策定しており、国や県を初め、自衛隊や警察、消防等公共機関と連携・協力し、国民保護措置を速やかに実施することとしております。また、本年8月末には、万が一発生した場合の行動の備えとして、弾道ミサイル落下時の行動などをお知らせするチラシを作成し、全戸配布を行っております。

こうした事態は、いつ、どこでどのように発生するかを予測することは困難ですが、有事の際の最も重要な本町の役割の一つである情報伝達に万全を期すため、定期的な情報伝達訓練の実施やJアラートの正常な起動確認を徹底するなど、引き続き町民の保護に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） こうした有事、津和野町ができることというのは限られると思いますけれども、万全を期していただきたいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。

交流人口拡大についてであります。

かつて、津和野町は修学旅行客でもにぎわっておりました。少子化の流れもあるかもしれませんが、現在、修学旅行生をかつてのように見ることは少なくなっております。

都会では、近隣の空港から海外に出かけるほうが、国内旅行よりも安価で行けるということもあるかもしれませんが、しかし、津和野町含め高津川流域には、都会にはないすばらしい環境と旧学校のグラウンドや体育館などスポーツ環境が整っております。

津和野町は現在、各種スポーツ団体の本部がある文京区と交流がありますし、また東京でなくとも近隣自治体だけでも多くのスポーツ団体があります。

スポーツを切り口に、高津川流域に合宿などの誘客制度を整えることで、交流人口の拡大、地域経済の活性化や遊休施設の活用が見込めると思いますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、交流人口の拡大についてお答えをさせていただきます。

交流人口の拡大の一環としましては、萩・石見空港の利用促進を合わせた取り組みとして、津和野町合宿等受け入れ促進事業を活用して、首都圏の大学生や文京区の団体が来町し、教育や文化面での研修等により交流事業を行っているところでございます。

行政が主体的に行うスポーツを切り口とした事業としましては、「スポーツ・プロジェクト野球教室 in 津和野」として、元プロ野球選手を招聘して当町を初めとし、益田市、吉賀町や山口市のスポーツ少年団が参加する事業を行っております。

また、津和野高校魅力化の取り組みとして、高・大接続事業の一環として東洋大学野球部が当町で合宿を行う事業も検討を進めているところであり、小学生から大人までがスポーツで交流する取り組みの拡大を模索しているところでございます。

最近では、グラウンドゴルフ人気の高まりもあり、町のグラウンドゴルフ場や公民館等の広場において練習や大会が行われ、町内はもとより町外からも参加者があり、民間主体での交流も促進されていると考えているところでございます。

当町は、教育施設を中心に体育館やグラウンドを多く保有しておりますが、スポーツ人口や交流人口の拡大を図り、遊休施設等の利用促進を進めることは、有用であると認識するところでございます。

また、萩・石見空港利用拡大促進協議会との連携によるツアー企画等、広域での取り組みや文京区との交流事業についても推進をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 東京との交流というのは、なかなか難しいというものだと思います。

僕が所属しておりますサッカーの関連で言いますと、吉賀町では六日市学園のグラウンドを人工芝にかえておりまして、それによって多くの交流人口が生まれております。

広島は多いですね。広島というのは小学校のグラウンドが取り合いだそうでありまして、そうすると土曜日でも練習できるスペースが全面使えるということが、ほとんどないそうなんです。ですから、広島のチームというのは郊外に出かける。その一つが吉賀町であったりするわけなんです。去年は広島県のチームが吉賀町に滞在したこともありますし、津和野町にも宿泊されております。津和野町に泊まって吉賀で試合をする、そういったことも可能なわけなんです。そうしたときに、いろんな事業を行っての交流も大事だと思うんですけども、例えば、高速利用料の助成だとか航空券の助成ができるのであれば、宿泊費の助成ですとかもしくはその移動手段、弁当の確保だとか、いろんな津和野町としてかかわれる部分、この津和野町だけでやろうとすれば難しいかもしれませんが、益田市でもサイクリングを呼んでいこうという動きもあるわけですし、そういった人を呼び込む中で津和野町の活用できるすべというのは、たくさん持っていると思います。

その切り口として、事業を行って呼ぶというよりは制度をつくっていく、合宿制度ですとか、例えば遊休されている体育館を宿泊できる施設として活用してもらうですとか、そういったいろんなやり方があると思うんです。そういった各自治体と連携して、スポーツ団体と連携していけば、吉賀町のマラソンでも泊まる場所がないというので困っておられました。だったら、わざわざマラソンの方が来られて、朝早くから来られるのではなくて、津和野に泊まったらどうですかということもできるんじゃないかなと思うんです。その制度設計についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 益田広域のほうでも、今、萩・石見空港の利用促進ということでいろいろ、今、議員御指摘になったようなサイクリングの関係、オリンピックの関係ですが、そういったところで誘致をするというような考え方もあります。

萩・石見空港の利用促進でいいますと、やはり高津川流域のこの吉賀町から津和野町、益田市というところで、この流域のその自然とかいろんな部分を生かしながら誘客をしていこうということで、今ちょうど、萩・石見空港2便化のコンテストが今月あることになっておりますが、2便化継続に向けてもそういったこの流域のいろんな文化財あるいは自然というところで生かしたものをつくっていくという、誘客を図っていこうという取り組みをしているところであります。

そういった意味でいいますと、今、先ほど議員が御指摘になったようなスポーツを通じて来られるところでいいますと、やはり益田から吉賀、津和野ということで、3市町が連携をして、その宿泊であるとか、あとは体育施設の利用であるとかというようなところでやっていくことは、私が思うには有益というような形で考えております。

この辺については、益田広域の幹事会等もありまして、その中でも私どものほうから、きょうもこういった御指摘があったわけですから、そういったところを広域の中でも話

そこで、3点質問をいたします。1点目、平成28年度決算のふるさと納税による寄附額と累計金額及び、我が町は6種類に分類されておりますが、その分類別の寄附者が希望する用途はどのようになっているのでしょうか。

2点目、希望の用途に沿った歳出の額及び内容はどのようになっていますか。

3点目、個人や任意団体、例えば文化、芸能、スポーツ団体などに対する助成制度の財源にすることは可能でしょうか。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。現状と用途についてでございます。

まず、一つ目の質問であります。平成28年度に津和野町が受け取ったふるさと納税寄附額は、総額で1,036万3,000円、件数は601件となっております。平成20年度に制度がスタートしてから平成28年度までの累計額で、5,039万1,717円となっており、それぞれの用途の内訳は、産業振興に関する寄附に対して228万4,012円、自然保全に対する寄附が518万3,878円、医療福祉に対する寄附が593万5,878円、観光振興に対する寄附が855万7,274円、教育文化に対する寄附が773万7,942円、特に指定なしとする寄附が2,069万2,733円となっております。

二つ目の御質問でありますけれども、これまで寄附金を活用した事業については、平成27年度に2件、平成28年度に1件となっております。平成27年度には、観光振興に関する取り組みとして、商工観光課が所管する日本遺産センターの改修工事に550万円、特に指定しない用途の指定分から、高津川清流館のオフィス向け改修工事に830万円、平成28年度には、教育委員会事業の森疗外記念館植栽工事に500万円を、教育文化に関する用途及び町が別に定める事業に対する用途として、それぞれ寄附金から活用しています。

三つ目の御質問であります。個人、任意団体に対する助成制度の財源とすることについては、その活動がふるさと納税の趣旨や町の補助金交付規則、公共性、公平性の観点から見て、それが適当であるかどうかの総合的な判断が必要になると考えております。

広島県のある自治体では、犬の殺処分対策を行うNPO法人の財源として、ふるさと納税を活用したといった事例がありますが、それはその自治体独自の課題とNPO法人の活動が一致したものによると伺っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、再質問いたします。

まず、累計額が5,039万1,717円になっているということでありまして、その件数として601件ということでありましたが、これは今年度の件数でしょうか。

それからあと、現在、ふるさと津和野基金という基金へふるさと納税が積み立てられていますが、その基金の現在の残高を教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 5,039万1,717円ということですが、これについては、平成20年度からの累計ということでもあります。601件も同じ累計ということでもあります。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） ふるさと津和野基金の残高でございますが、平成28年度末残高で2,078万783円でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今、基金に残っているのが2,078万円ちょっとということなので、先ほど三つの事業に今までのふるさと納税を活用したということで、日本遺産センター改修工事が550万、高津川清流館のオフィス向け改修工事が530万、森庁外記念館植栽工事に500万ということで、これを足すと1,880万円、2,000万円弱で、残っているのが2,078万ということは、残り1,000万円ちょっとが返礼品、経費などなどに使われたというような形になるかと思いますが、それでよろしいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員が御指摘になったとおりであります。ウェブの申し込みの手数料であるとか返礼品の商品代、それから事務手数料というところで支払いをさせていただいております。そのものが、先ほど御指摘になった金額ということでもあります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ということは、2割ぐらいが大体返礼品や手数料やらでなくなっていくということですね。

今までの寄附の使い道やいつ使われたかということを、どこかで公表されていますでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、納税をされた方につきましては、どういったところで使ったというところと、それから金額、そういった部分については、納税者の方にも通知をして公表しているところであります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 納税された方に個人個人に通知をしているということですか。

その通知をしているということも存じませんでしたので、私自身は全く把握ができていなかったです。ぜひ、今までの寄附者に対してのそういう、今幾らあってというようなお金の動きを、ホームページなり何でもいいんですけれども、公表していただきたいと思えます。

個人個人になされているということで一つ安心しましたが、寄附された方は何に使われたか、生きたお金になっているのかということがやっぱり一番気にかかるところで、もちろんその返礼品のためにでもないですけども、返礼品を目当てに寄附してくださる方もその中にはいらっしゃるかもしれませんが、津和野町への思いを持って寄附してくださった方からすれば、そこが一番大事なところだなと思えますので、ぜひその点をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、納税者の方が納税された貴重なふるさと納税という税金ということでもあります。この個人の納税者の方にこういったお知らせをするということも、最初からやっていたわけではありません。いろいろなお声を聞く中で、今改善をして、それぞれの方に納税されたお金がどういうふうな形になっているかということも、今はお知らせしているということでもあります。ホームページ上であるとかあるいは町の広報で、毎年の納税額、そういった使途について、やはり公開をさせていただいて、ふるさと納税が有効に使われるように、皆さんも一緒に考えていただくようなところで、情報も周知をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 3点目の質問で、個人や任意団体に対する助成制度の財源とすることは可能かということをお聞きいたしました。

町の課題と団体の活動が一致したものになるかどうかだという返答をいただきましたが、ここで少し御紹介したいのが、寄附文化のないと言われる日本でも、この数年間ですっかり一般化したクラウドファンディングという制度があります。クラウドというのは大衆という意味ですけども、プロジェクトのための資金を調達できない個人や団体が、ソーシャルメディアを初めインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法であります。少額の資金提供者を多く集めることによって、目標額の達成を狙うものというような説明にネット上ではなっておりますが、このクラウドファンディングがなぜ日本でこれだけ一般化してきたのか、その大きな理由には、インターネットの普及が基盤にはありますが、自分の応援したいプロジェクトや相手が明確であること、また短期間で成果、自分の寄附したお金の使い道や役立ったかどうかが見えることであるのではないのでしょうか。

もちろん、返礼品、それにもリターンというような形で返礼品もいろいろ提示されています。返礼品をよりよいものにして喜んでいただくということも大切で、それを望む

人も確かに多いです。だから、その返礼品競争が過熱していったんだということもあります。

けれども、単純に、こういうことなら応援したいんだとか、この町の中のこの自分の出身のこの地域のために寄附したいというような方もいらっしゃると思います。

そこで、これからについての提案ですが、寄附の用途として希望する取り組みやプロジェクト、自治体や協議会、民間団体など、指定できる形を設けてはどうでしょうか。現在も用途別寄附額が明示されてはいますが、基金に積み立てて半分は使われていません。すぐに必要なのかな、要らないのかなと感じてしまうこともあるかと思います。返礼品が中心ではなく、あくまで津和野町を応援したいという気持ちを中心に、応援団や交流人口につながる形だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） いただいたふるさと納税というのは、私も津和野町では、ふるさと津和野基金条例ということで、その対象事業あるいは寄附金の指定、そういったところを条例上規定をさせていただいております。

先ほど町長が申し上げた事業については、寄附金を財源として行う事業として第2条に、それから寄附金の指定については、みずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できる、事業の指定がない寄附金については、町長が事業の指定を行うというような形の中で、現在は運用をしているものでございます。

先ほど議員の御提案にあった、それぞれもう少し、例えばまちづくりであればまちづくり委員会等の名前を公表して、自分のふるさとであるそういった地域の活性化を促すような事業に使ってほしいとか、それとか今、私どもが行っています買い物支援とか見守りというものもありますが、そういった部分でも、ふるさと納税というところの指定の中で、財源をそういった形で使いながら見守り、買い物支援を行ってというような形も考えては、今、いるところではあります。

対象事業の細分化をして、ふるさと納税を行っていくというようなシステムは、他の自治体でも、町長も申し上げましたようにあるということではありますが、その辺のどういいますか、このふるさと納税の対象事業とする線引きというものを、基本的にはどういった形で行うのか、基本的にこの公平性があったり、ふるさと納税を納めていただく納税者のお気持ちもあったりすると思います。

そういったところを十分、私どもとしてはやはり町民の皆さんと一緒に議論する中で、この制度自体はつくり上げていった方がいいのかなというようなところもあります。

これ自体が基金条例ということになっておりますので、議会の御承認も要るというような形になるかと思っております。

今、女性会議等開かさせていただいて、皆さんが今NPO等をつくって、この若い女性の皆さんでやはりまちづくりの活性化をしていこうというような、NPOをつくりたいというような、この辺の活動経費とかどうしましょうかというようなことは、先般の

意見交換会の中で、そういったつくりたいという意思の中で、御質問としてもいただいたようなところもございます。

そういった部分も、やはり町内数あるNPO法人というようなところもあります。その活動に対して、このふるさと納税のお金を充ててくというようなところも含めて、やはり議員が御指摘になったように、ふるさと納税の有効的な使い方というのは、今後やはり検討していく必要があるかと思っておりますので、そういった条例というようなところを含めて、この線引きとかいろんな部分でまだまだ検討することはあるかと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 制度化することになると、本当いろんな課題がたくさんあるかと思いますが、まちづくり委員会があつて、まちづくり委員会には予算があります。これも本来、そのまちづくりに生かされるためにということで、その自治会だけではなくいろんな団体があつて、そこがいろいろそこに参入して、手を挙げて、例えば子ども会とかというものが入っているかもしれませんが、その地域の中のいろんな団体が入って、そこにもお金がおりるような仕組みだったらいいなと思っておりますけど、現在はまちづくり委員会のあくまで自治会が中心で動くという形になっていきますよね。

やっぱりそういうところも考えたときに、このふるさと納税というところが一番、そういうまちづくりに、町の支援を受けてない団体とか民間団体、また例えばスポーツ少年団や芸能文化の団体に、一括で何十万かがおきて、それをちょっとずつ分けて、頑張っている団体とかもたくさんあるので、そういうところに手挙げ方式でも何かこう、より生きたお金になるような形になったらいいんじゃないかなということを考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会のところで申し上げれば、やはり12のまちづくり委員会それぞれに、その活動の地域提案型事業もそれぞれに特色のあるといいますか、それぞれのまちづくり委員会で考えておられるところが違っているということでもあります。

まちづくり委員会を構成する団体も自治会だけではなくて、女性の会とか男性の会とか、あと子ども会とか敬老会とかいろんな団体が集まって構成をしているところもあります。そういったところでは、その中で、その地域提案型助成事業の補助事業をメニュー化して提案をしてくるということで、自治会だけではない使い方もあるということですが、現状であろうかと思っております。まちづくり委員会によっては、議員御指摘のような、自治会だけというような形の中で活動されているところもあると思っております。

先ほど申し上げましたように、やはりふるさと納税、津和野を応援していただくという皆さんのお気持ちのところを十分酌めるような制度にしていかななくてはならないというところは、私どもも同じ考えであります。

まずは今、ようやく平成28年度ふるさと納税額が、他市町村と比べれば少ない額ですが、1,000万円を超えたということでもあります。決算額として。今まで1,000万以下のところで推移していったものが1,000万超えてきたということで、応援していただいて額もだんだんふえてきたというところでもありますので、これにあわせて、先ほど議員が御指摘があった、もう少し有効的な使い方というところは、今回一般質問で御指摘を受けましたので、今後についても私どもで検討させていただきたい。その検討に当たっては、先ほど御説明したような、いろいろ幾つかの課題があると。ここんところをどういうふうに整理しながら、より有効的な、町民の皆さんも活性化につながるような制度になるかというところを、まずはやはりこのところを考えていかななくてはならないということはありますので、そういうところも踏まえて検討させていただければと思います。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほど答弁の中で、犬の殺処分を行うNPOの財源として使われているという例が出されましたが、多分神石高原町のことではないかなと思います。私もちょっとそこのホームページの中からいただいたんですけども、まずそのホームページの中で神石高原町のファンになってくださいという形で寄附を集める形が載ってます。寄附金の使い道は、八つの応援メニューから選んでいただけますということで、次世代を担う人材育成、子育て若者定住支援、誰もが尊敬し合えるまちづくり事業、町内唯一の高校魅力化事業、その他まちづくり全般に関する事業、その次に6、7、8として、寄附を希望する団体を指定というところで、6が町内の自治振興会、7が町内に主たる事務所を置くNPO法人、8が町内の協働支援センターというふうに分けられております。

自治会、自治振興会の一覧があって、30ぐらいの自治会の名前が載ってます。町内NPOについても、七つのNPOが記されていますが、今その中の一つに、今先ほど例として出されたピースウインズジャパンというNPOがあって、動物愛護の分野ということで、町と一緒に取り組んでいるということで載っています。

もう一つ、町内の協働支援センターの支援ということで、四つの協働支援センター、多分ちょっとはつきりわかりませんが、公民館活動とかそういうことの主体になるグループではないかと思いますが、そんな感じで載っていますので、こういうのも参考にされながら、前向きに検討していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

行事のあり方ということで質問をさせていただきます。

ことし8月15日、津和野地域の盆踊りは400年の節目として400人で踊ろうという呼びかけに、大変多くの方が応えられ、たくさんの方々でにぎわいました。

また、その同じ日に、日原地域でも毎年恒例の花火大会が開催され、こちらも大盛況でした。花火後、日原小学校体育館で開催された神楽大会も、遅くまで多くの方でにぎわっておりました。

毎年、この二つの行事は8月15日、同じ日に開催されておりますが、それぞれの行事の動員数はどのようになっているのでしょうか。

また、このような大きな行事を小さな町で同じ日に開催することについて、どうお考えでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行事にあり方についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野踊りと灯籠流しについては、例年を大きく上回る集客があり、踊りに加わった参加者は500名、見物客を含む当日の人出は約1,000人と集計をしております。

一方、にちはら鮎まつり花火大会は、早朝に降った雨やネット配信の天気予報において1日中雨マークが続いたこと、また津和野地区の盆踊りの集客増の影響もあったと分析をしておりますが、昨年が約6,000人の人出であったのに対して、本年は約4,000人の人出と集計をしております。

二つ目の御質問であります。一般的に大イベントの同日開催は、調整が可能であれば当然避けるべきと考えております。しかし、8月15日の津和野踊りと花火大会の同日開催については、長い歴史の中でそれぞれが15日にこだわりを持って開催されており、また地域住民のプライドを象徴する行事ということから、一概に町からの助言等で解決できる問題ではないと考えます。

最終的には実行委員会、保存会、公民館等の判断を尊重させていただくべきと認識をしております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 恒例となっているこの日程をかえるということが、本当に大変難しいことであるということは、さまざまな意見を聞く中で重々承知してはいますが、それでもきょうこうやって質問に上げたところを考えていただきたいなと思います。

まず、この恒例となっているこの日程は、どこで誰が決められるのかを教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 町長の答弁でもさきの御質問があった際にも申し上げておるところでございますが、それぞれ、まず日原の鮎まつり、花火大会については、別に花火大会実行委員会で日にちの決定をしております。内容等も含めて決定をしております。

津和野踊り及び灯籠流しにつきましては、津和野踊りの保存会さん、さらには津和野中央公民館が実行委員会体制つくっておられる。あとは、大橋商店街さんも今回灯籠流しをされておられますので、そちらの中で例年については開催日を決定されておられるというふうに認識をしております。

なお、ことしにつきましては、亀井家入城400周年記念実行委員会ということで、実行委員会体制を組みましたので、その中でもお話が出て、当然保存会さん等の御意見をもとにした上で決定をさせていただいたというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） にちはら鮎まつり実行委員会と、津和野地区は津和野踊り保存会やいろんな団体が集合してということですけども、やはりそれを両方取りまとめるというか、その役が行政の役目だろうと私は思います。

本当に、大変難しい問題だということも重々認識はしておりますが、やめるということではなく、両方にとっていい形を、新しい形を考えてもらうような提案というのは必要ではないかと思えます。

先ほどの町長の答弁の中で、ことし花火大会のほうは昨年が6,000人であったところが4,000人の集客数だったと。2,000人減っていると。これは盆踊りのほうがたくさんふえたからということで一概には言えないし、本当に当日天気が悪かったのも確かでありますし、けれどもやっぱり、例えばこの日にビアガーデンをすることで売り上げが去年と比べてどうだったのかとか、そういうところもやはりある程度、数字的に把握をされていくべきではないかなと思えます。

そういう中で、そういう町が集めた数字を、両方の実行委員の方々にも提示しながら、やはり一つの小さな町なので、できる限り日にちがずれるような形を考えていってもらえるように、努力をしていただいたほうがいいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の点につきましては、おっしゃるとおりというふうに思います。町としても決して、実行委員会が決めることであるからということではありません。

町だけが努力しているわけではございませんで、あとは当然観光協会もしかり、商工会もしかり、事務局さんを含めて一緒になって事に当たらせていただいております。当然、保存会さん、それぞれの民間の皆さんも含めてということになりますが、長い歴史の中で、我々もそういったことを御提案を、一つの実行委員会であったときに、津和野の鯉・恋・来いまつりの一つの実行委員会であったときに、その問題の派生として、津

和野踊りが同日開催であるという点から、何とかならないかというお話はありまして、我々もその席の中でも何とかならないものではないかと申し上げますところではあります。そういう歴史も踏まえてという。

それと、直接的に、当然今申し上げたように、実行委員会がそれぞれ決めますので、保存会さん等で決められますので、直接は影響はないことではあります。ある意味世論を探る中でいきますと、今回の亀井家入城400年記念事業の実行委員会の席上においても、これ、町全体として取り組もうということで、日原地区からも奴道中の社中というか三つの保存会さんから共演も今度行います、11月になりましたら。そういうこともございまして、日原地区からも幾つかの組織が一緒に入っていて、実行委員会体制を組んでおりました。

その席上でも、何とか15日を、盆踊りをまずやって、花火を変えることはできませんかねというようなお話も正直あったんですけど、その最後、日原地区の方からは難しいですねというお話があるような状況でございまして、やはりなかなかこのあたり、ちょっと長くなってはいけないかもしれませんが、ある、昔商工会にいらっしゃった経営指導員さんが、出雲のほうからお越しになられましたが、出雲のほうでも市町村合併があって、いろんなまちが一緒になりましたと。そういう中でも、花火大会があちこちであるのが、何とかならんのかという話が出たというお話をされておられました。その際もう、それはもうそれぞれ地域の皆さんの思いでやる部分だから、一緒になってもしょうがないよということで、もう我々は割り切ってますよみたいなことをおっしゃっておられたのも聞いております。

やはり、それだけそれぞれの地域のアイデンティティといいたいでしょうか、心のよりどころ、根幹にかかわる問題ですので、なかなかこれを解きほぐすというのは難しい。

ただ、先ほど申し上げましたように、灯籠流しが、やはりこれもずっと16日でやってこられたものを、どっかでやはり、それは決して後ろ向きではなくて前向きな思いの中で一緒にやっていこうということが出てきたりということがあれば、これも長い時間かかってなかった中で行われてきたのでございまして、そういうことを踏まえれば、このことについてもやはり、人も少なくなってくるという中で、事務局的に、商工会、観光協会、町が応援するにもとうとう限りが出てくる時代もいずれやってくると思います。そういった中では、何とかしませんかということは、また出てくるのかなという思いも、どっかではあるというのが、正直なところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 大変繊細な問題で、当たらずさわらずみたいな印象を受けますが、長い歴史の中で続いてきたことではあります。でも、一つの町になって新しい歴史をまたつくっていくといけんということだと思います。

やっぱりそれには、本当にすごい葛藤とか痛みとかを伴うだろうと思いますが、どちらの行事を動かすということになっても、近隣自治体や観光協会やほかの自治体の行事

なりません。しかしながら、町財政も脉迫しており、バランスのとれた政策が必要であります。

日原診療所は、常勤体制でないことが患者離れにつながっており、常勤体制の構築が、日原地域の医療を守ることや住民の負託に応えることとなることと考えております。また、介護については、財政上収支バランスをとる施策をとらざるを得ないと思っております。

中期事業計画の進捗状況について、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

介護老人保健施設せせらぎ及び日原診療所の中期事業計画についてでございます。

介護老人保健施設せせらぎ及び日原診療所とも、利用者数は減少しており、採算がとれない状況にあり、より一層の効率的な運営を行っていく必要があります。

本来であれば、各施設とも独立採算でも可能な経営の範囲にとどめるべきであり、平成31年度収支では黒字化にしなければならないと思っております。

あわせて、今後の津和野町の人口減少・高齢化を考えると、医療・介護現場で働く人材の確保もより困難となることが予測され、計画の実施は慎重に進めなければならないと考えております。

介護老人保健施設せせらぎにおいては、1日平均入所利用者85人、利用率85%以上の維持ができなければ、黒字化にはなりません。人口減少が続く中、利用者数の減少が見込まれ、将来的に安定した黒字化になりません。増収の見込みがなければ、経費削減しか方法はないと考えております。

あわせて、建物構造上の課題等、これは例えば複数階に分かれているということですが、そうしたことも黒字化への大きな制約要因となっております。

日原診療所についても、人口減少・高齢化に加えて非常勤体制の影響で、1日平均受診者数が30名を下回っております。昨年10月末の常勤医師の退職後においては、町と指定管理者である医療法人「橘井堂」で連携し、あらゆる手段を講じて医師確保に最大限の努力を重ねてまいりました。

結果として、非常勤医師体制ではありますが、曜日による担当医師は固定化しており、一部予約制も導入しております。また、曜日を固定化することで患者本人が医師を選択でき、継続して同一医師を受診することで、かかりつけ医としての機能を果たしていると考えております。

将来の診療体制につきましては、本年4月より県から研修として派遣されている呉屋繁美医師が平成30年4月をめぐりに、常勤医師として赴任される予定であります。津和野共存病院との連携をさらに強化し、常勤化することで住民の皆様には安心して受診を

いただける体制となります。あわせて、島根県からの代診医師派遣及び山口市内から支援いただいている先生方にも引き続き御協力をお願いして、安心・安全な医療の提供に努めてまいります。

しかしながら、人口減少や高齢化に伴い受診者数の減少は否めません。受診者数に見合った診療体制の検討も必要であるとの御意見を法人より伺っております。今後においては、状況に応じて協議の場を設けたいと考えております。

中期事業計画の作成に当たっては、経営資源の集中と効率化が不可欠であります。そのことを念頭に置き、本年4月より医療介護の連携を視野に入れながら、法人と調査・研究しているところであります。今後の予定としては、津和野町地域医療協議会で審議していただき、12月末までに、中期事業計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） まず、日原診療所の常勤化であります。これはことしの夏もいろいろな方から、日原診療所が常勤でないので、例えば、この曜日に行って次の曜日に行ったときに、また最初から自分の体の状況とかそういうものも話さなければいけないという、そういうことで非常に不便を感じているという方も多くおられまして、別の病院に、別の診療所というようなお声もお聞きしましたが、今から体制が充実していくことも考えておられるようでありますので、もうしばらくこの診療所の推移について、見ていただきたいというお話もしておりました。

このたび、きょう町長の答弁で、正式に来年4月から呉屋先生が日原診療所の常勤医として赴任されるという答弁でありました。これは、日原地域の住民にとりましては大変うれしい御回答だったと思っておることです。呉屋先生につきましては、私も先般健診を受けましたときに、呉屋先生に診察をしていただきましたけど、大変丁寧でそして患者さんのことを思っただけ、大変いい医師だと思っております。来年4月からということで、それまで研修ということでありますけれども、現在の状況と、来年4月からどのような体制でやっていくか、わかっているところで結構でございますのでお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、呉屋先生におかれましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、県の赤ひげバンクでこの中山間地の津和野を選んでいただいたということであります。現在は須山、飯島両先生の指導のもと、病棟あるいは健診のほうで今研修をしているところであります。来年の4月からにおきましては、やはり今の患者数、日原診療所平均30人を下回るという状況になっておりますので、今後、津和野の訪問診療という状況の中でその辺も視野に入れまして、今後の診療体制等専門である医療法人橘井堂と協議をしながら、常勤化をしていくことで訪問診療等も取り入れて、現在、先生のほうも津和野共存の飯島、須山先生の訪問診療にも今ついて行って研修をしているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 診療所はそうのように充実していき、また常勤化することによってかかりつけ医として、日原診療所を選んで行かれる患者さんもふえていくことと思いますので、それが一番のやはり収支改善につながっていくと思っております。

一方、介護老人保健施設せせらぎであります。このせせらぎについては、やはり介護という面から、医療というのはいろんな形で守らなければならないし、政策的な補助金等もあるわけでありましてけれども、介護というのは、非常にその点では収支をとりながらやっていかなければならないということが、必然だと思っております。特に今、財政状況は非常に厳しい。私自身が考えても、これから合併特例の算定がえの交付税などもなくなっていく中で、昨年度も経常収支比率が90%を超えたということで、非常に厳しい財政状況を迎えてくると思っております。

津和野町の場合は、この津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設が津和野町の財政と一体化となっておりますので、これに大きな、医療は守らなければならないというそのことの中で、投資していかなければならない部分もありますけれども、しかし介護においては、やはり収支バランスをとっていかなければならないということは、これはもう避けて通れないことだと思っております。せせらぎの職員からも、この多層階であるということが、例えば夜勤をするにしても勤務体制を組むにしても、それぞれの階に、看護師並びに介護職員を配置しなければならないということで、これが一つの大きな赤字の原因の一つになっているということも、職員の中からお聞きすることでもあります。これは、もう大きな改革は避けて通れないというのが私の見解であります。その中で、例えば今、特に経費がかかっておる旧日原共存の病院部分の西棟、これについてはかなり経費が掛かっているということもお聞きしております。その中でやはり集約ということが必要であり、一つには東棟への統一ということもありますけれども、津和野共存病院の3階へ老人保健施設を移転するという、そういう考え方も今あるということをお聞きしております。それぞれのメリットはありますが、やはり多層階ではなく、また急変したときにすぐに当直の医師が診る体制、そういう意味からでもそういう体制をとっていかなければならないようにも考えるわけでありましてけれども、その点について、今、橘井堂が考えておられる考え方、そして医療対策課、町が考えておられる考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、収支的な部分で、現在法人とも協議をしております。やはり、町長の答弁にもありましたように、入所率85%が維持できなければ、やはり黒字化には非常に難しいという状況であります。その中で、85床という部分が維持できればいいんですけど、益田圏域等の中でも今、介護老人保健施設、吉賀町にある六日市病院が153床のベッド数を持っております。そして益田市内にお

きまして、サービス高齢者住宅等ができて、今まで益田市の入所の3分の1程度が今現状になった状況であります。当然そのことを踏まえ、今後の人口減少等を考えていった場合に、じゃあ、それだけの収入を得ることは非常に難しいという状況の中で、現在法人のほうも専門家を入れながら協議をして、先ほど議員さん言われました、西棟のほうは平成元年の建物であります。当然修繕の部分におきましても費用がかかるという状況でありまして、東棟のほうはそれより後に建てておりますし、建物においても修繕も少ないという状況であります。

ただ、ワンフロアで入所するときと、いわゆるツーフロア癩癩2階、3階を利用した場合は職員数の人員配置が当然違ってきます。今概算ではありますけど、ワンフロアにした場合には、やはり介護職が8人程度削減できるということも今計画をしております。その状況の中で、ワンフロアが一番ベストであるということも今の現状の中で考えておりました、津和野共存病院のいわゆる3階、これは今医療型の療養病床約8年、今休止の状況であります。国が示している地域医療構想においても、療養病床の転換ということで、我々もその療養病床を転換することで、より有利な補助金等も活用しながらということをやっておりますので、そういうことを考えると津和野共存病院の、議員が言われました3階の部分の移転という部分は非常に経営的にとって今よりはよくなると判断をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今3階への移転ということが出たわけでありましてけれども、いろんなメリットが考えられるわけでありまして。

当然、日原の西棟のほうでありますけれども、西棟は平成元年、東棟は平成10年でしたか、つくられたということで、建物的には非常にまだ十分活用できるわけでありましてけれども、今課長の答弁にありましたように、やはりワンフロアでやると、現在非常に苦慮しておられる介護職員の募集、そしてさまざまな経費部分から考えても、また給食についても、現在津和野共存病院とせせらぎと2カ所で作っておりますが、この点について、1カ所になれば、例えばどれぐらいの削減になるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 仮に、津和野共存病院のほうに移転をした場合はやはり給食の集中ということで、1カ所できるとということで、その辺も踏まえて現在協議をしている状況であります。

現在は、介護老人保健施設せせらぎにおいては直営でやっております。津和野共存病院においては委託でやっておりますけど、今回の中期事業計画その辺も踏まえて委託と直営がどちらが得かということも考えております。その中で経費削減、当然1カ所です

きるということで、正式にその数値というのはまだ法人のほうとも正式な数値を出しておりませんので、現時点では何百万、数百万という数字は、きょうのところはお答えができません。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、せせらぎのほうにおいてはデイケアも行っておるわけでありましたが、例えば入所部分に移転するとなると、デイケアはどうしていくのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり財政負担をかけないということになれば、今のデイケアは1階部分を使いまして、温浴の施設もありますので、経費をかけないということで、今の状況の中でデイケアはやっていきたいと。ただし、収入のほうで今後介護予防をすることで医療費の削減になりますし、介護給付費の削減にもなるということで、このデイケアを伸ばしていこうということで、理学療養士、作業療養士等をもっと多くの、今1日平均15人ですが、これをふやしていこうということを今考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） とすると、デイケアの昼食については津和野共存病院でつくって配食のような形になるのでしょうか、考えておられるのは。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） そのように考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 老健施設を移転するというに、もしなれば、3階部分は大幅な改造が必要かと思っております。もともと老健は廊下幅等が病院の基準とは違っておりますので、そこら辺のクリアするべき課題もあると思っておりますが、移転した場合の改修の費用、そして移転した場合、現在の3階部分でどれだけの療養室が見込まれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、基本設計等、いわゆる設計士、専門家を入れて、今調査をしている段階であります。財政的になるだけ負担をしないということで、現在法人のほうが県の高齢者福祉課のほうに問い合わせた療養病床再編推進事業ということで、1床当たり改修に当たっては50万円ということになっております。ただ、議員言われますように、廊下幅あるいは3階には温浴施設がありますので、現在の医療療養病床の49床の確保は難しいと考えております。概算ではありますが、45から6のベッド数はキープができるんじゃないかという状況で、今はもし仮にやるとすればそれぐらいの状況であります。あくまでも概算ではありますけど、例えば4

6床やったら約2,300万円の補助いただいて、そして、改修等なるだけ安い部分で、あくまでも概算ではありますけど、3,000万円から4,000万円という数字が出ております。ただし、ナースコール等の部分の、いわゆるそういう設備費はまだ入っておりません。その部分は別に要る費用となると思います。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） もし、そのように移転という形になれば、今の診療所を西棟のほうでやっておるのを、例えば考えられることとしては、発熱外来の施設をつくっております。そのものが活用できるのか、もしくは東棟のほうを活用するのか、西棟のところで現状で置いておくのか、そういうところの考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 東棟の1階のほうは、デイケアということで、修繕をかけずにこれまでとおりの状況でやっていきたいと。診療所におきましては、西棟でありますので、これを今議員さん言われたようにどこかに移転をしなければなりません。現在考えられるのが、東棟のほうの2階、ただしエレベーターを使ってということで、入り口は今のデイケアと診療所のほうは玄関口を二つつけるという状況でありますので、違う通路から診療所のほうはエレベーターを使ってということで考えておりまして、やはりこれが一番経費削減になるのではないかと考えております。

今の新たに診療所を建てると、あるいは例えば感染症外来を利用した場合ということになると、デイケアを実施する場合、そこにはドクターが必要でありますので、今の状況で考えるとドクターの確保は難しくなります。デイケアにもドクターが要り、診療所にも要るということになると、同じ敷地内ではありませんので、現時点では、この医療資源の中で、やはり集中化をするということになれば、東棟のほうの今の2階の部分が経費的には削減できると考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 平成元年からせせらぎを東棟のほうでやってきたその中で、ただいまの答弁では、デイケアと診療所をあつ建物でということで、入所のほうを津和野共存病院の3階のほうへ、これが一番の効率化につながるということでありました。いろんな今までの歴史の中で寂しい部分は感じるわけではありますが、しかし先ほど申しましたように、津和野町の医療は絶対に守らなければならない、そしてそれと同時に橘井堂、そして津和野町の医療というのは、津和野町の財政と直結しておるわけであり、これは最善の形で収支をとっていかなければならないという、非常にバランスをとった政策が必要となっていくわけでありまして、私が試算しております、今からの町の財政というのは、大きな改革をしなければ私は非常に厳しい状況が来るということは、自分の中でさまざま試算をしてみても確かなことでもあります。その中で一つのこの診療所並びに介護老人保健施設の改革もいたし方がない必要

なものだと思っておるわけであります。ただし職員とも、地域の方々とも十分な話し合いを持ちながら今後進めていっていただきたいと思うことであります。

それでは、1番目の……。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 先ほど町長にも答弁にもありましたように、あくまで現段階での検討の一部であります。正式には地域医療協議会、御意見を経てそして議員の皆さん方にも御説明をしての中期事業計画となると思いますので、現段階ではいろんなパターンを考えているということでもありますので、その辺の部分はまだこれは確定ではないということを申し添えます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 町長、関連して町長からも一言。

○町長（下森 博之君） 長くなってもいけませんけれども、まして津和野共存病院これが津和野町の中核病院であります。ただ、これはベッドを抱える総合病院でございますから、どうしても経営的には非常に運営上厳しいものがある、でも、それを介護老人保健施設それから日原診療所、これで、橘井堂の経営上もまた町としての特別会計や、企業会計上も補うという、それが構図であったわけでございますけれども、その収益構造がここ数年崩れてきているという状況でございます。特に、介護保険施設につきましては、先ほども紹介がありましたように、吉賀町さんや益田市にも関連の施設がふえてきたということでもあります。

益田管内、医療の連携というのは非常にできているわけでありますけれども、介護の連携というのがまだまだございまして、そういう面から、またこういう今の現状を見たとしても、より早く介護の連携の体制づくりをしていかなきゃならないということを考えているというのが一つと、そしてそうした中で現状を見た中でもこの介護保険施設をどういうふうに経営を安定化させていかなければならないのかというのは非常に重要で、喫緊な課題になっているというところでもございます。橘井堂の医師それから看護師、介護士、こうした医療スタッフも限りがあります。それから物やお金にも限りがあるわけでございますから、そうしたものを有効に活用しながら、一番効率的に運営ができるものを導き出していくということで、現在いろいろな選択肢を掲げながら、進めているというようなところでもございます。

きょうはまだ検討段階でございますので、きょう質問をお聞きしながら、だんだん我々の考えが丸裸にされていくような気持ちで、少し心配もしておりましたけれども、いろんな選択肢を掲げながら、現在進めているという状況でございますので、また我々の考えがまとまったときには、議会のほうにも全員協議会等で案をお示しをしながら議会の御意見も聞き、進めていきたいという思いでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（４番 岡田 克也君） 今、町長並びに担当課長の答弁を聞きながら、やはり、この介護の連携そして町の医療介護をどう考えていかなければならないかということとは喫緊の課題でありますし、絶対に守っていかなければならないことであります。それと同時に、町財政の健全化という非常に大きなものを抱えながらのことでありますので、非常に大変だとは思いますが、やはり避けては通れない問題だと思っておりますので、きょうの質問も、特に決算そして予算の段階でこのままでは非常に基金も枯渇し、ついには町の一般財源も投入していかなければならない状況になれば、非常に厳しい財政に拍車をかけるという懸念もあり、本日はまだ検討段階ということもありますが、いろいろなさまざまな検討がされているということを今回お聞きしたことで、また執行部においても、橘井堂においても、また関係者各位さまざまな角度から検討していただきながら進めていただきたいと思いますということでもあります。

それでは２番目の質問であります。町内宿泊者数の増加対策についてであります。

日本三大芋煮会の開催では、極めて多くの観光客が来町されました。ことしは、町単独事業のアユの放流の効果もあり、高津川のアユも近年で最も多くとれているようで、連日、釣り師の姿も多く見かけ、高津川のアユを求めて来られる観光客も増加し、津和野地区の飲食店でも高津川の天然アユを扱う店も多くなっています。

なお、町内のその旅館、そして料理店の方々にお聞きしますと、ここ３年ずっと不漁でしたが、その前の水準までことしは非常に戻っているという、それは釣り師にも、観光客にも、そして町内の料理店にも大きな波及効果を及ぼし、そしてそれがまた収入がふえれば、また町民、県民税への、その町の収入もふえていくという、そういういい循環を感じておることでもあります。そのような中で、ことしは天然アユが非常にここ３年の不漁とは全く違う豊漁であることをたくさんの方々から感謝の言葉を聞くことでもあります。

それとともに、名産のつわの栗やワサビ、タラの芽やコゴミなどの山菜、豆茶や緑茶、ツガニなど、当町には魅力のある食材が多くあります。津和野町観光協会会長が、町内宿泊者数の大幅増加を目標に掲げられております。そのためには、宿泊の魅力である津和野町の食の一環、一層の充実や、宿泊施設の改修、外国人観光客誘致のためのWi-Fi設備の充実等が必要と考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町内宿泊者数の増加対策についてお答えをさせていただきます。

平成２８年度の全体の宿泊者数は、島根県観光動態調査によると３万９、３８０人で、そのうち外国人の宿泊は１、０８０人となっております。対前年比で見ると、それぞれ２．８％の減、６．２％の増となっております。平成２５年度の災害前の平成２４年度と

比べた場合は、全体では11.1%の増、外国人は87.8%の増となっており、外国人の伸びが顕著となっております。

観光入り込み客数に対する宿泊者の割合は、平成28年度3.3%、過去5年間の平均でも3.2%と低迷しており、津和野の観光が通過型観光から抜け出せていないのが実情です。昭和40から50年代、当時の雑誌やテレビに魅せられて、多くの若者たちが津和野を訪れたことは御承知のとおりですが、一段落した昭和の後半以降、津和野本来の観光の魅力が整理されないまま、現在に至っているのが原因ではないかと考えております。本来の魅力としては、城や城下町に残る歴史的な建物景観、そしてそれを取り囲む美しい自然景観。そして古きよき伝統や食文化を継承する人々の暮らしなどが挙げられます。

町では、これまでの観光に対する取り組みの反省点を整理するとともに、観光協会の協力を得て、平成29年度から5カ年の「津和野観光振興計画」を策定しました。この計画の中においても、食の充実やWi-Fi環境などは喫緊の課題と位置づけております。

食については、季節に応じたこの地域ならではの料理を提供することが必要ですし、宿泊施設の改修については、トイレの洋式化や段差の解消、Wi-Fi整備、案内表示の多言語化などもこれからは必須となってまいります。

国や県にもこのような課題に対応した制度がありますので、旅館組合などを中心として課題をしっかりと把握いただくとともに、具体的に計画を立てて実践していただくために、町としましても各種制度を活用できるよう支援してまいりたいと考えております。

なお、Wi-Fiの環境整備については、現在、総務省事業を活用し、事業の3分の2補助となる有利な財源を獲得して事業実施を行うべく、申請に向け具体的な検討を行っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） まず、Wi-Fiの整備であります。先ほどの答弁にありましたように、外国人の宿泊者が6.2%の増となっているということで、外国人の方々はやはりWi-Fiというものが必要不可欠であるということをお聞きします。やはり言葉の問題等がWi-Fiを使ってスマホ等でクリアできるそれが大き

なことではないかと思っておりますが、今答弁のありましたWi-Fi整備はいつぐらいをめどに進めていこうとしておられるのか、その内容についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） Wi-Fi整備についてでございますが、現在そういうことで、町長の答弁からもございましたが、いよいよ申請に向けて事業内容の精査を進めておるところでございます。そういった形で本年度の中でまず3カ年計画程度を予定して、まず計画を策定をします。一部とりかかれる部分があればとりかかっていくという可能性は、まだ申請前ですので、内示をいただいているということになりますと思いますが、想定できるのかなという思いでおります。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 旅館組合を中心として、課題をしっかりと把握していただくとともに、具体的に計画を立てて実践していただくため、町としても各種制度を活用できるよう支援してまいりたいという答弁でありましたけれども、これやはり旅館組合と商工観光課並びに商工会が一体となって、この制度を使って町内の旅館の、例えば先ほどありましたような、トイレの洋式化や段差の解消、そういうものに取り組んでいく、それはやはり町も観光協会に対してさまざまな情報の連絡等をこれからも積極的に行っていられると思うわけでありますが、少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） Wi-Fiにつきましては、そういった形で整備をします。このWi-Fiの整備につきましては、基本的な考え方としまして、ヤフーなどの公衆無線LANの環境整備という切り口でございますので、災害等があった場合に住民の皆様は当然ですが、観光にお越しになっている皆さんに対して、これは外国の方も含めてですが、皆さんに対して、災害時の情報を広く流せるような体制をつくろうということが第一義的な目的となってくると思います。その上で、観光情報が流せたらということになってくると思います。そういった意味合いで進めていくということでございます。

その他施設の洋式化等につきましては、既にわずかな金額ではなるかもしれませんが、個別商業包括的支援事業の中でもおもてなし事業の改善というようなことで、洋式化や段差を解消する部分についても若干の補助事業を組まさせていただきます。さらには、ぜひともこういう団体としてまとまっ

ていただく中で、国・県についても今後東京オリンピックに向けていろんなメニューが出てくるというふうに思っておりますので、やはり一つ一つの旅館でということではなかなかかなりかねるかもしれませんが、まとまっていただいて御検討いただくということだと思います。

さらに、その上で我々としますと、先ごろ固定資産税の減免につきましても、基準をかなり緩和しておりますので、1,000万円以上投資があればそれに対しての固定資産税の減免が50%から100%に、段階的にふえる中で支援をさせていただくというようなこともございますので、包括的にその辺も含めて進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 町内の旅館も、非常に今経営的には苦しいところが多いですが、本当に魅力的な食事等出しておられるところもあるので、何とか津和野町に泊まってもらえるように、さまざまな形で町のほうも努力をしていただけて進めたいと思います。

この津和野町の宿泊については、特に1月、2月が減少する、これをふやすことが一つ宿泊者数の増につながっていくと思っております。

雪の降るシーズンは、確かに厳しいわけではありますが、逆に雪を見ていただく、雪景色を見ていただくとともに、ジビエであるイノシシだとか、今非常に町の特産になっている山菜のコゴミだとか、タラの芽だとか、そういうものも活用しながらやっていけば、この観光客の少ない時期に宿泊者増が図れるのではないかと思います。それとともに、三國シェフが森と食の親善大使ということで先般も来られたというふうなことをお聞きしております。世界的なシェフでありますし、地域によっては一堂にシェフが集って、食のフェスティバルということをやっておる地域もあります。そのようなことも津和野町で開催を検討していくべきではないかと思いますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 食につきましても、観光振興計画の中では最も重要な意味合いを持つというふうに位置づけております。まず、先日も三國シェフにお越しいただいてお話を聞く中でも、いろんな食材、それぞれ地域自慢できるものは、ある意味どこでもありますと、それをいかに意味合いをつけて広くPRしていくかということが重要であるということをお聞きをしたところでございます。

そういった部分では、まず、今回秋の味覚につきましても、芋煮と地酒の会、さらには、これは日本三大芋煮のテイストも加えつつ行わせていただきました。昨年ほどの規模にはなりません、行う予定でおりますし、小さな栗まつり等、秋の味覚についても既にテレビ朝日系の山口広島県テレビコマーシャルも始まっております。県内におい

でもそれがケーブルテレビで流れ、山口の萩市、益田市あたりではケーブルテレビで130回以上流れるような形でお話をさせていただいておるところでございます。

これを先ほど議員の御指摘ありました、冬の時期でございますが、この時期は同様に戦略的観光キャンペーンという位置づけをしておりますが、テレビコマーシャル等も使ってやっていくという部分で、初午祭を中心にその前後で津和野にお越しいただいて、冬の味覚がさまざまございますよというあたりを、訴えかけていきたいというふうに、冬については考えております。

さらに、春には3月の観光開き、SLの運行スタートから流鏑馬神事の前後に際しまして、これは生産組合さんともお話をさせていただいておりますし、旅館組合あたりとも話をして進めておりますが、タラの芽とか、今おっしゃったコゴミあたりの山菜を春食フェアというような形で、町内にくればこういうアレンジでいろいろ食べれますよということをPRをしていくということをしたと。その際には、生産組合から当然JAの共販は通す形にはなるとは思いますが、その上で、町内の飲食店等にうまく流れるルートというか、スキームをつくっていく必要があると思っております。そういったあたりも具体的に、今後戦略的に年間通じて一定期間イベントの前後でいろいろあるよということをお訴えかけていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、積極的な答弁がありましたので、旅館組合も今非常に厳しい中、一生懸命頑張っていて、津和野に泊まってもらいたいと、観光協会の会長が宿泊者数を増加させたいという、そういう思いを熱く持っておられる、それは一人一人が本当にこの津和野に泊まってよかったと思っただけ、そんなまちづくりをしていきたいという思いであると思っております。

ただいま、町長並びに課長の答弁でも非常に前向きにやっという、そういうことが伺って知れておりますので、これからも観光協会、商工会、旅館組合、さまざまな団体と連携をとりながら、進めていっていただきたいと思うことであります。

それでは、最後の質問であります。津和野高校の入寮生の住環境の充実についてであります。

先日、津和野高校の文化祭、体育祭が行われ、生徒の増加により多くの方々の来場もあり、にぎやかに開催されました。特に、ことしの春の受験生は県内でも希少な1倍を超えるという、そういう志願者もあり、大変、津和野高校の充実というものが図られておることを思うわけであります。

町内の子供は津和野高校に通うだけではないという、そういうことも言われるわけですが、しかしながら、県内各地を見渡しても非常に生徒が集まっておる学校というのは、町が一体となってその高校を守っていこうという姿が顕著であります。

生徒がふえるということは、町の活気、そしてそれに対する商業的効果、さまざまなものが見込まれております。その中で、現在県外から多くの生徒が来られております。

関係各位から、寮の住環境の充実を求める声を多く聞きます。やはり、建ってから年数がたっているというそういう意味で、部屋の大きさ、そして今は部屋に2段ベッドが二つあるというようなそういう状況でもあり、手狭ということもあるのであります。

今後、津和野町を初め周辺の生徒の減少を考えると、寮の建てかえや不可能の場合にはPFI方式での民間による寮の新築など、多角的に検討を行っていくべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校の入寮生の住環境の充実についてお答えをさせていただきます。

津和野高校の寮につきましては、現在64名の定員に対し54名が入寮しており、充足率が約84%となっております。昨年と比べましても、入寮者数が6名増加している状況です。また、今年度入寮者の半数に当たる27名が県外生であり、今後、町内の中学生の減少を考えますと、町外や県外からの入学者の確保が必須となり、さらに入寮者がふえていくことが考えられます。

高校の寮に関しましては、本来島根県の管轄であります。新規築に関する予算措置は難しいのが現状です。津和野町といたしましては、昨年度、津和野高校や津和野高校後援会等で組織される津和野高校魅力化プロジェクトチームにおいて、給食センターの併設や寮の機能、学習環境の整備といった面も考えながら、人材育成のための複合研修センターの建設を検討してまいりましたが、住民理解や財源といった部分で整理がつかず、結論を出すに至っておりません。

寮の住環境の充実は、今後、津和野高校のさらなる魅力化や2学級維持のために重要と認めておりますが、町の財政負担を抑制したPFI方式による寮の新築等が実現できるとすれば有効であり、さまざまな観点から検討を深めていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁にありました、まずPFI方式であります。このたび住宅をPFIでつくったということで、ただ高校の寮をPFIでつくるとするのは、さまざまなハードルがあることは容易に想像できるわけでありましてけれども、しかし社会資本整備交付金が45%、あとの55%を何らかの形で賄っていくということも考えられますでしょうし、また例えば、ふるさと納税で全国にたくさん津和野高校の卒業生がおられる中で、そういう方々が津和野に、例えば都会に仕事で出ておられる方などが、自分の子供、また自分の生まれ故郷である津和野の津和野高校に通わしたいということもあるでしょう。そういう中で、ふるさと納税で建てていくということも一つの検討にもできるのではないかと思います。所見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野高校の寮につきましては、先ほど議員が御指摘のように、定員で言いますと、64名の定員のところが現在54名入寮されているということで、だんだんとそういった町内だけでなく、県外のほうからも生徒さんに来ていただくというような形を、今魅力化の中でも取り組んでいるところであります。

津和野高校の寮という限定した中ではなくて、先ほど町長答弁しましたように、私どもとしては学習支援というような位置づけの中で、今、津和野高校ではHAN-KOH英語塾というのを中学生と高校生で行っております。そういったところで、給食センターも併設した中で、そういった学習支援の施設がどうかというところがあります。

PFIで事業を行うと、社交金ということで、議員御指摘のとおり45%としてあれば、あと残りを55%どうするかということでもあります。55%の財源というのは、PFIでいうと民間からの資金調達というような形になろうかと思えます。それで学習支援施設というような形の中で、寮の機能もあわせ持つて、またHAN-KOHの英語塾というようなところでもできるような形で、入寮費といいますか、施設利用料というのを幾ら取るかというところもあります。

そちらを使っていたら、寮的な機能もつけてというような、吉賀町さんがもう既にやられていると思いますが、そういったところで、利用者負担というところも視点に置きながら、その資金調達の部分の残り55%をどの程度であったら返済していけるかというところ、そういったところは今後PFIの実施方針をつくるに当たっては、この施設建設にかかるコストと、それから入寮された、利用される方がどのぐらい負担いただくかというところの部分の比較検討しながら、今後実施方針をつくっていくということになります。

先ほど御指摘のあったふるさと納税ということではありますが、基本的にはそういった形のところも、前段の議員さんにもお答えをさせていただきましたが、条例等の中身の変更、一部改正というようなところも出てくるかもしれませんが、個別的な事業でのふるさと納税というのは、今後検討していくようなところはあろうかと思えます。

本来PFIでいう財源確保というのは、民間資金の活用の中で利用料をどの程度その中に入れていけるかというところが、まず第一義的には考えるべきところだと思います。それで不足する財源をどういった手当ですかというところは、ふるさと納税も財源手当の一つの手法だというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 津和野高校の寮に入っておる子供さんから実際に聞いた話ですが、津和野高校はどうと聞くと、とても楽しいし本当に津和野高校に来てよかった。ただ、寮がもうちょっときれいになったり、もうちょっと機能的になればという声を聞いております。そういう意味でも、全国から今から津和野高校に来たいという生徒が、私はまだふえていくと思えます。それに対応できる現代的なその寮の建

議事日程（第3号）

平成29年9月14日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 舩文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、9月定例会3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、岡田克也君、5番、草田吉丸君を指名します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） おはようございます。7番、寺戸昌子です。通告に従い、3件質問させていただきます。

最初に、国民健康保険の広域化についてです。

国民健康保険は所得に対する保険税負担が重くなっています。その上、来年度からの運営を市町村から県へ広域化することで保険税がさらに上がるのではないかと予想され、加入者はどのような試算結果が出るのか、不安を持っています。

広域化に向け、第3回試算を国に報告する期限が8月31日でした。第3回試算の最大の特徴は、厚生労働省が制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたところにあります。また、交付金が反映される初めての試算にもなります。

そこで質問です。試算の結果は、実際の1人当たり・世帯当たり保険税額と比較するとどのようなものでしたか。

広域化により保険税の引き上げが予測されるが、滞納せざる得ない世帯がふえるのではないのでしょうか。

納税が困難な町民に、町はどのような支援を行うのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということでございまして、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険の広域化についてでございます。

まず、一つ目の質問であります。国民健康保険の広域化に向けた第3回の国への試算報告について県に確認したところ、まだ精査が終わってなく報告をしていないという回答でありました。よって、市町村には第3回目のデータは届いておりません。現在わかっている数値は6月8日の報道発表のあった試算値のみで、6月議会の御質問でお答えをしたとおりでございます。

二つ目の御質問であります。広域化により保険税は少なからずふえる市町村が多くなります。それにより滞納世帯がふえるのではないかという御指摘ですが、ここ数年、軽減世帯（7割・5割・2割）の算出方法が見直され、軽減世帯の幅が広がることにより、低所得者の保険税負担は、より軽減されている状況となっております。ただし、軽減を受けられない課税世帯については上昇率がそのまま反映されますので、中には急激な所得減等があれば支払いが困難になる方がいらっしゃることも想定をされますが、そのような場合には納税相談を受け、基本的に2年以内で完納するように計画案を提示するなど、丁寧な対応をしてみたいと考えております。

三つ目の御質問でありますけれども、国民健康保険税の制度として、会社の倒産や解雇による収入の激減等については非自発的失業者の軽減措置や、災害等については減免措置がありますが、被保険者の公平性を保つという大原則においては、以前より保険税が高くなったから支払いができないという理由に対しての軽減や減免の措置を講ずることは、慎重にならざるを得ません。さまざまな理由から、どうしても納税が難しい状況がございましたら、まずは個別の納税相談をお申し出をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 試算結果がまだ出ていないということですが、やはり

加入者の方は年々保険税が上がってきているので、癩癩年々というか隔年でしたが癩

癩。その負担はだんだん大きくなっています。ですので、試算結果が出ましたら公表

していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

国の試算結果ですので、当然のことながら報道発表があろうかと思われま

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 国主体ではなく、町として責任を持って公表をしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長(土井 泰一君) どのようなものが出されるかにもよりますけれども、何らかの形で被保険者の方にお知らせをするように考えておきたいと思います。

○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) なるべく早く公表していただけたらと思います。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) あくまでも試算結果の報告でございますから、それをまた決定事項のように公表するということが、むしろ町民の皆さんに誤解を生じてしまう可能性も認めているところでございます。その辺はどのように公表ができるのかどうかということは慎重に検討させていただきたいというふうに思っておりますので、あくまでも試算報告を町が公表してしまうと、それがもう決定事項のような誤解を生じて波及をしてしまつては、より誤解、混乱を生じるということにもなりかねませんので、そういうところは御理解をいただきたいというふうに思っております。検討はさせていただきますというふうに思っております。

○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) そういう弊害があるということは考慮していただいて、やはり4月なんです、4月から変わるので、なるべく早く心の準備をしたい。下がるっていう話なら、いつか教えてもらえばいいんですけど、大体上げるんじゃないかっていう予想がついているので、誤解を招かないような公表の仕方をしていただけたらと思います。

それから、相談についてですが、保険税が払えないっていう相談をしに行くのはなかなか難しいことだと思います。なので、今でもしっかりフォローしていただいているみたいなんです、さらに先ほどの町長のお答えでもありましたが、軽減されている世帯とされていない世帯の境目あたりの方の負担が大きくなるかもしれないということですので、さらに相談しやすいよう、策を練っていただけたらなと思います。

個人的な提案としては、国保税のことで困っておられたら、ここに行って相談をすればいいんだというのがわかる専属の窓口とか、あと国保税相談はここですかという窓口に大きな看板みたいなものがあるとか、そういう工夫もしていただけたらなと思いますが、いかがでしょう。

○議長(沖田 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(土井 泰一君) 納税相談につきましては、相談がしにくいという状況は私は感じておりません。電話でもよろしいわけですし、わざわざ御来庁くださらなくても。また、来られましたら、日原のほうは、本庁舎のほうは総合窓口のほうへ、まずお声をかけていただくこと、津和野庁舎のほうは健康福祉課のほうに声をかけていただくことによりまして、担当なりが親切に対応しているところではあります。その状況によりまして、どういう形がいいのかを相談をしていますが、これまでに相談がしにくいとか来にくいとか、そういうお話は伺ったことはありません。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済みません。相談される側が相談しにくいという情報を手に入れるのは、なかなか難しい問題だと思うので、もうちょっと頑張ってもらいたいというような、済みません、アバウトで。

今、相談しにくい状態ではないというのは制度的なものであって、心情的に納税する側は相談しにくい、行政側がすごく本当に丁寧にされていたとしても、心情的に相談しにくいものがあると思うので、そこの辺の配慮をという意味です。わかりにくいかな。済みません。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 職員のほうには懇切丁寧に、きちんと話を聞いて対応するよというところはいつも申しておるところであります。それ以上に、看板を出すほうが丁寧だということであれば看板のことも考えさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済みません。看板がいいかどうかは検討していただきたい、私の個人的な、ほんの思いつきみたいなもので申しわけありません。それは置いておいてください。

先ほど申しましたように、軽減世帯は広がっているというのは、すごい評価されるべきところだと思いますが、全体的に保険税が上がってきているということで、軽減を受けられない方々が、境目の方が本当に大変な状態になるんじゃないかと想像します。法定外の繰り入れは、やっぱり確保をしていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に入ります。まちづくり委員会についてです。

まちづくり委員会の取り組みが始まって6年目になります。各地域のまちづくり委員会は何度も会議を重ね、最終年度の取り組みに入っているところです。

そこで質問です。補助金交付見込み額は6年間で総額幾らになるのでしょうか。

まちづくり委員会の目指す地域活性化の具体的な成果と課題は何でしょうか。

この施策を有効にするために、行政と住民の一体感が生まれるような取り組みが大切だと考えますが、一体感は今、生まれているのでしょうか。

地域提案型助成事業は、補助交付対象が一律50.3%プラス50万円になっていると聞いていますが、その点について、各委員会の代表が集まる未来づくり協働会議ではどのように協議をされているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちづくり委員会について御回答をさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。まちづくり委員会の運営経費を助成するまちづくり委員会運営費補助金については、人口1人当たり100円を乗じた額と1行政区当たり1,000円を乗じた額の合計額で、6年間で538万8,000円でございます。

地域全体で抱える課題を解決するための地域提案型助成事業補助金については、6年間で1億5,476万7,985円でございます。

平成27年度からスタートしたまちづくり委員会を構成する自治組織に交付するまちづくり組織交付金については、1自治組織当たり6万円と人口1人当たり1,000円を乗じた額の合計額で、3年間で4,467万7,000円でございます。

まちづくり委員会運営費補助金、地域提案型助成事業補助金、まちづくり組織交付金を合わせた6年間の合計額は2億483万2,985円でございます。

二つ目の御質問であります。平成27年度からの地域提案型助成事業は、まちづくり委員会全体で取り組むソフト事業に改正して実施されております。

事業評価で上がってきた成果として、多くの地域住民が一堂に会してイベントを開催して好評であった。住民の健康増進につながった。防災意識が高まった。ワークショップの開催により話し合いを楽しむようになってきた等の意見がありました。

行政の視点では及ばない地域固有の課題の解決や地域発の特色ある活性化の取り組みが進みつつあると認めております。

課題として、事業の実施についての認識が、地域全体で共有されていなかった部分があった。まちづくり委員会の活動が、将来の地域づくりにつながることをもっと地域の人が認識し積極的に参加できる方法や体制づくりを考える必要がある等の意見がありました。

幅広い層の年代や立場の方々による、まちづくりへの参画を促す体制づくりが、今後の課題ではないかと認めております。

三つ目の御質問でありますけれども、住民と行政の関係については、住民が要望して、行政がこれに応えていくというような要望・陳情型の関係ではなく、地域の課題やまちづくりについて、地域住民が主体的に考え、これを行政がサポートしていく住民参加やパートナーシップを重視する提案・協働型の関係が、住民と行政の一体感を形づくる理想の関係だと考えます。

この提案・協働型の関係を構築できる効果的なまちづくり委員会の制度や補助事業のあり方について、今後も検討を重ねながら、地域住民が主体となった協働のまちづくりを進めていきたいと考えます。

四つ目の御質問であります。今年度の地域提案型助成事業の補助対象交付申請額は、11のまちづくり委員会から総額2,432万781円の要望があり、予算額1,500万円の枠内におさまるように、それぞれのまちづくり委員会への配分額を提示いたしました。

配分額の決定に当たっては、今年度も提案のあったそれぞれのまちづくり委員会に対し事業内容のヒアリングを実施し、補助対象の可否やこれまでの取り組み状況、課題等について聞き取りを行う中で、事業採択に向けた検討を行いました。

結果として、補助金額の算定方法は、補助対象額から50万円を引いて50.4%癩癩、
昨年は47%でございましたが癩癩、50.4%を乗じ1,000円未満を切り上げた上
で、50万円を加え補助金交付額を決定したところでございます。この結果、平成29
年度の総額は1,499万1,000円でございます。

説明に対する質疑では、申請額から50万円を差し引き、定率を掛けた後に50万円
を加える意味についての質問があり、申請額が少額の地域の補助金額を確保するため
に算定している旨を説明いたしました。また、食糧費については補助対象から外れるのか
との御質問があり、1人当たり1,000円以下は今年度も補助対象としますが、来年
度以降については予算状況や事業効果等を踏まえながら検討していきたい旨を回答し、
決定しました各まちづくり委員会への補助金額について承認をされたところでござい
ます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 6年間で2億円以上のお金を投じて、この事業がされ
ているということを再認識して、津和野町の命運というか将来をかける大きな事業だ
なということを再認識しました。

それで、その中身なんです、少しずつ進んでいるとは私も思います。自治会のない
ところに自治会のようなものがつくられたりとか、そういうことが進んだり、住民から
の提案が取り上げられて形になっていくというところで進んでいるとは思いますが、
「まちづくり委員会は何かしているよね。でも、一体、何しているんだろうな」という、
まちづくり委員会の委員になっておられない方の反応もまだあります。町民全体で本当
に盛り上げていこうという機運を高めていかなきゃいけないなと私は思うんですが、そ
ういうことが先ほどのお答えの中にも、まちづくり委員会の活動が将来の地域づくりに
つながることをもっと地域の人が認識し、積極的に参加できる方法や体制づくりを考え
る必要があるとかいう声が出たりしているのも、そのあたりかなと思います。

まちづくり委員会に参加しておられる方でも他の地域の活動がよくわかるのは、代表
として未来づくり協働会議に出られる方がつかんで、各まちづくり委員会でお話をする
という形だと思うんですが、そうではなくて、直接こういう取り組みはもっと進めたら
いいんじゃないかなとか、これは継続してやったほうがいいのかというような取り組み
がわかるような、他の地域でも活動を取り込めるような方法が必要だと思います。ちょ
っと声をいただいたのは、まちづくり委員会の全部を説明するのは大変なので、皆さん
に知ってほしい活動とかをサンネットの協力で映像で流してはどうかとか、あと、まち
づくり委員会の討論会のようなものをして、皆さんでパネルディスカッションのよう
なことをしてもらったらどうかという声をお聞きしたりもしています。その辺いかがで
しょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員から御指摘ありましたように、6年間で2億円を超える金額を、このまちづくり事業のために活用してきました。

先ほど町長も申し上げましたが、やはり幅広い層の年代や立場の方々による、まちづくりへの参画というようなところで、議員御指摘のように、そういった課題認識は持っているところであります。

先ほどありました、他の地域の活動がわかるような取り組みの中で、それぞれがお互いの地域の活動を知った上で参考にして、また盛り上げていくというような方法として、このまちづくり委員会ができた当初のところは、まちづくりシンポジウムというのを毎年行っておりまして。これは3年間、たしか続いたかと思えます。いろいろ地域課題のところで、例えば防災組織であれば、その先進自治体の方をお呼びして、まずは講演会をやって、それからその当時、明治大学の先生に、議員さんも委員ということでありましたけど、まちづくりのことについてのいろんな議論をしていただいた機会があったんですが、その方にパネルディスカッションをやっていただいたと。そのときも、やはり参加される方というのは役員を中心とした方で、なかなかこのまちづくり委員会のシンポジウムも幅広い年代層の中で、いろんな地域活動の取り組みも御紹介もさせていただいたんですが、効果的な取り組みになっていたかということ、そこの辺の課題はあったということで、ここ何年かはその辺のことを行っておりません。

未来づくり協働会議で、それぞれの活動は内容報告をさせていただきますが、やはり今、議員御指摘になったようにケーブルテレビの活用とか、例えば広報に毎月ごとにまちづくり委員会の活動内容を紹介をさせていただいて、町民の皆さん全体に知っていただくような取り組みはできないかというようなところ。

それから、先ほど御提案ありました討論会ということですが、これは、まちづくりシンポジウムというような形の中で、今回6年が経過をしますので、来年度以降のところ、事業展開どういうふうにするかというのは今からの課題になっておりますが、そういったシンポジウムなんかも復活をさせて、幅広い年代層の方に参加をさせていただいて、この後、女性会議等も御質問はあろうかと思いますが、そういった町を挙げてのまちづくりの取り組みができないかというところは、今も検討しているところでございますので、そういったところは住民の皆さんに幅広く周知をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ、いろいろな策を練って進めていただけたらなと思います。

地域提案型助成事業なんですけど、継続してやったほうがいいなというものがあったとしても、最初はがんっと取り組むんですけど、だんだん続けていくのが難しくなったりしているような気がするんですけど。最初に取り組むときの事業と継続していくときの事業が同じ

ように地域提案型で提案されるのではなくて、そこに線引きとかあると、続けていくものにも目ももっといくんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 新規事業と継続事業というところのすみ分けということでしょうか。地域的には3年間の中で、これを継続してやろうということで、それは計画立てて地域提案型助成事業をされるところもございますし、ことし3年目ですけど、3年目として新規でも取り組もうという。これはまちづくり委員会個々に、こういった地域提案型事業をどうして展開していこうかということで、津和野地域等ではそういった実行委員会みたいなものをつくられて、この地域提案型助成事業をどう取り組むかというのを皆さんでお話をされて計画を出していただくというようなことをされています。継続するか新規でやるかというところの部分については、地域のまちづくり委員会のお話し合いが、やはり一番中心となるところだろうと思います。

私ども、ことしについては11地域しか、今回、癩癩1地域は出ていませんが、癩癩

11地域のまちづくり委員会の地域提案型助成事業補助金交付申請時に当たって、11地域それぞれにヒアリングをさせていただきました。私も同席をさせていただいて、いろいろ新しい事業もあるし継続する事業もある。ただ、ここは、やはり先ほど町長申し上げましたように2,000万を超える申請額というようなことで、どういうふうに1,500万にしようかというところの部分が大変苦慮しながらヒアリングもさせていただいた。

ただ、やはりこのまちづくりの地域提案型助成事業の事業内容については、各まちづくり委員会の思いが非常に強いです。ここどうですかというようなところで、いろいろここは厳しくあるんじゃないかというようなところも、ある程度話をしながらヒアリングも進めてまいりましたが、やはりそのところは地域の中で話した提案事業です。この部分については認めてくださいというようなところの部分が、やはり多くあったと思います。

議員さんがおっしゃられる新規事業か継続事業というようなところの部分は、やはり地域の中でよく話し合っていて、私どもとしてはそういった部分で、計画性をもってこの地域提案型助成事業を取り組まれて効果的な事業になるようにということを考えているというようなことになっております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 未来づくり協働会議の中で、どのようなお話が出ているかというのは、ちょっと説明は、先ほど町長の回答で少し声はお聞かせいただいたんですけど、もう少し詳しく、どのような声が委員さん、代表の方から出ているのかなっていうのを聞かせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長申し上げたとおりでございまして、基本的にヒアリングのところで、私ども1,500万は超えていますよと。そういうところで、どういうふうにその事業を精査をして交付決定出すのかというところは、ヒアリングのときにも、いろいろ各地域のまちづくり委員会とお話し合いをさせていただきました。

特に町長が申し上げたところで、食糧費というところはあったかと思えます。ここについてはヒアリングのときにも、その1,500万を超えている中で食糧費として今回提案をされたところが幾つかあります。そういったところで、そのところを自費というようなどころでできないかというような御相談もさせていただきながら、なかなかその辺のところは受け入れていただけなかったというのが、現実として、今回あったということなんですが、そういったところをヒアリングの中で詰めながら未来づくり協働会議に臨んだということでもありますので、その会議の場面では、やはり50万を差し引いて定率を掛けるようなやり方、ここについて意見が出たということと、やはりその食糧費の取り扱い、今1人当たり1,000円ということになっておりますが、これを来年度以降継続できるかというところ。これは、今回3年間の区切りでやると、平成29年度の補助金交付要綱、これで今認めている内容です、これは。したがって、地域としては、ことしの事業については認めてほしいという強い意見があったのも事実です。来年度以降、ここをどうするかというところで、この未来づくり協働会議での御意見というのは、やはり継続してほしいというようなところは承ったところです。

ただ、財政状況もございまして、こういったところについては、今後、今から3年間の事業を総括をしていきます。地域からも、その総括についての意見を今から出させていただくように手続をしているところですが、それを踏まえて、その辺については制御していきたい。基本的に今、御質問あった未来づくり協働会議の中での議論というのは50万の、町長が申し上げたような意見、二つのところで終わったというようなことになっております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 私は、未来づくり協働会議という場所がとっても重要な場所になるのかなと思ってきたんですが、今のお話をお聞きすると、その下ならしがあって、未来づくり協働会議ではお話が出なかったということなんですが、もっと活発な議論が未来づくり協働会議で、代表の方が集う中での活発な議論を期待したいんですが、なかなかそれがお互いのことを思いやりながら話すのでできないということがあるんだと思います。

そこで、同僚議員も提案をさせていただいたと思いますが、やはり第三者の専門家がおられて、それからその事業の採択をどのように進めるべきかというのをずばずば言う人を一人置いて進めていったほうがいいんじゃないかなという気が私もします。皆さん、

自分の思いを持って、その場に臨んでおられるので、帰ってから、うちのがだめだったというのはとっても言いづらいことなのでがんがんと頑張られると思うんですが、でも、その地域を本当に活性化すべき事業なのかっていうところが未来づくり協働会議で議論されるべきで、互いに「あんたのところはこれがいいけど、ここはちょっとじゃない」ということが言えない会議になっているんじゃないかなというのをすごく危惧するので、第三者を置いて提案型のプレゼンの感じで、一律何%カットというのだと、事業費いただいたときにも、2万円でこれだけの事業をやろうと思ってこういう計画を立てたのに、1万円しか来なかったら、どこをどうへつっていいんだろうということになっちゃって事業がすごいやりづらいと思います。100%頑張ろうと言っていたところが、どうしようかなというところになってしまうと思うので、ぜひ第三者を招いて、専門家を招いて、プレゼンということも視野に入れて検討していただけたらなと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ヒアリングで内容的なところをお聞きをして未来づくり協働会議に臨んだわけですが、そこでの議論というのが、下ならしというようなことで議員さん御指摘されましたが、私どもはそうは全然思っていない。それは内容確認のためにいろいろ地域と議論をさせていただいて、私どもがちゃんと受け取って、事業内容を、それでこういう計算の中でやっただと。その結果としては御意見が出なかったというところは、議員さん御指摘のとおりだろうかと思えます。

この原因というのは、やはり他のまちづくり委員会のところまで、その活動について、ここはいいけど、ここはだめじゃないというようなところは、なかなかこれはまた言いにくいところもあります。

それから、やはり先ほど議員がおっしゃったように地域で何をやっているかというのは、未来づくり協働会議でのその事業計画というのは出しますけど、ほかの地域が何をやっているかと、そこら辺の十分な把握というのは現状できていないと思うんです、他の地域が何をやっているか。

だから、先ほど議員御指摘になったような広報での公表であるとか、まちづくりのシンポジウムを開いているんな議論を、その場で、他の地域の方とやってみるといようなことが前提にあると、未来づくり協働会議の中での議論も、議員がおっしゃったような活発になってくるというふうなところになろうかと思えます。今は、まだその段階まで至っていないというところであろうかと思えます。

先ほど、補助金を交付申請する際の第三者的な視点で補助金のプレゼンをやっただれが採択、どれが不採択というような形をとるとい。これは県でも、例えば定住財団とか、いろんな補助金を出しているところは、今はそういった方法で第三者を介して補助金の交付決定というのをやっている例が数多くあるというふうに私ども承知はしております。

今後の平成30年度からの地域提案型助成事業というのは、今から構築をしていく、継続するかどうかは今からの検討課題になっておりますが、継続したときに、今議員さんがおっしゃられたように、これの評価をまずプレゼンをしていただいて、第三者が交付決定するような仕組みというのがとれるかどうか、これは一つの方法だろうと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まちづくり委員会には大変期待をしています。発足当時から期待をしています。6年経過しています。始まったときに頑張ってきた方たちは、6歳、年をとられています。6年で成果をがっちり上げろという意味じゃないんですが、本当、急がなきゃいけないと思います。今、時間を割いてエネルギーをつぎ込んでおられる方が、ずっと続けられるというわけではないので、次の世代の橋渡しもしなきゃいけないし、ぜひ続けていただきたい事業ではあるんですが、課題がたくさん残っていると思います。

協働のまちづくりは、まだまだ霧の中にありますが、私は霧の中にあるからこそ、可能性は大きなものじゃないかなと思っています。みんなで町民が力を注げるよう引っ張っていただきたいと思います。

それから、やはり人づくりに力をもっと入れていただきたい。我が地域での活性化をこうしたいという思いはあっても、一体どうしたらいいんだろうかっていうところも、まだまだ皆さんは持っておられると思うので、その辺のところにも力を入れていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援についてです。

先日、しまね地域の自治研究所の主催で、日本一の子育て村を目指す邑南町の定住促進の施策を研修する機会があつて参加してきました。御存じのように邑南町では、「周辺地域を寂れさせない」「8小学校と9保育園を残す」との石橋町長の決意を柱に、子育て面での支援制度を充実させています。全国からの視察は年間90件余りになるそうです。そして合計特殊出生率、これは2017年度では2.46となっています。1人の女性が平均して、一生の間に何人の子供を産むかをあらわす合計特殊出生率は、「安心して子育てができる」、「子育てが楽しい」という子育て世代の若い女性の気持ちが大きくあらわれる数字ではないかと思います。また、経済的な余裕、心理的な余裕がなければ、これは上げていくことは難しいと思います。

そこで質問です。津和野町における合計特殊出生率の推移はどのようになっているのでしょうか。

子育て世代は共働き世帯が多いけど、何にもなくて順調に毎日が過ぎていても時間がありません。心の余裕もありません。津和野町における共働き世帯の割合、ひとり親世帯の割合、核家族の割合、これはどのようになっているのでしょうか。

子育て世帯に対する津和野町独自の支援策は何を行っているのでしょうか。

保育園に通う子供を持つ母親から、子供の病気で仕事を休むのはとてもプレッシャーになると話されたことがあります。自分が休むことで同僚の仕事量がふえ迷惑をかけてしまう、休み明けに出勤したときの同僚の目が気になるとお聞きしました。これは、気軽に休める職場になればよいのですが、なかなか現状ではそれは難しいと思います。若い女性が住みたくなる町を目指すには、やはり行政が手を差し伸べなくてはいけないのではないかと思います。

そこで質問です。津和野町が病児・病後児預かりの受け皿としてファミリーサポートセンターを充てられるのではないかというお話を聞いていましたが、現状はどのようなになっているのでしょうか。

それから、保護者が病気になられたときも子供の世話が大変です。保育園に子供を預けていないけど、自分は今、体調が悪いので保育園に子供を預けたいという理由で、体調不良による一時預かりというのの現状は、津和野町ではどうなっているのでしょうか。

子育て支援について、まちづくり委員会で取り組んだ事業はどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問ですが、合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性が生涯に何人の子供を産むかをあらわす数値となっており、人口を維持するために必要な率は2.07とされております。

人口動態統計特殊報告、癩癩これは厚生労働省でございましてが癩癩によりますと、津和野町の合計特殊出生率は、1998年から2002年では1.76、2003年から2007年では1.57、2008年から2012年では1.67となっております。市区町村単位の合計特殊出生率につきましては、5年ごとに人口動態統計特殊報告により公表されているところであり、2008年から2012年の1.67が津和野町の最新の合計特殊出生率ということになります。

二つ目の御質問であります。平成27年の国勢調査によりますと、津和野町全体で共働き世帯が約55.5%、ひとり親世帯が約9%、核家族世帯が約50%という結果が出ております。また、平成22年の調査では、共働き世帯が54.4%、ひとり親世帯が約8.7%、核家族世帯が約50.9%となっております。

三つ目の御質問であります。子育て世帯に対する津和野町独自の支援策との御質問であります。全国の自治体の施策や事業を調査し、独自かどうかを判断することは困難であることをお許しいただきたいと思っております。こうした中で本町が実施しております

子育て支援策の中から幾つかを御紹介いたしますと、中学生までの医療費の無料化、第2子以降の保育料の軽減、給食費の補助等を行っております。

また、平成27年より町内の全保育所において、3歳以上に主食を提供する完全給食を実施し、保護者の負担軽減を図っております。

また、平成27年からは妊産婦通院サポート事業を開始し、平成28年度の実績としましては、申請者53名のうち利用件数が30件で、助成金額は30万5,540円となっております。平成29度におきましては、8月末現在で申請者14名のうち利用件数が8件で、助成金額は5万3,460円であります。

その他、風疹予防接種費の助成、妊婦歯科検診の自己負担金の無料化等の負担軽減策を実施しております。

また、昨年11月に設置した津和野町女性会議におきまして、若い女性が住みたいまちづくりに向け、女性の視点で住まいや子育て環境等について検討を重ねながら、今後の具体的な施策に反映していきたいと考えているところでございます。

四つ目の御質問であります。本年4月よりファミリーサポートセンター事業を開始したところでありますが、病児、病後児の預かりにつきましては、預かる家庭への感染や専門的知識の必要性等を考慮し、また、新たな事業であるため、どの程度の需要があるのかが不明であったため行っておりません。今後、本事業を展開していく中で、要望があるようでしたら検討していきたいと考えます。

五つ目の御質問であります。町立保育園の一時預かりについては、基本的には数日前に各園に御連絡いただくことになっておりますが、保護者の体調不良等の緊急時には、当日であっても可能な限り対応しているところでございます。ただし、乳幼児の安全を第一に考え、当日の保育士の人数等で対応ができない場合は、お断りすることもあろうかと思っております。

また、ファミリーサポートセンターの利用も考えられますが、基本的には、こちらは事前に打ち合わせが必要となります。何度か利用実績があり、当日対応できる会員がおられましたら預かりは可能と思われれます。

六つ目の御質問であります。地域提案型助成事業には、世代間交流グラウンドゴルフ大会の実施などの住民交流事業、旧堀氏庭園活用事業などの地域活性化事業、地域の草刈りなどの地域環境美化事業、買い物支援サービスなどの地域福祉・児童育成事業、伝統芸能の継承などの教育・文化事業、防災訓練の実施などの防災・防犯事業、交通安全体験学習会の実施などの交通安全事業の七つの事業区分で実施されております。

御質問のありました子育て支援についての取り組みとしましては、今年度は、青原地域が地域福祉・児童育成事業として「みんなの食堂」を計画されております。これは、近年、全国的な広がりを見せる「子ども食堂」の対象を子供から高齢者まで地域の皆さんに広げたもので、子供の孤食を防ぎ、さまざまな人たちの多様な価値観に触れる団ら

んの場合を地域でつくる取り組みを青原地域の各自治会で持ち回りでを行い、青原地域のどこからでも参加できるものでございます。

その他の事例といたしましては、地域福祉・児童育成事業として木部地域の通学合宿、防災・防犯事業として児童生徒の通学路の見守りのために津和野、小川、木部、枕瀬、池河地域での防犯カメラ設置、交通安全事業として通学路の交通安全看板設置やのぼり旗の作製などがございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 合計特殊出生率が1.67ということで、まだまだ頑張らなきゃいけないなというのを痛感しました。

共働き世帯が約55.5%ということで、私の考えている共働きとこのパーセンテージの定義が違うんだなと思うんですが。小さなお子さんを持っておられる御家庭で、仕事をせずに家で子供を見ておられる方というのは、ほとんど町内で見受けないのが現状です。55.5%というのは、ちょっと定義が違ったのかなと私は思いました。家でずっと子供を見ることができるお母さんはどのくらいおられるのかなという意味でお聞きしたんですが。

子育て世帯に対する独自の支援をお聞きした中で、独自というのはなかなか線引きがしにくいということで、その中で妊産婦通院サポート事業というのは、私は、これは津和野では目玉になるかなとは思いますが、津和野で子育てしたらいいよ、津和野に来ればこんないいことがあるよというのを外の若い女性に知らせたいと思ったときに、簡単にと言ったら何なんです、町民の方々が普通に、「津和野に来たらね、子育てするときこんなことがあるんだよ。津和野においでよ、おいでよ」と言えるような何かまとめた言葉というか、キャッチフレーズというか、何かあれば、みんなで若い女性を、移住をふやしたいという気持ちも、町民の中にも盛り上がってくるんじゃないかなと思います。

それから、ファミリーサポートセンターなんです、これは利用状況は、今現在、どのような状態になっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現時点での利用状況は、今年度4月から始まったところではありますが、現在1件ということになっています。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 需要がないから1件なのか、その辺はよくわかりませんが、せっかく事業を開始したので、スムーズにファミリーサポートセンターが利用できるように、もっと工夫をしていただきたいなと思います。

私がこれを気にしているのは、やはり病児、病後児を持つ御家庭が、きょうの仕事はどうしようという悩みを持たれるというのが、今の津和野町の現状です。先ほど申しましたように、邑南町ではそれはどうなっているかということ、病児癩癩病気を持っている

お子さん、今現在、発熱しているお子さんでも預かれるという場所が、あの町内に2カ所あります、看護師さんがおられます。それは病院というものがちゃんと完備されている、病院に余裕があるとかそういうことなのかもしれませんが。やはり、仕事をしたいけど子供がどうしたらいいだろうというのは、すぐそばに気軽に頼める親とか親しい方とかがおられればいいんですが、今、津和野町は、若い女性が住みたい町にしたい、若い女性に移住してもらいたいという気持ちを持っているにもかかわらず、その若い女性が仕事を持っていたら、子供の世話をどうしたらいいかという悩みを持ってしまうというのは、すごくネックになると思います。やはり、子育てのときの子供に関する悩みを一つずつ解決して行っていただきたい。教育に関してもいろいろあると思いますが、仕事に行けないというのはとても大きなウェイトがあると思うので、なかなか難しいと言われて、ファミリーサポートセンターなら何とかなるんじゃないかというお言葉をいただいていたのに、この状態というのではちょっとつらいかなと思いますが、その辺、病児とか病後児を預かってほしいという要望をどのように吸い上げようということをしとられるのかなと思うんですが。その辺は、お母さんに直接聞くちゅうわけにもいかないので、要望があるようでしたら検討していきたいと考えますというお言葉だったんですが、どうやって吸い上げるような努力をされているのかなと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 努力といいますが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、保育所に通われているお子さんで、例えばインフルエンザにかかったと。ついては保育園を休むけど、例えば保護者の方が仕事を休めない場合にはどうしたらいいかというようなお話があった場合には、それをまとめて、どのぐらいの程度かなというところを判断をしたいというところであるんですが、現在のところ保護者の皆さんも、そういうときには独自の、おじいちゃん、おばあちゃんであったり、身内の方であったりというところで対応したり、もしくは御自分が癩癩当然小さいお子さんです

ので癩癩それ以上の仕事というのがある場合は別として、通常はお仕事をお休みされてやっているのかなというところがあります。

それとあわせてファミリーサポートについてなんですが、この4月からでして、この年明けからずっと、ファミリーサポートセンターの利用といいますか、おねがい会員、まかせて会員の募集であったり利用方法であったりというのは、かなりこちらも広報してきたところであります。

しかしながら、今のところ、まかせて会員、いわゆる預かってあげるよというところが5名、おねがい会員ということで癩癩これは、いつもではないんですが癩癩もし何か

○議員（3番 米澤 舩文君） 議席番号3番、米澤舩文でございます。通告に従い、

質問いたします。本日は3点したいと思っております。

まず1点目ですが、JR山口線のSL及び普通車両に町のイベントなどのヘッドマークをということで質問いたします。

10月から、山口線のSLはC57からD51にかわると聞いております。C57には昭和54年から38年間、山口線、そして観光津和野のために大変ありがとうございましたと言いたいと思っております。また、御苦労さまでございました。これからは四つの動輪の力強い迫力のあるD51の運行で鉄道ファンにはたまらない魅力となり、撮り鉄癡癡つまり、列車を撮ることが趣味の者ですね癡癡また、乗り鉄癡癡これは乗ること

だけの趣味の者です癡癡、この方たちが殺到すると思われま。もちろん、一般の観光客にとっても、観光津和野の目玉となることは間違いのないと思っております。

では質問に入ります。津和野観光振興策の一つとして、SL「やまぐち」号最前部のヘッドマーク、また後尾のマーク、現在は「やまぐち」号ですが、これを例えばの話ですが、2月「森疔外生誕記念」号、7月「鷺舞」号、4月「流鏝馬」号、また1月に「稲

成」号癡癡これは正月三が日は運行されております癡癡など、津和野町の偉人やイベント、またお祭りのヘッドマークの掲示申請をJR西日本本社にされてはいかがでしょうか。

7月にJR山口線の山口駅長と面会したとき、山口市湯田の中原中也記念館から、中原中也生誕110周年記念としてSLのヘッドマークを「中原中也記念」号とすることはできないかとの相談があったと聞いております。

これを機会に津和野町も山口市と連携し、SL「やまぐち」号の前部、後部のマークの記念号表示などを進めていくべきではないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

JR山口線のSL及び車両に町のイベントなどヘッドマークをとの御質問でございます。津和野町にちなんだSL「やまぐち」号のヘッドマーク、列車最後尾のマークについてでございますが、以前より、流鏝馬保存会の皆様、また投書による御意見等もあり、まだまだ口頭による協議レベルではございますが、JR西日本山口地域鉄道部ともお話をさせていただいているところでございます。

例として、来年4月の流鏝馬神事の挙行に際し、流鏝馬にちなんだヘッドマーク等を制作、SLに装着し、「つわの流鏝馬特別号」として運行いただき、ツアー客なども募集、津和野駅から流鏝馬会場を結ぶシャトルバスに御乗車いただくなど、さらなる展開も想定できるかと考えます。

今後、ヘッドマーク等、制作にかかる経費等も含め、実現可能か否か、具体的に検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 山口線のさらなる活性化のため、また観光津和野のためにも、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

なお、ヘッドマークの取り付け、取り外しはJR職員が、無償といたしますか、進んでいただけるだろうとのことでありました。

また、ヘッドマークは、それほど高額ではないとのことでありました。ちなみにマークの大きさは直径67センチでございました。一つ目の質問を終わります。

2点目として、町営バスダイヤ改正。町民の町営バスの利便性の向上、またJR山口線利用促進で存続維持を図る町営バスダイヤ改正について質問をいたします。

町営バス、このことは津和野地域でございますが、町営バスダイヤ改正については、JR山口線津和野駅7時便運行の上り下り線連結で、山口線利用促進並びに業績向上で存続を図るため、また町民の通勤、通学、通院や付き添い、買い物などの利便性向上について、平成28年6月並びに12月議会で質問をしております。この件の町営バスダイヤ改正につきましては、これで3度目の質問となります。

これまでの町長答弁につきましては癩癩28年6月の答弁でございます癩癩「朝の通勤、通学、通院などの公共交通の接続を良好にすることで地域住民の利便性が向上し、JR山口線の利用促進につながる。山口線利用促進協議会と連携を図り、町営バスの時刻表の変更等柔軟に対応していく」、これが6月でございます。

平成28年12月の答弁でございます。平成28年度6月の山口線利用促進協議会において、バスと鉄道との接続状況は山口市を初めとする近隣市町はおおむねバスの接続がされているとの情報を得た。8月に開催の地域公共交通会議では委員の皆様の見解は、接続により利便性を高めたほうがよいと意見をいただいた。現行の始発の時刻を早める場合、全てのバス停留所の通過時刻の変更が生じるので、住民への周知期間が必要となる。この周知期間につきましては町広報誌もあります、ケーブルテレビもあります。宣伝媒体は幾つもあると思っております。JRのダイヤ改正が例年3月にあるので、実施可能な町営バスの時刻表の改正について検討作業に入るとあります。

以上が過去2回の答弁でございます。

J R山口線のダイヤ改正は29年3月4日にありました。改正は11時便の上り下り線のわずかな改正でございました。

平成29年4月1日現在の町営バス、津和野地内運行時刻表では改正がなされておられません。これは全戸配布のチラシであります。もちろん9月現在も改正はされておられません。現在のJ R並びに町営バスの接続は以前と変わりなく、津和野地内の町営バス、田代発22分発は津和野駅7時56分着で、J R山口線益田行きは7時55分津和野発であり、1分おくれで乗車できません。さらに町営バス、長野6時45分発は津和野駅7時19分着でJ R山口線山口行きは7時11分津和野発であり、8分おくれで乗車できません。J R津和野発の7時便は、益田市や山口市に行かれた場合、日帰りがしやすい時間帯の便であります。早期のダイヤ改正が必要ではないでしょうか。

津和野地内運行、町営バスの7時便のダイヤ改正は、町民の利便性向上、またJ R山口線利用、そして山口線応援に大きな意味があると思います。今後の町営バスダイヤ改正の方針を質問いたします。

あわせて、J R津和野15時17分着の益田行きで降車した人は、野中行きが15時15分発であり、2分おくれで町営バスに乗車できません。町営バスが町民のための公共交通機関であるのなら、J R山口線と連結で、せめて10分以内の発着差で町営バス、またJ R山口線に乗車できない事実の解消ができないものでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バスダイヤ改正についてお答えをさせていただきます。

町営バスの時刻表とJ R山口線との接続については、昨年度から御指摘をいただいているところであり、地域公共交通会議でも利用促進と利便性の向上の観点から、可能な限り取り組むべきとの意見をいただいているところでございます。

御指摘の午前7時22分田代発の便は津和野駅に7時56分に到着し、J R山口線7時55分に益田行きが出発し、町営バスが1分おくれで到着しております。午前6時45分長野発の便は津和野駅に7時19分に到着し、J R山口線が7時11分に出発をし、町営バスが8分おくれで到着をしております。また、15時15分津和野駅発の野中線は、J R山口線益田方面行きの津和野駅到着15時17分に到着するため、2分前に町営バスが出発し、接続がなされていない状態となっております。

この件につきましては、今年度において交通体系再編実施計画策定調査業務を実施しているところであり、コンサルタント業者により総合的な視点でJ R山口線と町営バスとの接続について検討を進めているところでございます。

町営バスにおける利用者のニーズとしましては、町内での通院・通学や買い物といった地域内移動が中心となっており、町営バスのダイヤも、町内を移動することを優先したダイヤとなっております。

このことから、ダイヤ改正に当たりましては、一部の小学生等の学生が通学や帰宅の際に町営バスを利用していることもあり、利用者の広域移動となるＪＲ山口線との接続に加えて、通学や通院等における利便性の確保が重要となってまいります。

また、ダイヤの改正に当たりましては、木部線のデマンド運行する路線にも影響が及ぶことから、全体の見直しについても検討しているところでございます。

議員御指摘のとおり、通勤や通学、もしくは通院と買い物での広域移動を実現するためには、町営バスとＪＲ山口線との接続は重要な課題と認識しているところであり、平成30年4月実施を目標に可能な便のダイヤ改正について検討してまいります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 質問のたびに先延ばしの答弁であり、非常に残念に思

っております。これから再質問いたしますが、町長が答えられる件につきましては答弁をいただきたいと思っております。

まず、一つ目に、交通体系再編実施計画策定調査業務とはいかなるものでございましょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどの議員の御質問にお答えします。4点ございます。

1点目は、ＪＲ山口線との接続改善ということでございます。これにつきましては現状の接続状況の把握を検証し、問題点、課題整理、これについては先ほど町長申し上げたように、小学生あるいは小学校の終わる時間と、ああいったところでバスを待つ時間があります、そういったところの待ち時間等の問題点。それから、先ほどありましたようなデマンドとの接続というところも含めて、問題点、課題を整理するというところで、良好な接続ダイヤの作成を行うということになっております。これは、平成29年度の6月からこの業務に入りまして、時刻の決定をするのが10月の中旬ということでスケジュールを組んでおります。この時刻を決定して、この時刻自体が山口線接続の時刻になるというようなことで、10月中旬を目標にしておるということであります。この内容について、12月に地域公共交通会議にお諮りをします。ここで認められて、運輸支局のほうに届け出をするというような形の中で、このＪＲ山口線との接続の改正については、来年4月1日を目標にダイヤ改正を行っていきたいということでありまして、

それから、2点目は津和野地内の周遊バスということで検討をしております。来年にも、国道9号線からなごみの里のところに県道が開通するような予定になっておりますが、そういったところを受けて、道の駅を始点・終点として周遊バスが運行できないかというところを今検討しておるところであります。乗降客の皆さんにも、ＳＬ等長距離列車といいますか、特急「おき」等でおられました方にも、先般、アンケート調査を実施しておりますが、そういったところで津和野町内を回れるような周遊バスというところ

を検討すると、これが2点目であります。これにつきましては、12月ごろに、その内容的なところを素案として出させていただくというようなことになっております。

3点目は、防長交通が運行しておりました沼原線の代替交通の検討であります。これは、沼原線が津和野駅から沼原まで、廃止になるのが9月の末ということで、先般、議会の皆様にも、実証運行ということで来年3月まで行う予定にしております。今回は、その実証運行等踏まえて、来年4月からは町営バスへの移行ということを考えておりますが、その辺の交通の検討を行うということであります。

それから、4点目が、これら、それぞれ事業を実施した際のダイヤ変更の告知、それから時刻表の作成、こういったものをこの事業の中で行っていきたいということで、主には4点の事業を行うということで計画をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私にも答弁をということでございます。最初の回答でも申しましたように、例えば町営バスが1分おくれで到着ですとか、それから別の線では町営バスが8分おくれ、それから別の線では町営バスが2分早く出過ぎるとか、本当わずかな分の差なので、簡単にすぐできるじゃないかという、そういう当然御認識も持たれるだろうと思っております。

ただ、先ほども課長が言いましたように、じゃあ何分早めればいいのかという部分と、それから何分遅く出ればいいのかという部分と、その、やはり正確に時間を決めていかなきゃなりません。そうすると、やはりいろんな面での一番効率的ないいものを、先ほど4つの項目挙げてもおりますけれども、やはり我々としてはきちっと出した上で運用していくということも、責任があるというふうにも認めている、そういう側面もあるということで、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。決して答弁ごとに先延ばしという気持ちはございませんで、今回はとにかく平成30年の4月ということを区切って、目標を定めてやるということでもございますので、何とぞ御理解をいただきたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舩文君） コンサルタント業者に委託ということと思うのですが、今の4点の委託でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど申し上げた4点について業務委託を行っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舩文君） 町長に答弁いただきましたが、この3路線について、そんなゆっくりしとる暇はないと思うんですが。

といたしますのが、後で言おうと思ってたんですが、2人の高齢者の女性から相談を受けております。といたしますのが、山口へ、1週間か2週間に1回、医者が指定された日に通院するのに、旦那さんが年にとって、もう運転したくないと、したがってバスに乗ろうと思うけど間に合わないと。もう一人の方は、自転車で今までは駅まで行っとなと、益田に入院されている旦那さんの付き添いに行くと。これも自転車は、もう乗るのが怖いと。こんなものをいつまでもいつまでも引き延ばしとったら、どんどん利用したい方も年をとられます。そんな1年も待って、悠長にしとったら、どんどん年をとられますよ。何らかの方法で今駅へ行かれていますのわけですが、できるだけ早く、そんな4月まで待つ必要なく、例えばこの7時便の2便ぐらい、さっとしていただきたい。この2人だけじゃないと思うんですよ。たまたま聞いとるだけであって、まだまだおられると思いますよ。例えば木部線とか、いろんなどころから出てこられても、間に合わないからだめだと。町なかへ住んどられる方もこういう方もおられますので。確かに、小学生などの町営バス利用等もあると思いますが、この問題はそのようにゆっくりじゃなくて、ちゃんとコンサルタントも入っておられるので、この2便だけでも早く。

もう一つ、最後に言おうと思ったんですが、2分おくれで町内のバスに乗れないと、列車が着いて。この便、2分おくれぐらいのことで、そんなコンサルタントがいろんな調べてやるような、私はないと思っております。なかなか難しい問題かどうかわかりませんが、これが、できれば10月でも11月でも、4月を待たずにして実施していただきたいと思います。このことは遠隔地、山間部といたしますか、木部、畑迫、名賀地区に住まれる方のみならず、町なかに住まれる方も大変助かると思います。

そして、この前の新聞に載っておりましたが、全国で14万人の75歳以上が免許を自主返納されております。この自主返納にも大きく貢献するのではないかと考えております。御存じのように、今、老人のアクセルとブレーキの踏み間違い、新聞にもたびたび載っております。そして高速道路とかの逆走、いろんなことで事故が多発しておりますが、このことの軽減にもなるのではないかと考えております。したがって、4月まで待つ、この2便、3便、1時間も改正するんじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のように、今まで車で通院、買い物、あるいは勤務地へ行かれています方、そういった方がなかなか車にもう乗れなくなってきたということで、今までもバス停の変更、あるいは路線の変更をしながら、そういった住民のお声には瀨瀨自治会の要望というような形で承っておりますが瀨瀨応えてきました。

一応、今の地域公共交通会議に、まずはその内容を諮って、それから運輸支局に届け出て、運輸支局のほうで認めてもらって運行を開始するというので、このバス運行自体は自家用有償運行ということで、お金をいただいて運行するということになっております。所要の手続が要するというのであります。

先ほど議員が御指摘になった、今まで自転車で駅まで行かれて、それからJRに乗って通勤していた、病院へ行かれていたものが、高齢によって、駅までの交通手段というのが、なかなか接続がないというようなお声や、山口線のダイヤに接続すれば、バスの運行自体が接続すれば、その町営バスを使ってというようなところ、状況は十分よくわかりますし、私どもも今までそういうことで御要望いただいて、ほかのところについても対応してきたということでもあります。

現在、先ほど御説明をいたしましたけど、コンサルタントのほうに津和野地域の町営バス全体のところを2分早めれば、2分間でも癩癩ここは12分ぐらい早めんと、津和野駅に着いて2分後にすぐ発車とかってというようなことにはなかなかならんと思いますので、ここは1分、2分という差は、やはり10分ぐらいの差をもって津和野に到着する必要もあろうかと思えます。そういったところも踏まえて、町全体、津和野地域のバスの運行ダイヤ全体を考えて、今コンサルタントのほうに業務委託としてダイヤの改正についてお願いをしているということでもあります。一番最短で10月の下旬に、その時刻が出てくるということになっております。

先ほど議員が御指摘になった、なるだけ早くというところでいいますと、12月のところで地域公共交通会議を開く予定にしておりますので、そういったところでいうと、4月から3カ月程度の前倒しはできるのではないかと。そういった喫緊の課題というところで、私ども、今のダイヤ改正を含めて状況的には総合的に判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 先ほども申しましたが、地域公共交通会議でも、接続により利便性を高めたほうがよいとの意見をいただいたと、また、山口線利用促進協議会でも、やはり同じ意見をいただいておりますので、それほど難しいことではないと思うんですが、できるだけ早目の実施をお願いしたいと思います。できんならできんと、はっきり言ってもらったほうが良いと思います。いつまでもいつまでも延ばすよりは、ここではっきり、このたびもはっきり4月と書いてありますので、期待しております。答弁の中の最後に、可能な便のダイヤ改正を検討とあります。このことは、津和野発着の町営バスは長野発共存病院行きの7時19分から癩癩津和野発着ですね、これは。津和野駅の癩癩共存病院発奥ヶ野行きの18時30分間の19便があると思います。

この19便の稼働時間内に山口線津和野駅発着便は22便あると思いますが、町営バス19便を可能な限り接続すると書いてありますが、このようなことを可能な限りされるということであれば、素晴らしいことだと思っておりますが、このことはどのような解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど御指摘いただいたように、名賀線、木部線、野中線ということで、3路線の中の上下・往復というところの、山口線の津和野駅の発着時刻というのを照らし合わせております。これで可能な限りということろで接続させるということで、この接続という定義が10分以内の接続なのか30分なのかということろは、いろいろ検討するところはあるかと思っております。ただ、間に合うということろでいうと、30分前に到着するのがいいのか、10分前に到着するのがいいのか、ここの辺のところは、今大体の接続時間ということでコンサルとも協議しながらやっている。ただ、可能な限りでございますので、そういったところでは結果として接続できない便もあろうかと思っております。そういったところは、今回、町長が答弁した可能な限りというのはそういうことで、全ての便を対象に、全便を山口線の津和野駅で発着する便に接続できるかどうかということろを基本に考えていくということろであります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舩文君） 何十分前がいいのかどうかという件につきましては、

バスをおりて改札口行って切符買って、所によっちゃ跨線橋を渡ります。その時間ぐらい、すぐ出るんじゃないかと思っておりますので、来年4月の改正を期待しております。

最後の質問ですが、津和野町障害者福祉センター「はなみずき」を津和野町障害者避難所の指定にできないかということろであります。

津和野町障害者福祉センター「はなみずき」を福祉避難所に指定については、ことしの3月議会で質問しております。福祉避難所は、災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦など、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所とあります。29年3月の答弁では、津和野町障害者福祉センター「はなみずき」は、災害時における配慮者、特に障がい者及びその家族の避難支援に有効な設備を有した施設の一つと認識している。福祉避難所の指定は日常に携わっている利用者に対応に加えて、施設管理者の人材育成や災害備蓄品の確保など、諸条件の整備が困難と思われる。三つ目に、津和野町障害者福祉センター「はなみずき」の福祉避難所指定については、施設運営の状況を踏まえ、施設管理者と協議し検討していく、以上の3点でございました。

災害発生後、指定避難所で避難生活を送るのが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者向けの福祉避難所でなく、津和野町内に28カ所あります津和野町指定の障害者避難所として、津和野町障害者福祉センター「はなみずき」を指定できないものでし

ようか。この施設は障がい者のための障害者福祉センターであり、災害発生時、おさまったときに一定期間滞在するのに設備等が整っております。津和野町指定の災害避難所であれば津和野町が開設するのであり、施設管理者の清流会が人材育成や災害備蓄品確保対策の必要がなくなります。全町内28カ所の指定避難所と同じになります。障がい者の親と支援者の会のはなみずきの方は正式な福祉避難所、先ほど言いましたように人材の育成とか、こういうことまでは望んではおられませんでした。私の聞き取り不足でございました。

障がい者自身と保護者の方の大きな安心のため、障害者避難所として指定すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町障害者福祉センター「はなみずき」を津和野町障害者避難所の指定をとという御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町障害者福祉センター「はなみずき」は、災害発生時における障がい者及びその家族の避難支援に有効な設備を有した施設の一つと認識しております。

議員御指摘のとおり、平時の当施設の運営を踏まえ、障がいをお持ちの方やその家族を対象とした避難所としての運営を検討することが有効と考えております。

当施設における避難所運営を検討するに当たりましては、町災害対策本部や担当職員との連携体制の構築など、避難所運営に関することのみならず、日常にかかわっている町内外の施設利用者の方への対応に配慮する必要があると考えております。

当施設は社会福祉法人つわの清流会により、本年4月から運営が開始されたばかりでもありますので、今後、つわの清流会と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 答弁いただきましたが、いささか矛盾を感じるどころ

あります。また今回も、町長が答えられることにつきましては御答弁をいただきたいと思えます。

まず一つ目に、日常にかかわっている町内外の施設利用者の方への対応に配慮する必要があると考えるとはいかなることでしょうか。施設利用者の方も、災害で自宅に住めなくなったとき、一定期間避難できる場所があれば、確保できれば、大きな安心を得られると思えます。このことについてよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 失礼します。このはなみずきの障害者福祉避難所の指定につきましては、3月の定例議会のときに議員のほうから御質問いただいておまして、検討させていただくということで御回答させていただいておるところであります。

現在、その検討状況につきましては、町の担当者と、はなみずきのほうの担当で数回事務的な打ち合わせをしておる状況でございます、まだ避難所指定という状況にはなっておりません。

先ほど、避難所を運営するに当たりまして、施設利用者の方への対応について配慮する必要があるということでもあります。日常、その施設を利用される方がおるということでありますので、そういった利用者の方々にも、そういった指定につきまして御理解をいただきたいということでの検討を進めていきたい、配慮していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舸文君） 先ほども言いましたように、障がい者のための町指定

避難所ですので、それほど抵抗があるとは思われませんが、よろしく検討してください。

二つ目に、社会福祉法人つわの清流会と協議の上、検討するとはいかなることでしょう。

町指定の指定避難所は、町が開設し、運営する避難所であります。町指定避難所は、町内に、津和野地域、日原地域、双方合わせて28カ所にあります、この中に津和野町障害者福祉センター「はなみずき」の施設管理者、社会福祉法人つわの清流会が運営する直地保育園が含まれております。これと同じことであり、何の問題もないと思っております。町指定の障害者避難所につきましては、つわの清流会とは切り離して考えるべきと私は考えております。集団での避難が苦手な障がい者の方の安心の確保のため、即刻指定すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

もしも、社会福祉法人つわの清流会が障害者福祉センター「はなみずき」の指定避難所に難色を示しておられるのでしょうか、そのようなことはないと思えますけど。

以上、お願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初に私どもが回答申し上げたことの受けとめが、少々議員さんのほうは厳しく受けとめられているのかなと。我々は決してそういう思いで回答を申し上げたわけじゃなくて、前向きな中で検討していきたいというのが、まず回答の大前提でございます。

ただ、それは実際に避難所として運営していく上においては、やはり現実、あそこの施設を清流会さんがやっておられるわけですから、そこの意向というか、意向というよりも、話し合いをしなくして一方的に避難所に指定したとしても、それは、当然大きな混乱が有事のときに生じるわけでございますから、どういう形の運営方法なのかとか癪

本日は、通告に従いまして、2項の質問を用意しております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは早速、1項目めの質問に入りたいと思います。アベノミクス新3本の矢と当町地方創生事業に関してでございます。

2012年12月、安倍内閣政府経済政策旧3本の矢が公表されました。1、大胆な金融政策、2、機動的な財政政策、3、投資を喚起する成長戦略でしたが、数年経過した現在、これらの政策についての経済界における諸説の評価は手厳しく、おおむね失敗であったように言われています。唯一、毎年、国債80兆円を買い増す大胆な金融政策による株価の上昇は達成できたようではありますが、主要な目標である、国民の期待に働きかけての物価上昇2%引き上げは達成できず、ただいまプラスマイナスゼロの状態、あげくの果て、景気浮揚を招かんがために、マイナス金利導入で銀行の収益悪化を生じさせ、達成年度を6度も延長せざるを得ない状況です。

また、株価上昇についても、年金基金癩癩GPIFの運用ルールを変更し、リスク資産の株式の購入割合を25%から50%に引き上げ、これまでに36兆円の資金を東京証券所に投入、さらには、日銀には毎年6兆円の株を買わせて、既に東証に17兆円投入し、先進国では例を見ない異常な、いわゆる官製株式相場とされています。

現在、ユニクロの筆頭株主は日銀であり、上場企業の4分の1は日銀とGPIFが筆頭株主とされています。株価を支えている53兆円の公的資金がなければ、株価は現在は1万9,500円程度ですが、1万二、三千円程度に下落する、の評価でございます。外国人投資家は売り越し、日銀のみ買い越し、国民の負担は増加するばかりのようです。

さて、このような現状に対する政策の評価、総括もなく、新しい看板の書きかえのように、2015年9月、新経済政策新3本の矢が公表されました。1、希望を生み出す強い経済。2014年度GDP490兆円から、名目600兆円、2割ふやすための女性、高齢者、障がい者らの雇用拡大や地方創生を本格化して、生産性革命を大胆に進める。2、夢を紡ぐ子育て支援。現在、1.4程度の出生率を1.8まで回復させる目標を掲げる。子育てにかかる経済的負担を軽くするため、幼児教育の無償化、結婚支援、不妊治療支援に取り組む。3、安心につながる社会保障。家族らの介護を理由に退職せざるを得ない介護離職ゼロにする目標であります。これら新3本の矢は、総じて地方創生策の継続、強化版であると言われています。

計画案はよいとしましても、実施に当たっての問題は、そうした子育てや社会保障の充実策と国の借金1,000兆円を越す財政再建策をどう両立させていくかなど、いろいろ難題を抱えているのが実情です。このような国の経済実情を踏まえまして、当町に関する質問をいたします。

問い1、新たな政府方針新3本の矢に沿う地方自治体の施策実行への政府補助金などの支援は行われているのか。当町の具体例はいかがか。

問い2、当町地方創生事業としての補助金活用の最たるものは、現在進行中の日原賑わい創出拠点づくりであると思いますが、A、完成時の総事業費及び予算財源の内訳は。B、完成後の指定管理団体はいかなるのか。C、完成後の賑わい創出拠点施設の将来数十年にわたる維持管理費の捻出はいかなるのか。また、年間の施設管理維持費の見積もりは幾らか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。アベノミクス新3本の矢と当町地方創生事業についての御質問でございます。

平成28年度のまち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略における関連事業費決算額は、補助事業分で3億3,916万2,000円、単独事業分が3億3,435万5,000円の合計6億7,351万7,000円となっております。具体的な事業としては、地方創生加速化交付金につきまして、総事業費5,200万円で、交付金額は10分の10補助の5,200万円であります。事業費の内訳は、津和野町アクティブシニア総活躍事業、民間企業の知見を活用した高齢者の見守りと買い物支援事業が5,000万円、離島・中山間地域連合による、しまね留学加速化事業が200万円あります。

地方創生推進交付金につきましては、総事業費5,086万7,000円で、交付金額は、対象事業費が5,086万2,000円の2分の1補助で2,543万1,000円あります。事業費の内訳は、企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業が3,626万8,000円、日原賑わい創出拠点づくり事業が1,459万9,000円でございます。

二つ目の御質問であります。日原賑わい創出事業については平成30年度までの継続事業であります。現年度で予定しております土蔵の工事についても、古民家の再生であることから、工事の過程で不測の事態を生じることも予測されます。さらに、図書館ほか新設の建物については基本設計が進行中のため、現時点で正確な総事業費を算定することは、まだ難しい状況でございます。したがって、概算という形でお答えをさせていただくことを御了承いただきたいと存じます。

現時点での試算を含めると、用地購入、空き家の解体、用地の造成、3棟の古民家改修工事、図書館棟・トイレ棟・カフェ棟の新設工事、駐車場・庭美観工事、周辺イベントエリアの電源・水道・照明等インフラ整備、課題であった旭橋広告アーチの更新等を含む広範囲のエリア整備を含め、ハード事業で約4億2,500万円、設立した協議会への補助費、備品の購入費用、図書館貸し出しシステム導入、各種の実証実験費用及び情報発信等のソフト事業において3,800万円であり、合計の事業費としては、4億6,300万円を見込んでおります。

次に、財源の内訳についてであります。古民家の再生部分に関しては社会資本整備総合交付金の空き家再生関連交付金、新設部分については地方創生推進交付金、さらに過疎債等の起債で予算充当したいと考えております。

なお、社会資本整備総合交付金につきましては、町営住宅のストック改善工事ほかの事業も含め、6カ年計画の中で2分の1の補助率以内に全体として抑えるため、個別の事業間で配分調整を図るなど充当率の変動等もあり、現時点で総事業に対する財源内訳はお答えをすることはできかねる状況であります。

続いて、完成後の運営団体及び施設運営管理維持費等についての御質問ですが、日原商店街等と連携したにぎわいの拠点をつくることによって、日原地域の活性化を図るため、関係者から成る日原賑わい創出推進協議会を設立し、協議を進めております。その上で、図書館等を中心とした利用による平日日中等の日常時、また古民家等の多目的スペース、ステージ機能を備えたカフェ棟や庭、さらには堤防道、駐車場スペースなどを利用した休日、夕方・夜間という非日常時のイベント活用など想定し、実証実験を行います。実証実験の応募者も含め実証実験を各種行うことで収支等のデータを集め、指定管理者制度による募集時の仕様書を作成したいと考えております。

なお、指定管理者については、将来的にまちづくり会社のような、地域に密着した組織による運営を町としても期待しているところであり、そのことを念頭に地方創生の交付申請も行っております。そのため実証実験を繰り返す中、受け皿となる組織づくりについても、民間委員とともに構想を固めてまいりたいと思います。

維持管理費については、まず指定管理者が行う営利を目的とした自主事業や施設レンタルによる使用料収入などが想定できます。その上で、図書館の本を賑わい拠点エリア内どこでも自由に読めるようにするなど、非営利な使用も見据えているため、水道光熱費等ランニングコストを検討し、指定管理料の算出も必要と考えます。

については前述のとおり、そのための実証実験を行い、その結果を待って、維持管理費について推察が可能かと思われますので、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 答弁いただきました。

それでは、再質問に入ってまいりたいと思います。

まず、第1点の、新たな政府方針に沿う地方自治体への補助金支援等はどうかという質問でございますが、回答の中で、一応、平成28年度の決算におきましては補助事業分で3億3,900万、それから単独事業で3億3,400万と、合計6億7,300万というような金額が提示されています。

それから主な地方創生推進交付金の使途につきましては、総事業費5,000万のうち企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業へ3,600万、日原賑わい創出拠点づくりへ1,400万円と、こういうふうにそれなりに消化されているように思いますので、これはこれでそのまま進めていくんでないかと、そういうふうに思っております。

2点目に入ります。

当町、現在進行中の日原賑わい創出拠点づくりである、このことに関してですが、まず1点目、完成時の総事業費及び予算財源の内訳と。大体見ますと、概算でハード部門で、4億2,500万、ソフトで3,800万。この総事業費概算のハード部門でどういうものが使われておるかという、用地購入、空き家の解体、用地の造成、3棟の古民家改修工事、それから図書館棟、トイレ棟、カフェ棟の新設工事、それから駐車場・庭美観工事ですか、周辺イベントエリアの電源あるいは水道・照明等のインフラ整備と。それから課題であった旭橋広告アーチの更新等を含む広範囲のエリア整備を含めてこういう金額を、今、概算で出しています。

この中で、先般、現地見学に行きまして、私ちょっと気がついたことを質問させていただきたいと思いますが、この用地購入の部分でどうも引き目がかなわないなと思ったのは、全面、駐車場にするのに空き地を購入している。それから隣地も買っている。一番ちょっとこれはと思ったのが、正面に民家、店舗が存在していたんです。これはちょっと、私、はてなと思ったんですが、この民家につきましては、用地購入のときに何かのお話をされたんですか。言うなれば、一つの固まりとしてこういう広場をつくるのに、大体は代替地を用意して了承されれば、ちょっとかわってもらおうと。そこを一緒に用地を購入して、一体化して一つの広場をつくるというそういう創出をすると思うんですが、ここはどういう経過であそこが残ったんですか。これは、その方がそこに固執されたのか、それとも交渉というのがあったのかどうかと。それから、こういう創出推進協議会、そこで、この民地のことに関しましては何かお話が出たのかどうか、そこら辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問でございますが、1軒、用地の中に周辺に残っておられる民家でございますけれど、理容業をやっておられるということもございまして、そういうなりわいをやっておられるということもございまして、そういう部分で、そのなりわいの場所をかわっていただくという話までは、協議会の中でも具体的に出たということにはなかったような気がしております。

それと、用地購入に際しましては、理髪業をやっておられるお隣については空き家であったということもありまして、これについては購入させていただく部分でも、余り抵抗はないのかなということもございました。当初の計画では、古民家が建っております用地のみを利用してということがございましたが、やはりそれだけでは用地的に狭いということがあって、徐々に広げる中で、空き地及び民家の空き家を購入するということに発展をしていったということにはなっております。

なぜにその民家までということとを及ばなかったかということ、考えの中になかったわけではありませんが、ただ、申し上げましたように、一つのなりわいをずっと続けておられる方に、ここをかわっていただけませんかということも、なかなか正直言い出しかね

るかなあというところがございました。ただ、その民家の理容業をやっているお方につきましては、今回の空き地の購入とか空き家の解体等についても、ものすごく協力的に御協力をいただいております、持ち主の方との連絡先を教えてくださいとか、いろんな部分でサポートをいただいております。

我々としますと、今回の計画が、日原ににぎわいを取り戻して、商店街との連携をしていこうということでございますので、その一環として、やはり商業が新しいエリアと連携して何らかまた伸びていただければということで、その近くに理容業があるというのも、これはこれと一つとして捉えていくということもあるのかなというふうに思っております。

そういうことで、財源的なことも踏まえまして、なかなか実際、事業をやっておられる方を、代替の用地を購入してそちらに移っていただいて、その補償も含めてかわっていくということになると、かなりの費用もということもございますので、そういうところも全体的に総合的に判断をいたしまして、今のような状況になっているというところであります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 宅地のところですが、交渉されたんですか、その方と。一応、こういうあれですからどうでしょうかという、そういう御意見を伺いましたか。そこです。こちらから、今、課長の答弁は、要するにこちらがそんなくして、恐らく今やっておられるから、それをお話することはちょっと失礼だろうということで敬遠して、初めからお話に入っていかなかったというような答弁ですけど、そこはどうなんですか。はっきり、こういうことですから、代替できますかとかそういうことをやったんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 具体的には、何かのちょっとした立ち話では、そういう話が出たかもしれませんが、正式には、交渉したという過程はございません。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 余り、私はあれじゃないですけど、別に他意はないんですが、ちょろっと漏れ聞くところによれば、話をしてくればなあというような声は聞いておりますよ、はっきり。だから、そういうときにはちゃんと一画の中に、その中の方だけ残して、あと前面を買って、隣も買って、そういうときには行政として、完成後も円満にやっていくという雰囲気づくりとしても、必ず、のくかのかんかは別にしまして、お話はちゃんと本人のところですねべきじゃなかったのかなと、そういうふうに、私、思うわけです。

今、後々ちょっと心配するのは、そういう不満が残っております、全然話もしてくれなかったじゃないかということで、後々、その広場が、せつかくにぎわい広場をつく

ったのにそういう不満が充満してはとちょっと懸念するわけですが、課長、そういうところどう思いますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かにもっと、財源的なことも踏まえて、もう少しかかってもそういうことをやるべきだということであれば、確かにそこまで思いが至らなかった点は反省すべき点かもしれませんが、ただ現状で、心の奥底までは、なかなか私も見透かす部分は難しいかと思いますが、現時点では、大変気持ちよく「楽しみにしているよ」というようなことも言っていたきつつ、大変、人間関係的には良好に、いまだに御協力をいただきながら、いろいろ進めさせていただいておりますので、感情的な部分で何かしこりが残っているかという認識は、こちらとしてはないというのが正直なところだと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。これ以上、もうこの問題はあれですから、うまくやってください。

2番目です。運営管理団体です、完成後の。これはまだ決まっていないで、今からちょっと、まちづくり会社のような地域に密着した組織による運営をというような希望みたいですが、要するに、今からおいおい完成後、様子を見て決めていくと、そういうことですね。

次の、ここが問題なんです、完成後の将来数十年にわたる維持管理費の問題なんです。これは、今、公共施設管理計画によって大きなテーマとしまして、指定管理団体の推進、それから今、財政難で、今後、公共施設面積を10年以内でしたか、10%縮減予定と。それから、もう一つここに、公共施設の維持管理費の縮減ということが掲げられておるわけなんです。

実際に、今後も補助金を使いまして、公共施設事業を発注していくと思います。これは経済への活性化のためにも、使えるものは使ってどんどん工事を発注してあげないと、建設土木関係の方々に、工事がなくなるということではいけませんので、これはそのとおり発注していくべきだと思うんですが、この施設を建てた後に問題があるわけなんです。これが、要するに管理維持費の問題なんです。建てるのは、建設費そのほかはいろいろな補助金、あるいはいろいろな過疎債を使ってできるんですが、これは、管理維持費というのは、全く一般財源から恐らく捻出されていくもんだと思います。

それから、この施設の中に、日原のように、このたびカフェ棟がありますので、カフェの運営というか喫茶店です。これは恐らくテナント貸しが、ここにもありますように、貸した場合にテナント料が入ると、そういうものを充足していくとか、あるいは施設中のミーティングルームとかそういういろいろな貸与して、その使用料をもらって充当していくと、これはいいと思うんです。だけどそれだけじゃ、とてもじゃないが賄えないんじゃないかなあと思うんです。

今、私がちょっと同じような、今まだ出ていないと言うんです、これは。ちょっと参考に、一体どれぐらいその維持管理費というのを使っているのかと思ひまして、一番身近に日原山村開発センター、これ管理費が771万、年間です。それから町の負担が750万です、ほぼ町が負担している。それから、津和野のコミセンは管理費は1,638万、町負担1,542万。今度は日原の図書館、これは山村開発センターに、今、接続されています、中にあります。管理運営費103万、これはもうまるっぼ町の負担です。それから津和野の図書館は離れていますが、これも管理運営するものです、213万、これもまるっぼ町の負担なんです。公共施設でも開発センターと津和野コミセン、それから図書館、あともろもろの公共施設が10カ所ぐらいありますよね。そういうのを足していきますと、ここだけでも今、2,500万近い管理費がもう既に生まれていますね。これを毎年毎年やっていきよるんです。

思ひますに、建設するのはいいんじゃないけど、建物を建てる時に、大体こういう施設ぐらいだと管理費がどれぐらいかかるのかと図面を見まして、水道とか光熱費とかそういうのを図面の中からどれぐらい使うか、それからどういうあれするか、概算をある程度立てとくべきじゃないかなと思ひます。それか、あるいはこれぐらい建てて、今、山村開発センターは771万だから、これぐらいでおさめにやいけんだろうとかある程度の予測をつけて、既に出ていないとおかしい、これ。図面ができたなら、大体、これをやるとしたらこれぐらいはかかるだろう、傾向と。そうして将来的に数十年、要するに管理費が一般財源が出ていくわけで、組み込んでいかなきゃいけないと思ひます。

それからもう一つ、今、公共施設の総面積を削減計画もしなきゃいけないわけです、10%。そうすると、今、これを建てることによってまたふえるんです。ふえた分にかわってどっかを削減というのを頭の中へ入れとかにやいけんと思ひます。そういう計画も同時にどんどん立てていかないと、ただ目標でこうだこうだと言うだけでは、目標倒れになる、10年先になったら全然、むしろふえていたとか、こういうことになるんです。

それで危機は、今言うように、公共管理施設計画で財政難やからこういう目標立てていると言うんですけど、現実に、計画はちゃんとこういうふうにできていますと言うんなら、私ども納得ですよ、今。特に管理運営費なんて、既に概算が出て「これぐらいだと思います」とか「これぐらいに抑えたい」とか、それぐらいのことはもうできているかなと思ひました。

つくった後、実証計画をして出しますよというのは、どんな数字が出てくるかちょっと怖くてたまらんですよ、私は。山村開発センターで700万でやると、とんでもない、広場は1,000万超えていたとか。それから、カフェ棟もカフェを実際にテナントにできるもんやらどうやら、入るもんがおるもんやらどうやら、営業が成り立つもんやらどうやらとか、いろいろなところを検証しながら、今後は、公共施設の事業に関しま

して、特に公共施設の運営に当たりましては、そういうところから緻密に概算を立てていただきたいと思います。いかが。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 建てるだけではなくて、後の運営を考えていくということは、当然、想定していくべきだというふうに思います。

その中で、会議の中ではいろんな話は出てはおりますが、具体的に公表できるレベルではないというふうに思っております。そういった中でこそ、やはり実証実験等、繰り返して行っていきたい。また運営母体につきましても、今後、やってみたいというような方もいらっしゃる中で、形をつくっていかんといかんというふうに思っておりますので、そういう中で、やはりはっきりさせていかざるを得んのかなあという思いでございます。

それと、やはりこの日原地域というものにつきましては、観光地でもないということもございまして、津和野地域とはまた違った意味で、何がしかの行動を起こさないと、これも民間の方からお話をいただく中で、こういった組織を長い時間をかけてつくり上げて、こういう事業まで至ったわけでございますが、この日原地域においては何かの行動を起こしていかないと、本当、商店街自体も危機的な状況で、地域自体が衰退をするという可能性も大いにあるわけございまして、何としてでも何かをここで行動を起こして変えていきたい、新たな人の入り込み等も含めて進めていきたいという思い、熱い思いも皆さん持っておられます。そういった部分では、やはりおっしゃるように、なかなか営利活動だけで収支が合うかという、難しい部分は確かにあると思います。ただ、何がしかの行動を起こしていく上では、やはりそういった部分、町全体としての行財政改革を行う中で、全体的なバランスも考えつつではございますが、その上で、やはり津和野地区、日原地区、地域のバランスも考えつつ、それなりの投資を行っていくということは、町行政として行っていくべき施策ではないのかなあというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 課長、私、この事業に対する大まかな、課長おっしゃいましたように、これは確かに日原地域の方にとりましても大変に楽しみにしている事業でありますので、反対はいたしません。やってください、どうぞ。ただ、やるにつきましても、今言いますような問題がありますので、その後、必ずそういうところは頭の中に入れて、概算をびしっとしながら計算も要るんです。その中で町全体のことを考えて運営して行ってくださいよと、そのためには数値をしっかり初めから把握をして行ってくださいよと、こういうことを申し上げているのでございますんで、頑張ってください。

これで、1点目の1項目の質問は終わります。

次に、2項目めの質問に入ります。

津和野町観光振興計画に関してでございますが、今年3月に公表されました当町観光振興計画案によれば、観光産業を考えるとときに、いろいろな方面から課題を掲げており、基本方針を六つの項目に分け、それぞれ現在進行中、将来の方向性、実行性が記されています。実行できればすばらしい計画案であると思います。

さて、その計画案を検証してみます。

まず、基本理念としまして、また来てみたい観光町づくりとあります。基本方針は以下六つ、1、豊かな景観、観光資源の維持、整備、活用。これ要約しますと、700年の歴史遺産を、美しい町の景観とともに将来維持整備していくと。2、回遊観光の充実。日本遺産津和野百景を活用したまち歩きのストーリー性を充実させ、全町を観光させる。

3、観光客の満足度向上。観光インフラ、Wi-Fi設備、各観光施設、看板、サインの多言語化、障がい者のための道路などのバリアフリー化の実施。4、戦略的な情報発信強化。広告宣伝、SNSの活用、東京事務所の拠点化など。そして5番目、ここは非常に重点的なことだと思うんですが、観光産業の競争力強化。商業、農業、工業、運輸業と密接に関連する裾野の広い産業であり、教育や保健医療ともかかわっていく要素を持つと。経済の活性化を図る必要があります、教育との連携として修学旅行、遠足などの誘致、郷土館、日本遺産センター、森疗外記念館などを総合学習センターとして活かす。

また、地元農産品を活用したお土産品の開発に取り組む必要性を主張しています。6番目に、広域観光連携のさらなる発展。東京文京区との交流、縁の道～山陰～、山陰インバウンド機構、山口県央連携都市圏域など共通のストーリー、コンテンツを持つ地域と連携を深め、津和野の魅力を発信等々です。

これらの計画に対して、質問に入る前に少し話はそれますが、最近の山陰中央新報記事によれば、「客減少、下がる事業意欲」と題する大きな見出しで、離島ブームが去り観光客減少の隠岐の島の観光産業の現状が記されています。少しリーディングを紹介すると、次のとおりであります。

「隠岐の観光が低迷している。島後、島前4町村の入り込み客延べ数は、近年、年間20万人前後で推移、統計をとり始めて以降、ピークの1998年に比べて3分の1程度にとどまる。希少な地形や自然環境で、2013年に世界ジオパークネットワークに加盟するなどの追い風を活かしきれていない。食や交通アクセスなど基本サービス向上や、夏以外に観光客を呼び込む戦略の構築が不可欠である。」これはリーディングです。そして、この主文の概要はこうなんです。「観光ブームで観光客が殺到し、受け入れ態勢、特にホテル、旅館、民宿など宿泊施設の整備拡充のための投資を強いられ、そのあげく、観光ブームが去り観光客減少で売上げが極端に減少、経営を圧迫、倒産に追い込まれる企業が続出、生き残っても建物施設の老朽化が進み、改修工事費の捻出が困難

で旧態依然のままではお客様を対応できなく、客離れを起こすと。また、後継者不足の問題も御多分に漏れず、頭を抱える現状である」と記されています。

この記事を読みましてふと浮かびますのは、過去、当町も三十数年前、ディスカバージャパンブームが去り、拡大投資したホテル、旅館などの宿泊業が倒産の憂き目に遭い、以後数十年の間に観光客は半減し、隠岐の島の抱える全く同様の問題を背負ったまま今日に至っています。ブームによって引き起こされる経済の景気の波に商工業者は翻弄されてきています。

以上のことを鑑みて質問に入ります。

1、振興計画全般を通じての観光インフラ事業実施費用の予算確保はできているのか。トイレなどの便益施設の整備、インバウンド向けWi-Fiシステム、各観光施設のサイン、看板などの多言語化、高齢者、障がい者のための道路や施設のバリアフリー化整備等々。2、2項目めの回遊観光の充実に、SLの終着駅として、大人も子供も待ち時間を有意義に過ごせる空間を整備すると記されていますが、具体的計画案はあるのか。3、5項目めの観光産業の強化で、教育との連携として修学旅行、遠足などを誘致し、森疗外記念館、郷土館、日本遺産センターなどを総合学習の場とし、これらの観光素材を観光商品化する案ですが、過去、誘致活動を行ったことがあるのか。また、近い将来、具体的誘致案はあるのか。4、6項目めの広域観光連携のさらなる発展で、広域観光周遊ルート、緑の道～山陰～及び山陰インバウンド機構との観光に関する具体的情報交換はあるか、また、同じく山口県央連携都市圏域との具体的情報交換はいかがですか。5、観光経済に欠かせないお土産品の開発はいかなっているか。アユ、ワサビ、クリ、里芋そのほかです。6、東京事務所の今年度前半期の主たる活動成果を問います。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町観光振興計画に関してお答えをさせていただきます。

1番目の、観光インフラ事業の予算の確保についてであります。町では平成25年度に、国土交通省から歴史的風致維持向上計画の認定を受け、10年間の計画で12の事業に順次取り組んでおります。この事業の多くが、国土交通省による社会資本整備総合交付金を活用して行われており、そのうち既に地域住宅計画に基づく事業で町家ステイ事業を完了しており、街なみ環境整備事業を活用して水路の修景事業やサイン整備事業にも取り組んでおります。

特に、都市再生整備事業においては、トイレ整備やサイン整備、JR津和野駅周辺整備、国道9号沿いの公園整備などおよそ12億円に及ぶ事業が認められ、45%の補助を得て平成28年度から5カ年の計画で事業を進めております。

その他、藩校養老館の整備については国土交通省の補助金を活用するなど、財政的に有利な補助金を活用するよう努めております。

二つ目の、J R津和野駅の有意義な空間整備でございますが、J R津和野駅の整備については、平成27年度にデザインコンペを実施し、その最優秀賞の提案をもとにJ Rや県などと協議を進めて、具体的な設計作業を進めております。

駅の周辺につきましては、歩行者と自家用車やバス等を明確に分離して安全性を高めるとともに、S Lなどの展望施設やシャワー室などを備えた多目的トイレ、モニュメントや情報発信コーナーなどを整備する計画です。

駅舎内部については、観光案内所の設置や大型スクリーンによる津和野の観光情報提供コーナーやS Lを紹介するコーナーなども整備をしたい考えですが、具体的には津和野町歴史的風致維持向上協議会で内容を審議していただくとともに、予算にも配慮して具体的な整備プランを提案させていただきたいと考えております。

三つ目の、修学旅行、遠足などの誘致活動でございますが、平成22年度において、エージェントを対象として修学旅行の誘致活動のための冊子「体験学習プラン提案書」を観光協会が作成しPRを行ったことがあります。実績はなかったことから、その後積極的なPR活動は行われていません。また、島根県が提供している教育旅行素材集においては、九州圏発のモデルコースとして津和野町の情報を掲載していただいておりますが、残念ながら実際に実現したという話は伺っておりません。

また、日本遺産の認定団体により組織化された日本遺産連盟では、教科書へ日本遺産について掲載していただくよう各出版社にお願いをしておりますので、掲載されるとニーズが高まってくると思われれます。津和野町日本遺産協議会では、小中学生向けのガイドブックを作成し、小学4年生以上の児童・生徒全員に配布いたしました。今後も、総合学習や遠足の素材として活用されることを期待しております。将来、世界遺産や日本遺産などをめぐる修学旅行がふえていくことを期待しておりますので、訪問先としてふさわしい魅力的なツアーの造成が必要であると考えております。

四つ目の、山陰インバウンド機構等との情報交換であります。山陰インバウンド機構は広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」の認定をきっかけに、世界に通用する山陰ブランドのコンセプトを確立し、定着を図るため海外へのプロモーション活動や、海外からの取材対応等、海外事業者の一元的な窓口としての役割を果たすことを目的に設立されたものでございます。

津和野町も萩市と組織する萩・津和野町イメージアップ協議会が、鳥取県・島根県と山口県をつなぐ唯一の団体として加盟しており、これまでに視察の受け入れや、現在の活動内容、今後の事業展開等について機構事務局とも直接話し合いを行ってきております。既にホームページでも、モデルコース萩・津和野エリアとして津和野も紹介されております。

山口県央連携都市圏域における取り組みとしては、新たな広域観光資源創出プロジェクトが、八つの重点プロジェクトの一つとして位置づけられています。具体的には、平成33年の仮称「旅と文化の博覧会」の開催を目指し、コンテンツ部門や交通・移動部門、みんなでおもてなし部門、広報・営業部門の四つの部門ごとに分かれ、地域、経済界、行政等が一体となって地域の観光素材の磨き上げを行うこととしております。現在、プロジェクトチームの会議に当町から職員を派遣し、圏域内の現状と課題の把握について整理を行うとともに、プロジェクト事業立案に向けた調整を行っており、9月中に幹事会に中間報告をすることになっております。

五つ目のお土産の開発でございますが、お土産品の開発については重要な課題であります。実務は民間事業者をお願いせざるを得ない事柄であります。町としては、津和野町個別商業包括的支援事業補助金において、商品開発、販路開拓、産業財産権の習得等の幅広いメニュー構成で支援を行っており、こうした制度を積極的に御活用いただき、ぜひとも観光振興につながるお土産品の開発に役立てていただきたい考えです。

また、本町の特産品であるクリにつきましては県事業も導入し、津和野栗再生プロジェクト推進協議会を立ち上げて、その振興に努めているところでございます。平成28年度からは商品開発に力を入れており、アドバイザーを導入して、旅館、食品製造関係事業者等に呼びかけを行い、新商品開発の導入を今年度も継続する計画としております。

アユにつきましても、アユと津和野の地酒を連係させた「鮎酒セット」等の商品も開発されており、町としてはこうした一連の動きを、制度面、観光PR、商談会等を通じて積極的に支援することで、本町の観光振興につなげたいと思っております。

六つ目の東京事務所の前半期の活用成果であります。まず特産品販売については、イベント参加7回と事務所販売分を含め、84万3,400円の売り上げがありました。また、今年度は東京事務所として酒類販売業の免許を取得したこともあり、東京事務所で3蔵元が同席し鏡開きを行うなど、文京区内の飲食店への営業も活発化させ、津和野町の地酒を取り扱う店舗もふえてきております。

次に、観光誘客については、萩・石見空港利用促進協議会と連携をして、都内旅行代理店等延べ38社を訪問し、PR活動を行っております。実績としましては、東京島根経済クラブ、会員数75社の視察旅行を誘致し、9月14日から15日に萩・石見空港を経由して津和野町への視察旅行が催行されます。また、年末には一般社団法人全国農協観光協会の主催で、移住者をターゲットとした体験旅行の催行が計画されており、秋から募集に入る予定です。そのほか、クラブツーリズムの主催で森疗外をテーマにしたツアーも計画中でございます。

移住・定住関連については、事務所内を活用したイベントとして、津和野町内での就農、就林を希望する参加者12名を対象に、町内在住のUIターン者との意見交換会を行っております。

津和野高校関連では、津和野高校受験説明会を開催しており、都内から3組の親子が参加されました。年内に3回開催予定であり、津和野高校への山村留学の道筋をつけたと考えております。

これ以外にも、県事業を導入し、都内の先進的な青果店グループと提携して、津和野町農産物の農産加工品における新商品開発も行っております。また、6月には益田市、吉賀町とともに東洋大学と萩・石見空港利用促進調査研究に関する協定書を締結いたしました。その東京窓口として、本年は津和野高校と東洋大学との高大接続事業を調整、大学生ほか10名が来町され、高校生ともに調査を行い、今後、コンペ方式で提言をいただくことになっております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） お答えをいただきました。私も質問を数多くいたしましたので、お答えも長かったと思いますが、ちょっと時間もありませんので、それぞれの質問に対しまして私なりに要約していきたいと思っております。

第1点目、観光インフラに対しまして事業費用どうなのかということで、お答えではいろいろな補助金、そのほかの制度を利用しまして、着々と整備を進めていっているということですので、今後ともぜひ継続してほしいなとそういうふうに思います。

2項目め、これは回遊観光で、特にSLの終着駅として大人も子供も有意義に過ごせる空間を整備すると、こういうふうにあるんですが、お答えでは、一応、駅舎を今、購入しまして、いろいろなコーナーを設置すると、それからこのたびJRの宿舍ですか、そこをもう購入いたしましたので、駐車場の横あたりに随分な空き地が生じると思うんですが、そういうところも活用していくんだと思っております。

もう一つ、特に町民のほうから、あるいは観光業者から要望がありますのは、子供が遊べる場所というのを、抽象的に期待しているんですが、これは私が発想するには、SL公園みたいなものをそこにつくって、SLの展示を、今、されていますが、それとともにちょっと子供が遊べるというのは、遊具を置くのか置いていいものか、今、危険とか何とかいうものを絡めまして、私も考えをちょっと定めかねるんですが、恐らくそういう遊具類も兼ねた公園をつくってほしいということかなあとも思うんです。子供がぜひ遊べるところをということですので、そういうところをぜひ風致向上協議会で内容を議論するというんですから、そういうところでも、ぜひそういう意見を上げてほしいなとそういうふうに思います。

3番目の、教育との連携で、修学旅行、遠足などの誘致活動ですが、初めちょっと観光協会に任せて情報を出したみたいですが、どうも効果がなかったみたいで、この点は、私が最初に申しました、計画はいいんだけど、実施されればすばらしいものになるというのは特にこういうことなんです。

民間でしたら営業活動に出ます、例えば誘致をしに。こちらから観光協会に任せて、ただ情報を発信する、それだけじゃなくていろんなパンフレットを持ったり、それから観光のコースをこちらから提示して、来ましたらこういうスケジュールでこういうふうにされます、宿泊所はこうです、こういうおもてなしをしますというそういう一つのガイド的なものを持って、それから例えば中国地方管内のPTA関係の、あるいは情報をこちらもあるでしょうから伝って、それぞれに営業活動に入ると思うんです。行って「来てください」と。そういう活動が私は懸念するのは、行政はそれはできないのかなあと、いろいろな縛りがあるからできないのかなあとも思うけど、非常に残念。そこをじゃあ観光協会に行ってもらおうか、何かの手だてで足を運ばせないと来ないですよ。いろいろなどが同じような努力しているんですから。津和野町も本気でやるんなら、営業活動入ってください。今言う観光協会を使えるんなら使っても。何かそういうふうに具体的に行動を移してほしいなど。そしてこれが実現できれば、現実に修学旅行、遠足来ましたら、町内の商店街を一応、昼食の配置をするだけでもすごい景気浮揚になりますし、それから宿泊をしてもらったら、さらに宿泊業者にとっては利益がもたらせます。そういう実利を求めて、そのためにはどうしたらいいかと営業活動をしてほしいと思うんです。こういうことで、私はこの修学旅行、教育との連携、これが観光産業の強化、まさにそのとおりだと思います。実施できたら、だから実施するようにしてください。

それから、4番目です。広域観光です。これは今、当町もようやく緒についたばかりですので、いろいろな事務方を派遣していろんな情報を、今、集めていると、そういう最中であるということですので、いろいろその情報を、今度は実になっているいろいろな影響をもたらす情報を持つてくることを期待しまして、この件は置きたいと思います。

それからお土産品の開発、アユそれからワサビ、クリ、里芋これは商品化されて外へ出ますと非常に評判がいいと、すぐ売り切れると。だからあとは量の問題だと、生産量が足りないんだと。そういう点では、ことしアユなんかは豊富であるというのを聞きましたので、アユに関する商品化、要するにCASを使った冷凍商品化というのが、ことしは思い切って試せるのではないかと思いますので、ぜひ試して行ってほしいと思います。

それから東京事務所の、前半の、今、いろいろな活動を述べられていますので、随分活動しているんだなと思います。だから今、前半です、こういう活動の積み重ねで3月に決算ですか、一応、総まとめ、総括のときのお話を聞くのが非常に楽しみです。そういうところですよ。

何か、最後に担当の方、何かありましたら一言。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるように、観光振興計画をつくりまして、この中で一つ、一番本質的な部分になると思うんですが、今回、ぜひとも観光戦略会議というのを設けたいと。これについては、町内の大手業者さん、観光協会、商工会

イノシシは1年中どこでも出没していたずらをするわけではありますが、開通予定より6カ月がもう既に過ぎておりますが、いまだ供用開始ができない状況ではありますが、安全対策として町のほうでどのような計画されておるのか、落石防護柵等、簡易防護柵等いろいろな工法があるわけではありますが、現状に対応できる防護柵設置について、また県との対応は、今後、どのような対策をされますか、そして開通の見通しはいつごろでありますでしょうか。御答弁いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大規模林道笹山山入線の開通についてでございます。林道笹山山入線につきまして、当該路線の耕田地内において本年2月から3月にかけて、高さ約5メートルから7メートルぐらいのところからの道路のり面の落石崩落が、約8カ所発見されました。現地状況から、車両等の通行に危険性が伴うと判断し、3月24日に挙行する予定としておりました開通式を、やむを得ず延期にさせていただいたところでございます。

このようなことから、上寺田の町道交差点から青野河原駐車場までの区間を全面通行どめにさせていただいており、関係者の皆様には御迷惑をおかけしているところでございます。

その後、路線の落石崩壊箇所を、笹山県道柿木津和野停車場線交差点から上寺田町道鉄砲丁耕田線までの区間において経過観察、点検などを実施しているところでございます。また、具体的な対策を講じるに当たり、島根県にも現地を見ていただき、何らかの補助制度で対応できないかなどの協議を4月以降しております。しかし、崩落の原因がイノシシの活動によるものと推測されることから、事業導入が難しいと言われております。

このようなことから、町単独工事により、道路面に落石しないように待ち受けのネットフェンスを設置するなどの方法を施すことが考えられますが、これには財源確保が必要となります。

現段階では、安価で効果のある対策の検討をしているところでございますが、林道を利用される関係者の方に御迷惑をかけているところであり、できるだけ早く安心安全な道路状況になるよう対策を構築してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、イノシシは、先ほども言いました、全国どこにもおります。県も現地調査をされて、イノシシのために崩落したので事業導入は難しいというようなことでありますが、それでは町単独でやらなければならないような事業になります。これを早急に落石防止対策を実施していただきたい、こう思いますが、町のほうは大体いつごろをめどに、本年度中かいつごろまでに開通させられる予定でありますか。そのめどをお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 後山議員さんのほうからお尋ねの件でございますが、県と協議をしまして、町長のほうから答弁をされましたように事業化は難しいという話でございます。そうしますと町で、維持管理の範疇で落石対策を講じることになってまいります。今現在、イノシシによるものですが、2月、3月ごろにイノシシの活動によりまして落石が発生しております。約8カ所、合計で500メートルぐらいになりますが、その区間を落石を待ち受けのフェンス、ネットを設けることしかないのかなというふうに、今、考えてはおります。

4月以降も定期的には現地に参加して見ておりますが、その後、イノシシの活動による落石というのは見受けられないというふうに思っております。イノシシがいつどこで活動するかということは、私どもはわかりませんが、また来年2月、3月ごろ雪が解けてからまた活動していくのではないかと考えておりますが、そのためにも、今、全面通行止めをさせていただいておりますが、その状況がずっと続くのはよくないというふうに思っておりますので、今の落石をとめる、待ち受けのネットを設けるのがいいのではなかろうかというふうに、今、検討をしております。

ただ、町長も申しましたように、財源確保が非常に難しいところもあります。そのあたりも、今、内部で検討をしております。恐らく、今年度で予算化ができれば、春までのところで何とかなるかなというふうに、今、思いをしているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） なるだけ早い時期に財源確保をされて、これを供用開始にされるように最大の努力をしていただきたい、このようにお願いをしておきます。それでは、2問目であります。嘉楽園内の整備についてお尋ねをいたします。

嘉楽園は、平成21年度に町が購入されたものであります。面積も7,605平米、購入金額も1億2,300万円で購入されております。この公園の中には亀井公の銅像があり、今回、鎖の修繕をされておるようであります。その奥に、築山に戦没者の慰霊碑、忠魂の碑に235名の名前が刻まれております碑が建っております。この碑の前の参道に白木の鳥居が建っていたわけですが、碑も鳥居も明治44年11月に在郷軍人津和野分会が建立されたと思っておりますが、このたび、その鳥居が腐食しまして倒壊の危険があるということで、分会の許可を得て町のほうで解体撤去されたと聞いております。

公園内の物件は、町の所有物であるというふうに私は考えておりますが、これは町の管理対象物件にはならないのか、町の対応で鳥居を復元する場合には憲法上の問題があるのか、これは、戦没者の遺族会が宗教上の組織もしくは宗教団体と思っておられるか、そこらあたりは行政のほうでわかりませんが、政教分離に抵触するというふうに思っておられるか、御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、嘉楽園内の整備についてお答えをさせていただきます。

嘉楽園にある戦没者慰霊碑の前にあった鳥居につきましては、根元が腐食して倒壊の危険性があったため、しばらくロープを張って立ち入り禁止措置をとり、建立者である津和野遺族会に対応の協議をしておりましたが、嘉楽園は国指定史跡、津和野城跡の一部でもあり、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」の構成要素でもありますので、訪れる方への安全対策を優先するため、津和野遺族会の方と再度協議し許可を得て、ことし4月7日に町として撤去しました。

津和野遺族会の方の意向は、今後、新たに建立できればと考えられたようですが、会員が高齢化をされている中での建設費の負担等のことを考慮し、建立しないということに決定したとお聞きをしております。

町の対応で復元することにつきましては、戦没者慰霊碑の鳥居であり、政治的、宗教的な観点から、幅広い御意見を聞きながら慎重に対処する必要があると考えております。

なお、仮に鳥居を設置することとしても、現在は国指定史跡として、歴史文化基本構想等の嘉楽園の整備構想もあり、以前設置されたときは状況が異なっており、設置の可否については文化庁との協議が必要となりますので、町単独での判断では設置できない状況にあることを御理解いただきたく思います。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 平成29年9月2日に、浜田市のほうで戦没者追悼式があったわけですが、これは市の総合福祉センターで開催されておりますが、これは毎年、浜田市が主催で社会福祉協議会と両方で慰霊祭を開催をされております。ことしは参列した遺族の方が約90名おられたようでございますが、これは全員が黙祷の上、斎主であります久保田市長また社会福祉協議会の会長が代表で献花をされております。その後、参列者も当然であります、1人ずつ献花をされて戦没者を追悼された、このような現状があるわけですが、先ほどの答弁の中で、鳥居を設置することで、歴史文化基本構想等で嘉楽園の整備構想もあり、以前設置されたときは状況が異なっておるということですが、また設置の可否は文化庁との協議が必要となり、町の判断では設置できない状況にあるというふうに答弁をされております。

神社仏閣ではなく、これは今建つとる、私が質問しとるのは白木の鳥居のことです。戦没者慰霊碑の白木の鳥居の件ですが、これが政治的、宗教的な観点からと申されておりますが、それでは日本国憲法第3章第20条、この中に、第1、第2、第3項ありますが、また日本国憲法第7章第89条の第1項、これにどの項に抵触できないのか、これをお聞かせいただきたいと思っております。

この憲法に、何条にそういうことが抵触するんであるのか、私もわかりませんのでお示しいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 申しわけございません。憲法87条条文について、私、一字一句というか内容につきも理解をしているわけではございませんので、それについてのお答えというのはできかねますけれども、要は、回答で申し上げていることは、宗教的、政治的ないろいろな町民のお考えがあるというふうにも思っておりますので、やはり税金を使ってそういうものを建立するということについては、幅広くやはり理解をいただいた上で事業に着手する、そういうことが求められるだろうと、特にこういう政治的なあるいは宗教的な考えということになってまいりますと、より慎重に、ほかの事業よりもさらに慎重に検討していく必要があるということでございまして、そういうことをお話をさせていただいたということでありますから、憲法論からお答えをしたということではないわけでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） そうしますと、あそこに鳥居がもしか建立できないということになりますと、あそこにあります築山がありますね、町長、亀井さんの碑も何もみな築山の上に建つとるんですが、こういう忠魂碑やら築山がもしか倒壊し、また防護柵等が腐食してそういうふうな倒壊をした場合に、復旧されたというときには、いつい文化庁の許認可が必要になるのか、その点どうでありましょか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 忠魂碑につきましては、まだ倒壊とかのおそれは今はないというふうに理解をしておりますけれども、仮に、基礎部分からいろうような修繕が必要となる場合においては、やはり文化庁との協議が必要になると考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 文化財の嘉楽園内で、そういったことが起こっておるのが復元できんというのは大変に残念に思いますが、これからも、私もいろいろ勉強してこれを再建できないのか、これから検討課題にしていってみたいというふうに思っております。この件については置きます。

次に、3番目、ふるさと納税について質問をいたします。

これは地方行政の財政を支援するために、援助をしていただくためにふるさと納税制度が導入されたわけですが、各地方団体には多大な財源確保の施策であるわけですが、現在は、全国的にふるさと納税の返礼品の競争が過熱しておりまして、総務省が返礼品の家電や商品券の転売、また宿泊割引券等に歯どめをかける必要があるというふうに報道されております。一罰百戒のような形で流れをとめるのも問題があるわけで、高額品や電気製品の返礼を見直すことや返礼品の額を寄附額の3割以下にする

こと、上限の目安を示すということで競争に歯どめをかけていくということが狙いで、総務省が自治体に通知を出されているようではありますが、これは何ら強制力はないようでもあります。

今現在、ふるさと納税の寄附状況で、全国1位が宮崎県の都城市、2位が静岡の焼津市、3位が山形県の天童市でありますか。都城市は原則として特産品の牛、豚、鶏肉、焼酎を贈っておられます。調達品の割合を5割から6割に上げたところ、28年度では約70億円にもふえたというような状態ではありますが、今、総務省の通知を受けた自治体同士の情報交換が活発化しておるようではありますが、都城市にも複数の自治体から問い合わせがあるというふうであります。都城市の担当者は、3割にすると寄附は減るかもしれないが、市に残る金額はふえる可能性があり、前向きに考えていきたいというふうにコメントをされております。

そこで、津和野の寄附状況についてお尋ねをいたします。

これまで、平成20年度から28年度まで9年間で2,327件ですか、5,039万1,717円のいつ材をいただいておりますが、これを事業別分類にしますと、6段階に分けておられます。28年の事業を見ますと、一番大きい金額は、町長が別に定める事業がこれが1番であります、34.3%。2番目が医療福祉に対する21.3%。3番目に教育文化が16.8%。このようになっておるわけですが、町長が別に定める事業とはどのような事業であるのかお伺いをいたします。

また、返礼品についてお伺いをいたしますが、寄附金額が10万円以上で町家ステイ戎丁の宿泊補助券で、35万円コースでないとは宿泊できない、また上新丁では寄附金額が15万円コースで宿泊補助券であります。50万円以上のコースでないとは宿泊ができないということになっております。35万と50万円の差がどこにあるのか、ちょっと私もわかりませんが、このような差をつけて宿泊の何をされているようではありますが、この両方とも宿泊がペア1泊で、食事は美加登家で天然のアユコース、美加登家まで往復のタクシーと萩・石見空港の送迎タクシー、また津和野町内2時間観光タクシーが利用できる、このようなコースであります。利用実績についてこのコースで何件ぐらいあったか、お伺いをいたします。

また、寄附額による返礼品は、自己申請になっておるようではありますが、現在、寄附金額の8コースに分類されておるようではありますが、返礼品の割合につきまして8コースともに同等であるのか、また、寄附金額にもよりますが、返礼品の申し込みの中で何が一番多いのか、これは自己申請になつとるんで、どのようなものが一番多いのか、わかたらお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ふるさと納税についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。現在は、寄附額に対する返礼品の調達割合は3割を目安としております。ふるさと納税の返礼品の調達については、豪華過ぎる返礼品、寄附金が本来使われるべき町の事業に活用されていないなど、その問題点がマスコミ等で報道されてきました。

こうした一連の流れを受け、制度を所管する総務省は平成29年4月1日付で、返礼品の調達目安は3割とする旨の通知を、全国の各自治体に対して行っております。これを受けて津和野町でも、それまで約5割としていた返礼品の調達割合を、平成29年7月1日より3割としたところでございます。

二つ目の御質問であります。平成28年度においては、教育委員会事業の森疗外記念館植栽工事に550万円を、教育文化に関する用途及び町が別に定める事業に対する用途としてそれぞれ寄附金から活用しております。

三つ目の、町家ステイの宿泊チケットの利用実績についてであります。現在、35万円及び50万円以上の寄附から申し込み可能な両チケットの利用実績は、ゼロとなっております。また、10万円及び15万円以上から利用できる町家ステイの宿泊補助券については、それぞれ1件の利用実績が出ております。

4番目の御質問であります。現在の返礼品の提供に御協力をいただいている事業者様の数は29、返礼品の数は71品目となっております。なお、これら返礼品の最新情報については、ふるさと納税の情報が掲載されたウェブサイト「ふるさとチョイス」「ふるぽ」「ANAのふるさと納税」の三つに掲載しており、事業者様の意向により各サイト限定となっている商品も一部存在しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） ふるさと納税が多くの方にさせていただくように願いたいもんであります。それについての返礼品がもっと検討されるべきじゃないかというふうに私は思っておりますが、また、それは後日、協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、イベントの開催について質問をいたします。

津和野町での風物でありますつわの鯉・恋・来いまつりは、隔年ごとに殿町通りと津和野町温泉なごみの里であるわけですが、このように祭りの会場を交代して、ことしは7月29日になごみの里で花火大会が実施されたわけですが。これには234の協賛店により3,000発が打ち上げられたわけですが、ちょっと気になるんですが、広報じゃ2,500発ちゅうてたしか書いてあったように思うんですが、これは別として、またことしは、津和野藩主亀井家入城400年目で記念行事のために実行委員会が結成されて、8月15日に400年の記念事業として、400名の踊り子で盆踊りを計画され、保存会では事前準備に取り組み、当日の踊り子は約500名ぐらいおられたんじゃないかというふうに思っておりますが、目標以上に達し、灯籠流し

も同時に行われたわけであります。大盛況で目的は達成されたようでありますが、また、この日は日原町で鮎まつり花火大会が開催されまして、これも212の協賛店により2,500発の花火が打ち上げられました。これも大盛況であったと聞いております。

町も、夏祭り実行委員会に約500万円近い補助金を出されておりますので、町からも助言をされ、両町のイベントの実行委員会で日程の調整、協議はできないのか、今後、妥協もなく両町で独自のイベントの開催であるのか。

合併して13年目の津和野町です。2期8年間、下森町長は総合振興計画に乗り、人と自然に生まれ温もりのある交流のまちづくりを実現するために、町民の一体感の醸成を図りながら協働のまちづくり体制を整備すると、このように申されてきております。

今後、両町の一大イベントが重複しないように実行委員会ともに協議されたいというふうに思いますが、言うことは大変易い、行うことはかたしであるように思いますが、今、町の現有執行体制は多士済々であります。大いに期待をしておりますので、これの御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、イベントの開催についてお答えをさせていただきます。

8月15日の津和野踊りとにちはら鮎まつり花火大会の同日開催については、両地区ともに長い歴史の中で、それぞれが15日に開催することにこだわりを持っておられること、また地域住民のプライドを象徴する行事と認識しております。さらに過去、実行委員会の中で複数回の協議が行われても調整ができなかったこともあり、一概に町からの助言等で解決できる問題ではないと考えます。

ただし、大きなイベントを同日に開催するには、地域の皆様がともになし遂げる事業であるという意識を再確認いただき、準備、運営等に関して町民の皆様のさらなる御協力と、観光面からの視点だけではなく、町行政全体から広い視野で支援、動員等に取り組む必要があると感じております。

その上で、同日開催するか否かの判断は、実行委員会、保存会、公民館等の判断を尊重させていただくべきと認識しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） イベントの同時開催については、実行委員会、保存会、公民館の判断を尊重する、自治会の町民からの助言等で解決できるような問題ではないというふうな御答弁であります。私はいかがと思うんですが、町が予算を計上して、役場の職員の動員なくしては、津和野町のイベントの実施は全くできないと私は思っておるわけであります。

なぜならば、例えば、鹿足郡の駅伝競争大会がありますが、これにも、このイベントに吉賀町職員が34名、津和野町職員が54名、これが走路員であります。まだほかに役員等、ゲージからいろいろな表彰のほうの担当職員を入れますと、ほかにまだ50名

の開催役員が必要であるわけですが、今回、警察署より走路員の増員を指導されました。特に、野広付近の国道を走るのに走路員が少ないというふうに申されましたので、追加をしていただきたいというふうな申し出があったんですが、警察は簡単に何人でも補充してくださいと言われますが、これも全て役場の職員にお願いするしか方法はないわけであります。

どのイベントに対しましても、役場の職員の協力を得ないと実施できない状況であります。こういった状況を踏まえて、町は実行委員会に対し助言すべきだと思っております。

今回、津和野藩主の亀井家入城の400年記念行事の一環であります、奴保存会があるわけですが、11月19日に青原、日原、津和野の奴保存会が合同で津和野町で奴踊りを披露されるようであります。これがどのような協議をされてどのように一体化されたのか、もし、わかればお知らせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今度、400年の記念事業ということで11月19日に、町内にあります奴行列の3社中が一堂に会して奴行列を行うというイベントを実行委員会のほうで計画をいたしまして、実行委員会の当初のメンバーに、日原奴と青原奴の社中の代表の方になっていただいております。津和野の小川の奴については、当初の実行委員会には加入をいただいておりますけれども、せっかく一つの町に三つの奴行列があるところというのは、なかなか全国でもそう探してあるところではないということで、ぜひ、3社中で奴行列をやったらどうかという御提案をいただきまして、そのためには、入っていない小川社中のほうに賛同を得て一緒にやらないといけないということで、途中、何度か交渉をいたしまして小川社中の方にも御理解をいただいて、ただ、別の日を設けてやるということはなかなか段取りができないので、小川社中が毎年やっております11月のその予定の日を、その3社中で一緒に行列を行うという日程にさせていただいて、日原の社中と青原の社中がそれぞれ津和野においでをいただいて行列を組むという形で、今、計画をしたところでございます。

具体的な行列の行進の場所とか時間帯、あるいはそういった日程のプログラムについては、まだ警察と十分な詰めがしてありませんので、それを待ってまた広報等でお知らせをしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 実施計画はいつでもいいんですが、このようにして、やはり津和野、日原のそういった伝統ある奴行列でも、話し合いのもとに一堂に会してやれるというふうなことはすばらしい歩み寄りであるというふうに思っております。それを見ますと、津和野の花火大会も鯉・恋・来いまつりも日原の花火ももっと

話し合いをされて、町が中心になって音頭をとって実行していただきたい、このように思っております。今後の検討課題にして、やっていただきたいと思います。

それでは最後になりますが、町の財政状況についてお伺いをいたします。

町長2期目の最後の予算執行であります、町長が就任されまして想定もしない一番の出来事は、津和野町を襲った豪雨で、激甚災害が起こりまして甚大な被害を及ぼしたことと思っております。これに伴い災害復旧費も約43億8,000万円にもなっております。また、国・県の補助金も21億5,000万ですか、残りは起債で、一般財源も9億5,000万で、この復旧に5年間も費やして、これが激甚災害の爪跡であります。

町債で町の財政状況も大変厳しいときに、また、合併算定替えの特例期間も終わりをまして、段階的には普通交付税の縮減も始まり、津和野町の歳入の約48%を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく左右されているわけですが、そこで、実質財源であります28年度の主要税目ごとに伺っていききたいと思います。

一般会計の町民税、固定資産税の調定額、徴収額、欠損額、未収額、また特別会計の国民健康保険、簡易水道、下水道の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額について、税法上の問題は無いと思われまので、津和野、日原地区ごとにお示しいただきたいと思っております。

また、今、9月の決算期で、資料より計数的には私もわかるわけですが、一般会計3税目で不納欠損額が1,388万8,000円。また、特別会計では不納欠損額が129万5,000円あります。不納欠損額も入れまして1,500万ばかりあるわけですが、一般会計の3税の収入未済額が3,111万6,000円ばかりありますね。また特別会計の収入未済額も2億4,300万ぐらいありますが、28年度決算で、一般会計の歳入総額が95億6,255万8,000円となっておりますが、この中で自主財源が17億6,353万1,000円、率にしまして18.44%、依存財源が77億9,912万7,000円、81.5%であります。

大変厳しいことではありますが、地方債残高の状況を見ましても、28年度の償還額元金13億5,700万円ばかり、利子が1億1,800万ばかりあります。合計で14億7,500万ぐらい。そして現在高が129億3,486万1,000円、これを町民7,679人に割りますと、1人当たりの負担額が168万4,000円。昨年度より10万8,000円ふえてきております。

このような財政状況の厳しい折ではありますが、津和野町にはいろいろと大型事業が実施され、また計画中でありますが、日原山村開発センターの問題、今、実施中の日原賑わい創出拠点づくり、またCATVの設備改修3年計画、また津和野駅前整備計画そして両町の庁舎の耐震、建設問題等、巨費を投じる大型事業がいろいろ計画中でありますが、町長におかれまして今後どのような構想をもとに、どのような財源を確保されて町

財政を堅持されていくお考えであるか、お考えをお聞かせいただきたい。御所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、財政状況についてお答えをさせていただきます。

平成28年度の町民税、固定資産税の収納状況の調定額は、町民税で2億6,160万682円、前年度と比べて214万5,739円の減額、固定資産税で4億2,966万1,885円、前年度と比べて1,245万8,030円の減額です。

徴収額は、町民税で2億5,900万4,921円、前年度と比べて73万3,198円の減額、固定資産税で3億8,735万1,516円、前年度と比べて447万5,930円の減額です。

システム上、地域ごとに調定額、徴収額を仕分けすることは難しい状況ではありますが、人口割合、町民税の納税者数、固定資産税の評価額等を見ますと、津和野地域の調定額、徴収額が多いと思われまます。

未収額は、町民税では、津和野地域141万1,518円、日原地域74万6,430円、町外14万4,206円、合計230万2,154円、前年度と比べて123万9,998円の減額、固定資産税では津和野地域2,490万7,156円、日原地域320万1,050円、町外63万4,494円、合計2,874万2,700円、前年度と比べて1,484万4,155円の減額です。

不納欠損額は、町民税では津和野地域11万3,607円、日原地域18万円、合計29万3,607円、前年度と比べて17万2,543円の減額で、固定資産税では、津和野地域1,304万5,639円、日原地域15万5,400円、町外36万6,600円、合計1,356万7,639円、前年度と比べて673万7,055円の増額でございます。

収納率は、町民税で99%、前年度は98.5%。固定資産税で90.2%、前年度は88.6%でございます。

平成28年度の国民健康保険税の収納状況につきましては、調定額が1億8,105万6,854円で、前年度と比較して1,047万1,090円の増額でした。

収入済額は1億6,288万3,924円で、前年度と比較して1,245万14円の増額となっております。国民健康保険税につきましては、システム上、調定額、収入済額を地域ごとに仕分けすることができません。

収入未済額は、津和野地域が916万3,930円、日原地域が827万4,452円、合計で1,743万8,382円であり、前年度と比較して271万3,472円減額となっております。

不能欠損額は、津和野地域が69万6,148円、日原地域が3万8,400円、合計で73万4,548円ございました。

収納率は89.96%、前年度は88.18%となっております。

平成28年度の簡易水道の収納状況については、調定額として、津和野地域が1億790万5,979円、日原地域が7,126万7,769円、合計で1億7,917万3,748円、前年度と比べて649万4,549円減額となっております。

収入済額は、津和野地域が1億511万4,405円、日原地域が6,875万6,539円、合計で1億7,387万944円、前年度と比べて265万645円減額となっております。

収入未済額は、津和野地域が279万1,574円、日原地域が251万1,230円、合計で530万2,804円、前年度と比べて105万8,063円減額となっております。

収納率は97.0%、前年度は95.1%です。

平成28年度の下水道については、調定額として、津和野地域が2,932万4,977円、日原地域が2,219万6,275円、合計で5,152万1,252円、前年度と比べて681万2,872円増額となっております。

収入済額は、津和野地域が2,893万685円、日原地域が2,099万9,089円、合計で4,992万9,774円、前年度と比べて26万6,749円増額となっております。

収入未済額は、津和野地域39万4,292円、日原地域が119万7,186円、合計159万1,478円、前年度と比べて14万6,957円減額となっております。

欠損額は、簡易水道、下水道ともにありませんでした。

収納率は96.9%、前年度は96.4%でございます。

貴重な財源である町税・料の収納につきましては納期内納付が原則で、納期限を1日でも過ぎた場合は滞納となります。

しかし、納期限までに町税等を納めない滞納者に対しては、公正公平な行政を守るためにも法的な措置も含め、今後も引き続き取り組んでまいります。

具体的には、個々の事例が異なりますので詳しくは申し上げられませんが、いわゆる悪質な滞納者には毅然とした対応を行い、真に資金繰りが困難な滞納者には生活実態等を把握し、納付計画を作成するなどきめ細やかな対応を行っています。

また、徴収職員は、法律の知識や滞納処分の方法といった徴収に関するノウハウを十分に生かすだけでなく、意欲と情熱とやる気を持って徴収業務を行っています。

町税等の滞納整理を積極的に行い、収入未済額の増大を防ぎ収納率の向上を図るため、関係課と収納対策会議を開催し、情報の共有化を行うとともに、滞納者への対策を協議し対策を講じております。

続きまして、財政確保につきましては、議員御指摘のとおり今後の事業等課題山積でございますが、当町の主要財源であります普通交付税は、合併算定替へ特例期間5年間のうち、今年度は2年目の段階的な縮減や人口減少等による地方税の減収等により、非常に厳しい状況となっております。基本的には、平成28年度に作成いたしました津和

野町中期財政計画により事業を進めておりますが、現段階では国の動向が不透明であり、これから本格化をしてまいります国の地方財政施策を注視しつつ、今後、次年度以降の財政状況を把握し適切な財政運営をしていくため、各事業担当課への主要事業ヒアリングを実施し、平成29年度津和野町中期財政計画を策定する予定としております。

なお、個別の、大型の今後の事業についての財源確保の御質問もあったわけですが、このうちケーブルテレビにつきましては3年計画でありまして、半分について総務省の補助金の獲得に動いております。今年度は、ありがたいことに補助金申請の8割を認めていただいて、残りは過疎債、大変有利な起債のものでありますが、これで約8億円近い事業を進めていくと。来年度も約7億規模、それから再来年度は3億規模かと思っておりますが、引き続き、ケーブルテレビ事業予定しておりますので、なかなか総務省の補助金の獲得が非常に厳しい状況でございます、そういう中でも、少しでもこの補助金が導入できるように、来年度以降についても努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、津和野駅前整備事業、それから日原賑わい創出拠点づくりにつきましても、これも社会資本整備交付金等々、国の有利な交付金を活用してやってまいりたいと思っております。着実に進めていきたいというふうに思っております。

それから両庁舎の耐震化、それから山村開発センターについては、まだ具体案が出せる状況ではございませんけれども、庁舎のほうについては合併特例債、あるいは防災・減災関係の国の有利な起債のものがございますので、そういうものも念頭に置きながら、さらに有利なものを、より有利なものを検討もしているというところでございます。

それから、何といたってもこれらの事業を進めていく中では、過疎債というものが非常に重要になってまいります。これも、全体的な枠の拡充ということを努めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、この点についてもしっかり国のほうへの働きかけを行って、努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、もう一つ追加でお答えをさせていただきたいわけですが、昨日、岡田議員に老人保健施設せせらぎの御質問をいただいたところでありまして、そのやりとりにおいて、我々がした回答において、医療についてはしっかり支えていくけども、介護老人保健施設についてはある程度の自己努力で、支えないというようなニュアンスの誤解を受けるのではないかと、そういう御指摘を受けたところでございます。そうした中で、きょう、後山議員から財政的な御質問をいただくんで、それに関連して議長のほうから御助言をいただきまして、誤解を生まないように町の考え方をもう一度しっかりお伝えをしたほうがいいんじゃないかということでございますので、改めて、すぐ終わりますのでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、財政が厳しいのは間違いのないわけでございますけれども、医療と介護につきましては、これは町民生活の根幹をなすものでございますので非常に重要なものでございます。こうした中で、病院、診療所、

それからせせらぎ、これらも町が、財政は厳しくとも最終的にはしっかり橘井堂とも連携をして、そしてこれらが維持されていくように、責任を持って支えていくという覚悟でございますので、このことも財政と絡めて、この場で改めてそのことを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長も、国よりの財政確保も大変なことでありますが、ひとつ、適切な財政運営を期待をいたしまして、一般質問を終わりたいを思います。どうもありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問は終わります。以上で、一般質問を終結します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程、全て終了いたしました。本日は、これにて解散といたします。

午後1時55分散会

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 29 年 9 月 15 日 (金曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 9 月 15 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 89 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 3 町長提出第 90 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 4 町長提出第 91 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 5 町長提出第 92 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 6 町長提出第 93 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 日程第 7 町長提出第 105 号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 8 町長提出第 106 号議案 平成 28 年度 (繰越) 津和野中学校グラウンド
整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 89 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 3 町長提出第 90 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 4 町長提出第 91 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 5 町長提出第 92 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 6 町長提出第 93 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 2 号)

- 日程第7 町長提出第105号議案 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
日程第8 町長提出第106号議案 平成28年度(繰越)津和野中学校グラウンド
整備工事請負契約の締結について
日程第9 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告について

出席議員(11名)

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	5番 草田 吉丸君
6番 丁 泰仁君	7番 寺戸 昌子君
8番 御手洗 剛君	9番 三浦 英治君
10番 京村まゆみ君	11番 板垣 敬司君
12番 沖田 守君	

欠席議員(1名)

4番 岡田 克也君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

議席番号4番、岡田克也議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入る前に、お手元にお配りをいたしました。昨日報告がございました中で、議員の質問に担当部署から即座のお答えができなかった回答をお配りをしておりますので、これをごらんいただきたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第89号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） おはようございます。

この津和野教育魅力化推進協議会ということで、非常勤の報酬ということで出ているんですけども、この会議を新しく設置をするということでしょうか。内容的なことも少しお知らせください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） おはようございます。

先ほど京村議員からの御質問ですが、新たに会議を設置するということです。事業目的等については、また新たに津和野町としての18歳を目指す子供たちの像を明確にして、0歳から18歳までの学校の校種の壁を越えて教育活動の実践を行うために、教育支援の充実を図るということです。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今まで0歳児からの人づくり連携会議というものが設置されていて、そこは管轄というか、あれは教育長が、次長が主になってやるというような形の会議が今までありますが、それに中学校、小学校の先生を入れるという形でやるのではなく、また新たにつくるということになれば、今の0歳からの人づくり会議のほうはどうされるのかということをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、京村議員さん言われたように、0歳児からの人づくりの連携会議があるわけですけども、これは庁舎内、いわゆる役場の部署の中での協議をずっとやってきております。時によって、外部からオブザーバーを入れて会議を、そう

いう形で会議を進めておりますが、今回これを設置するに当たっては、県が今年度から島根県の教育魅力化ということで、新しい補助メニューをつくられました。それに津和野町としても手を挙げて、0歳児からの人づくり事業でずっとやってきたものを、さらに充実をさせていきたいということで県の補助金をいただくということになったわけですけれども、県の補助メニューの条件として、そういった連携会議、こういったものをつくらないと、その補助をいただくことができないということでございまして、ベースは0歳児からの人づくり会議がベースにはなりますけれども、外からの、いわゆる一般の方、PTAの代表の方とか、そういった方も入れた中で全体の魅力化を協議をしていくと、そういう形で0歳児からの人づくりは、この組織のいわゆる実動部隊のような形での協議になろうかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） この構成メンバーはどのようなことで。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 現在検討しているところでありますが、先ほど教育長が申し上げましたが、小中高の校長先生とPTA会長、あと公民館長、高津川清流理事長さん、あと保育園の保護者の会長さんと教育魅力化のコーディネーター等を考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第89号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第90号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第90号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、20ページからです。13、定住対策費の積立金なんですけども、津和野町定住支援体制整備基金積立金のこの積み立てた後の用途について、詳しくお知らせをお願いします。

それから、38ページの保健衛生総務費の委託料の健康情報管理システム委託料なんですけども、これ以前も聞いたような気がするんですけども、どういったシステムを整備されて、どのように活用されていくのかをお願いいたします。

続いて、次ページの40ページなんですけども、農業委員会の委託料、農地情報公開システムなんですけども、これが連携対応業務委託料とあるんですけども、これもどういったものなのかをお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどの御質問でございます。過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金ということで、これは平成27年の4月に島根県のほうで、この交付金が交付されるということで制定をされたものということで、毎年、限度額的には200万円ずつ歳入がございます。ことしが3年目ということで、議員御質問の用途につきましては、この定住関係、定住フェア等のPR、それからつわの暮らし相談員等の配置に係る消耗品、それからお試し暮らし住宅、空き家情報バンク、ふるさとUIターンの集い、あと津和野高校支援事業等に使いまして、対象事業につきましては今年度4,831万3,000円の事業費のうち200万円が、この交付金の財源ということでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

健康情報管理システムについてでありますけども、以前も聞いたというのが、ちょっと私のほうではよくわかりませんが、このシステムは旧津和野町の時代から、平成17年度から使っておるものを現在も利用しております。

内容的には、母子保健、予防接種を含むところではありますが、それと成・老人システムが入っておるもの、現在のものは島根県の統一の問診内容であるとか健診内容を個人ごとに台帳管理することができないようなものと、システム上、システムが古いがためにそういうことになっています。これを、県内の市町村ほぼ全てのところが新しいシステムに替えておるんですけども、本町はまだ変更していないというところ、また現在、国のほうで対応していますマイナンバー制度に統一をして、県下で統一管理を今考えておるんですけども、その辺のところでもマイナンバー制度にも対応したものであるところを考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 農業委員会の農地情報公開システムの委託料であります、これは全国の農地ナビというものが今現在動いております、全国農業会議のほうを担当しておるわけですが、その農地の移動等があったり、田畑であっても明らかに山林であるところを農業委員会のほうで農地パトロールをして、ここは山林であるということで農地から除外するというような作業をしておるんですが、そういったものの更新のためのデータを入れ込むための経費が、この委託料にかかってきます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。6番、丁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) まず、19ページ、総務費の工事請負費、小柴邸の件ですが、1,134万と、これのタイムスケジュールを——解体から新建設までの——できましたら教えてください。

それから、49ページ、商工費、負担金補助及び交付金800万の伝統的建造物保存事業費、これ何件なのか、それから詳細がわかりましたらちょっと教えてください。

以上です。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 今、工事請負費のほう、1,134万円ということで、基本的には小柴邸を買い取らせていただいたところで、あそこの家屋、それから蔵、そういったところを今回取り崩しを行う予定にしております。今その辺の設計について協議をしておりますが、詳細なところにつきましては、今後実施設計のほうを行いまして、工事に着手するのは12月ぐらいから入りたいということで、年度内にはここを更地にさせていただいて、来年の事業として定住住宅PFIで実施するというような方針でおります。

○議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議員御質問の伝統的建造物群保存事業費補助金でございますが、対象物件は1件でございます。現時点では新丁でございます、いわゆる旧やんちゃ林について、往年の姿に復元をしたいというつもりでおります。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。10番、京村君。

○議員(10番 京村まゆみ君) 18ページ、総務費企画費で141万4,000円の教育コーディネーター業務委託料が出ています。82ページの教育費ひとづくり事業費のところにも142万1,000円の教育魅力化推進コーディネーター業務委託料というふうに、同じような金額で2つ出ているんですけれども、この2つは連動性があるものというか、一緒に何かするというような形なのか、全く違うものなのか教えてください。

それと、20ページのところで、第三セクター合併に伴う新会社設立創業費負担金296万4,000円ということですが、負担金ということで、その新会社が負担するの

は幾らぐらいなのかという部分と、23ページのなごみの里の修繕費についても、空調設備の改修で3,550万円のところも、新会社のほうの負担割合はどんなふうになっているのかをお知らせください。

それから、43ページの林業総務費のところでも12万5,000円と、林業振興費のところでも77万円の旅費の補正がありますが、これの詳細をお聞かせください。

それから、46ページの商工総務費、時間外勤務で100万円の補正、それから67ページの教育総務費事務局費で時間外が120万円ということになっていますので、これも少し内容をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、19ページの津和野町教育コーディネーター業務委託料141万4,000円でございます。これにつきましては、中村純二君という、今まで津和野高校の魅力化に取り組んできた方ではありますが、この方が町全体的な教育魅力化のコーディネーターとして、今、日原中学校のほうへ常駐しながら業務を行っております。

今回、先ほど教育長からありましたように、県の魅力化推進事業の総括プロデューサー一配置交付金ということで、今回歳入として、上限700万の2分の1の交付が決定したということでもあります。

私どもが、この141万4,000円を計上したというところでいいますと、今回、当初予算で事業を委託料としてつわの暮らし推進課のほうから委託料を出しているということで、今回の教育委員会のこの事業に合わせて、魅力化支援事業のところの部分に加えて、0歳児からのプログラムというような事業を追加をさせていただいて、その部分について委託料が141万4,000円、従来の当初予算で計画したよりも追加したのとして、今回上げさせていただいたということでもあります。

この教育プロデューサーの関係でいいますと、中村純二君というのは、今回つわの暮らし推進課のほうで予算措置をしておりますが、教育委員会のほうの所管も含めて総合的にやっていただいているということで考えておりますので、議員が御質問になった個別に今上げているような状況ではありますが、人物的には同じ人が、この教育の魅力化について取り組みを行っているということでもあります。

それから、21ページの第三セクター合併に伴う新会社設立創業費負担金ということで、これについては3者の合併を、基本的には町が主導してきたということでもあります。会計システム等、それから備品消耗品、そういった部分については合併に伴う経費として、今回全額を町から負担をさせていただいて、この合併を進めてきたというところで296万4,000円を計上させていただいたということでもあります。

それから最後に、なごみの里の空調の関係でございます。この指定管理者の協定というところに施設の管理というところをうたっております。指定管理者ということで、当然そういった事業を指定管理者が行っていただくと、何かふぐあいがあったときには、

その設備を修繕をするということになります。これについては施設の一体的なものか、そうではなくて営業的なものかということで、一応費用負担の基準を設けております。その費用負担の基準に基づいて、今回のエアコンにつきましては10分の10の町負担として、今回3,500万円の予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、43ページの林業総務費の旅費のほうでございますが、これは県が主催する研修——高知県のほうで行う研修なんです——それに対する負担金が2万6,060円、それから全国源流の郷協議会というのがございまして、ことしのサミットが東京で開催されるんですが、それに対する職員2名の旅費分。というのが、来年度、全国源流の郷サミットは当町で行うことになっておりまして、来年度に開催する内容等について、今回は参加して勉強して帰るということで、その不足分、当初予算からの不足分として9万8,560円を予算しております。

それから、林業振興費のほうですが、旅費のほうは美しい森づくりの関係で県から補助金をもらっておるんですが、その研修は美しい森づくりのメンバーであれば補助対象なんです。職員は補助対象ではありません。そういった旅費が、委員の旅費で山林バンクの研修で鳥取県のほうに行くのが14万8,560円、4名分、それから岐阜県の文化アカデミーというところで研修するのが50万1,340円、7名分の委員の旅費、それから職員が1名分ずつで3万7,140円と7万1,620円という内訳になっております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 47ページ、職員手当100万円の増についてでございますが、商工観光課も近年いろんな業務が多岐にわたってきておりまして、どんどんいろいろふえてきている状況でございます。そういう中で、今回人事異動に伴いまして、1名新たに課員がかわったということで、前業務との引き継ぎ等も含めて、また、なれでもおらない部分もあって、若干ふえてくる部分がございます。

特に、商工系では山口県の山口県央連携、また日原賑わい創出の実証実験等も具体化してくるということがございます。

また、観光におきましてはやまぐちDC——デスティネーションキャンペーンの、ことが本番ということと、来年が山陰DCのプレと、来年がまた山陰のデスティネーションキャンペーンになりますので、その前段のイベント、またエクスカージョンといういわゆる説明会等の関係もございまして、そういったことがあると。さらに藩主入城400周年あたりにつきましても、想定よりは、こちらがいろいろ調整する部分がふえてきている部分もございまして、そういった部分と。

また、歴史関係では、これも1名——済みません、もう1名人事異動でふえてきたということもございまして、初めてということもございまして。

さらに、これから具体化してくると思いますが、城山の整備につままして、現在いろんな調整を進めているところで、かなりの、これは調整を伴う必要がございますので、そういった段階での業務がふえております。

東京事務所等につまましても、東洋大学との連携が充実してくる中で調整業務、さらに東京において、やはりそれだけ東京事務所の色を出していくという上でもイベント等に参加もふえてきております。少ない人員でやっておりますので、どうしてもそこに無理が出てきておるといところがございまして、相対的に全体通しまして100万円の増をお願いをさせていただいておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほどのつわの暮らし推進課と分けておるかどうかという形がありましたが、教育魅力化のコーディネーターのことですが、うちのほうは人件費として96万3,000円、これは魅力化の協議会等の会議の諸費ということと、あと旅費等を含んでおるところです。ですので、教育魅力化コーディネーターという形で教育委員会分ということで上げております。

時間外についても、見込みではあります、今後業務が多々ありますので、120万ほど上げさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今のひとつづくり事業のことがちょっとよくわからないんですけども、委員報酬のほうはわかるんですよ、さっき採決したあれだと思うんですけど。教育魅力化推進コーディネーターの委託料が142万1,000円あるというのが、先ほど出た中村純二さんに、同じ人に行くということですか。

それと時間外のほうも、何かすごく大ざっぱに120万と言われたんですけど、それも、もう一度教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） ちょっと説明不足で申しわけありません。中村純二さんではなく、ほかの人です。教育魅力化の関係のコーディネーターについては。

時間外については、先ほどちょっと説明不足で申しわけありませんでしたが、近県等、今から事業がたくさんありますので、今の要望等で計算したところ、120万という数字が出ております。

○議長（沖田 守君） わかりましたか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） わかりません。魅力化コーディネーターのところなんですけれども、別の方ということは、結局、内容的には、今企画費で上がっている分も0歳からという話でした。教育委員会からも0歳からという話なのに、それがまたばらばらな人をコーディネーターに置いて、何か船頭ばかりたくさんいて、1つの事業というか、町として統一性があるのかなのかというのと、結局、財源が県からだからといところはよくわかるというか、それがあつのでつけなければいけないみたいなこと

はわかるんですけども、県からの予算だけでも、生きたものにならないと意味がないので、何かちょっとそこの辺がすごく曖昧で、もう一度はっきりお答えしていただきたいのと、120万という時間外の予算を、先ほど観光課のほうはさまざまな事業を言われました。教育委員会についても人員が足りなくてというところもわかりますが、その積算根拠のようなものもないのに、ここで私たちも——私たちというか、私は認めてもいいものだろうかと思ってしまいますので、その辺、もうちょっと詳しく御説明ください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育長（世良 清美君） コーディネーターにつきましては、今、中村純二さんが日原中学校のほうに一応おられて、小・中をつなぐ形をとられております。中村さんも全町に行けばいいんですけど、全町に手が回るというふうになかなかならないというところで、せっかくこういう形で県の補助金がいただけるので、その分をいわゆる津和野地域のコーディネートにもできるような形の人材を募集をしたいということで、こういうことで予算をつけたところでございます。

ですので、実際その方が見つかるかどうかというのは、今からこの予算をつけていただいた後に募集をする形になりますので、いるかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういう形で、要はそれぞれの地域でコーディネートをしながら、全体でまとめていくという、そういう形を今イメージをしておるところです。

それから、時間外につきましてはですが、当初のうちの積算でいきますと、前年度の時間外の様子からして、現在の時間外がついておる手当の金額では圧倒的に足りないということで、それぞれ積み上げて、今までやってきた時間外から、今から予定されるいろんな行事の時間外の積み上げを積算をして、全体でいきますと222万5,000円ぐらいが金額上は上がってきます。ただ、その辺の努力の中で、今残っている分等引いて必要額ということで積算をして、本来の要求としては160万ちょっとを要求をしておったところでございますけれども、財政上の都合等もあって、もう少し自助努力をなさいたいということで、40万ばかりは削られた形で120万という金額がついたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 42ページであります。林業振興費の中の貸付金、津和野町有害鳥獣被害対策協議会への貸付金が813万8,000円ということでありますが、この協議会へ貸し付けをする、協議会での事業内容、これについてお教えいただきたいと思っております。

それと、56ページ、土木費の中で道路新設改良費で、工事請負費で設計変更による1,380万の減というふうになっております。既に奥ヶ野東線等は工事着工をしておるというふうに思っておりますが、この減額することの内容といたしますか、どのように変わるのか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 津和野町有害鳥獣被害対策協議会への貸付金ですが、これは国の補助金が後で出てくるために、協議会としてお金がないので、その間、町のほうから貸し付けをして、中身につきましてはメッシュ柵が主なんです、各集落ごとにメッシュ柵等々を要望があったところに配付するための経費が主でありまして、あと残りのほうは猿の駆除用の囲いわなとか、イノシシの箱わなとか、そういった経費に使われるものであります。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） ページは57ページになりますが、奥ヶ野東線の工事請負費の減でございますが、奥ヶ野東線は辺地債で事業を行うこととなっております、当初は3,000万の事業費で予算化をさせていただいておりましたが、その後において津和野町の辺地債の計画に変更、要するに減ということになります、その1,000万の減によりまして、このたび、この1,000万の減ということで補正をかけさせていただきます。

そうしますと、工事はもう既に発注されておりますが、これを見込んで、今工事を発注しております。進捗のほうは御心配だと思っておりますが、今年度は約100メートルの工事をさせていただきます。次年度以降は、あと2カ年ぐらいかけていきますと、この奥ヶ野東線は完了をするものと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 19ページの野球教室 in 津和野事業委託料、これのちよっと内容をお聞かせください。

あわせて、23ページの町営バス購入、沼原線が新しいルートが入ったということでの購入と思いますが、今までの車では対応、当然できないから購入されるんと思いますが、何人乗りであるのか、それと町全体で、今バス、どれぐらいの数があるのかがわかればお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 野球教室でございます。これについては、元ロッテの黒木選手が指導していただくということで毎年行っているものであります。80万円の内訳といたしましては、人件費的なところが39万円、それから企画費として15万円、それから旅費、交通費として31万1,000円ということで、今後は中学生を対象として野球教室を実施していくということで、これについては、例年、ことしが何年目でしょうか、3年目のところで継続して事業的には今やっているということで、ファウンディングベースの活動費等を財源に、これは地域おこし協力隊ということになります、その活動費を財源に80万円を野球教室に充てたということであります。こ

れの財源的なところも、例年と変わりなく同じような形でやっているということであり
ます。

町営バスの関係でございます。議員御指摘のように沼原線ということでありまして、
来年の3月末までは実証実験ということで、今、防長交通と同じような形の中で3便を
運行するというようになっております。1便はデマンド交通という形の中でありませ

今回、これは学生さんも朝のところは乗られるというところで、一応私どもとしては
10人乗りのハイエースワゴンというところで考えております。4輪駆動ということで、
今から発注をしないと来年4月に間に合わないということで、3月末までにはどういっ
た形で町営バスとして運行するかというのは、12月の時点ぐらいのところでは地元とま
た協議をさせていただいて決定をしていこうということにしております。ちょっと台数
については、今、資料持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 歳入のほうの15ページなんですけど、合計で1,054
万6,000円ということで建設課で出ているんですけど、いただいた説明のところで中
国電力負担金とか青原停車場線改良補助補償費とかいうのがあるので、ちょっとわかり
にくいので、そこを教えてくださいなと思います。

もう一つ、79ページなんですけど、森鷗外記念館費、収納資料等薫蒸作業委託料、こ
れは鷗外の書籍を購入したことに関してする作業なのかな、どんな作業なのかなとい
うのを教えてください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員御質問の件ですが、歳入のところですが、1,054
万6,000円ですが、内訳は二つありまして、一つは県道の青原停車場線の改良工事、
現在、島根県において行われておりますが、その中で青原住宅の集会所が移転にかか
ると、補償物件ということになりまして、これが島根県のほうから854万8,000円
の補償料をいただけるということです。

それからもう1件は、津和野の中座にあります高崎亀井邸跡児童公園の石垣がはらん
でおります。これは、中国電力さんの支柱が、その石垣の中に突っ込んであって、それ
が多少影響しているということで、中国電力さんと、この石垣の修復について協議を
してまいりました。その中で、中国電力さんのほうからも負担をしていただけるとい
うことになりまして、それが199万8,000円ということで、これが歳入に上げさせて
いただいているところです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 森鷗外記念館の薫蒸の件でございますが、種市コレクシ
ョンのほうからいただきました収納資料の分の関係で、一式薫蒸をかけるということで見

積もりをいただいております、それがこの金額に、60万4,800円という形になります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、49ページのJRの宿舎の解体の件でちょっとお尋ねをいたしますが、これは解体するんじゃない、当然騒音も出ます。前みたいに、SL館みたいなような事故のないように、ひとつ十分に注意していただきたいですが、この解体するのに地中ばりまで全部撤去されるんですか。この建物が建っているこの下へ、まだ深い地中ばりちゅうのがあるんですかね。それまでをとるか、それともこの舗装まで、舗装ができる範囲でおくのか。地中ばりまでとるということになると相当な量と費用もかかると思うんですが、あそこの後の計画によっては、舗装から10センチなりと下げて、その程度でおかれるのか。そうすると解体費も相当違うてくると思うんですが、一応どういうふうな設計をされておるのか、それをお聞きしたい。

もう1点、伝統的建物の保存群がこのたび出ておりますね。これで保存地域が、このたびまた変わってきとるんですが、どういうふうな——地区ですよ——地域が、今までは本町を中心にして新丁、万町があったんです。それがかぎ括弧みたいに、ぐっぐぐぐ、指定がしてありました。それが今度は、東殿町をずっと全部一本に通してあります。どの家も対象になるというふうなことになるようでございますが、伝統的建造物群の保存事業でも、国も県も町も銭を出すんですから、もっとそこらあたりがどうなのか。今回。また新丁のほうで1件申請をされておるようですが、伝統的建造物ちゃ、どのような、明治に建ったもんか、大正に建ったもんか、どれを基準にして言われるのか。今指定されとるもんにはいろいろあるわけです。建物の古さもあれば、あれもあるんですが。そういった基準を設けると、もうなし崩しに小口からずっとやっていくようなことになるんじゃないかちゅうことが懸念されるんですよ。今まで何件か、下間さん、財間さん、俵さん、大谷金物店というところがずっと、吉尾もそうですが、そういうふうにしてやってこられておりますが、こういうことが小口からずっといくようになると大変な財政負担になろうと思うんです。どこで線引きをするのか、伝統的保存群の建物とはどこを基準にしてやられるのか、それをちょっとお聞きしたいです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 49ページ、まずJRアパートの解体撤去の工事請負費の関係でございますが、平面図的には、見る限りでは、その上に新たな構造物を建てるという予定は——有料駐車場の一部にほとんどがなってくるというふうに思っておりますので、議員の御指摘のように、なるべく工事費を当然安く抑えたほうがええと思っておりますので、私も深い、工事の内容を具体的にどこまで掘るかというまではちょっと記憶しておらんところなんです、予想ということではいけないかもしれません。何でしたら、また改めて調べた上でお知らせをいたしますが、今の想定し得る限りでは構造物

を建てる必要はないので、いわゆる有料駐車場の一部と歩道が入ってくるということになるとと思いますので、余り掘り下げないのではないのかなというふうに思っております。また調べて、これは御報告をさせていただきます。

それからもう一点、伝統的建造物群保存事業でございますが、ちょっと議員から御指摘がございましたが、いわゆる重伝建の地域自体は当初から変更しておりません。ということで、新丁通りも、通りに面した部分については対象地域に入っておったと、当初から。ということで、位置をはっきり覚えていないんですが、やはり旧やんちゃ林のはす向かいあたりを1件ほど、やはり同様に直しておりますので、地域については変更しておりませんで、当初から入っておる部分でございます。

それと、明治、大正、昭和と、どの年代のものをどう直すのかということでございますが、基本的に、それぞれ明治、大正、昭和があれば、その当時に建てた形に直すというのが、修復をするというのが重伝建、いわゆるこの事業の基本でございますので。そういった考えで、今回やんちゃさんの場合は——ちょっと年代まで私も記憶をしていないんですが——当初あった形に戻していくということでございまして。

また、物件につきましては、特定物件と非特定物件、特定物件でない部分がございます。特定物件については補助率がかなり充当して、より高い補助率になりますが、そうでないものはぐっと下がったものになるということで、基本的には皆さんに御同意を受けた上でこの地域を認定させていただいておりますので、当然、予算に限りがございますので、例年でしたら、文化庁あたりからは、始まったばかりですから、年3件ずつぐらいはやってほしいというような御意見もございますが、なかなかそういうわけにもいきませんので、そういうところも踏まえて、御要望と、やはりこれもいわゆる審議会がございまして、専門の先生に入っていた中で、どの物件から直すべきかということを慎重に審議いただいて、重要度のあるものから直していこう、また、このままほっておくと倒壊してしまうおそれというようなものも、やはりその辺の緊急性のような点についても配慮をしております。今回、やんちゃ林さんの場合も、もう上から雨漏りがするような状況でございまして、このままほってもおかれないということもあったのも、一つ、選定の理由になったのではないかと思います。

そういった形で、専門家の意見を入れながら、慎重に判断して、財政の面で許される範囲内で、一つずつ着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） しつこいことを言うようですが、この重伝建の区域指定が、今までは課長言われたとおり、新丁はかぎ括弧に皆なとったんです。それは図面持って、赤線が入れてあるけ、私も持つとるけ言うんですよ。それが、このたびいろいろ聞いてみますと、役所のほうで聞いてみますと、もう万町や何かは真っすぐに、両サイド全部該当するというふうに言われたんです。それじゃから、そういうことがあるんなら、もう……。この基準ちゅうのが、どこがどういうふうな基準でやられるんか全く

わからんですよ。今、やんちゃ林や何かも、はよう言や飲み屋さんですから、ここの屋根が今ああいうふうな状態で、それを今度修復されると。ちゅうことになると、いろいろ町内でも問題が出てくると思うんです、非難の声が。そうすると、小口から、もう古い家は全部やっただけのんかというふうなことになりますんで、どういう審査基準でこれが通ったんかわかりませんが、もっと慎重に私はされるべきじゃないかというふうに思います。伝統的な建物であれば、それはまた問題は別であります。はよう言や財間さんとか、ああいうふうな古い建物なら私らも納得しますが、これも、国、県、町の負担金が要るんですから、そのところをようあれをしていただきたい。また、区域をよう調べておいていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘の点でございますが、考え方もいろいろあるかというふうにも思います。ただ、これは御理解をいただきたいところですが、やんちゃ林が、やんちゃ林ができた当時の形にしようということではございません。それ以前の形に戻すと。当初、事務所的なものであったというようなことでちょっと記憶しておりますが、当初あった形に戻しますので、中をどう使われるかは、いわゆる空き家を今回、これも重伝建で直した上でイタリアンレストランにした例もございますので、中をどう使われるかは、やっぱり御自身、所有者の方の当然自己負担になりますので、内部については。その使い方というのはまたいろいろあるかもしれませんが、表側については、これについても当然自己負担もございまして、かなりの部分、国費が入りますが、自己負担、県費も入った上で町も負担することにはなりますが、表側をより景観を整えた形にしようということでございますので、居酒屋風に直すということではございませんので、そういったことを踏まえて、申し上げました大学の先生等も入りました審議会の中で、申請があったものの中から、御要望のあったものの中からどれから進めようかということ慎重に審議をいただいた上で適用させていただいております。そういったことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 67ページの教育諸費ですが、委託料でスクールバス運転委託料、これは対象というか目的がはっきり書いてありますが、その下の調査設計業務委託料、これが何のことかわかりません。例えば、前ページの防災ハザードマップ作成業務委託料、このように目的がはっきり書いてあればわかるんですが、結構な金額で460万1,000円、この説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほどの質問でございますが、初日の日に総務課長のほうが説明をしておりますが、教育費の教育諸費の委託料として上げとるのは、地籍調査のための日原図書館実施設計委託料460万1,000円という形です。内容につきましては地質調査、地質解析業務ということで、ボーリング調査等を考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） できれば、簡素にでもいいですので、巻頭にそれを入れておいていただけるとわかりやすいと思いますが。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君に申し上げますが、29年度一般会計補正予算概要というのがお手元にお配りしてありますが、そこには、そこそこ内容が記載してありますから、それも参考にして質問していただきたいと思います。

ほかにありますか。ただいまの質問は回答が要りますか。（「要らないです」と呼ぶ者あり）ほかにありますか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 委託料と補助金の関係がいまいち、ぴんとこんのんですけども。23ページの地方創生推進事業費の中の日本三大芋煮事業委託料が減額して、補助金として同じ金額が上がっております。それが、47ページの商工振興費の委託料の中で日本三大芋煮事業委託料が9万2,000円上がっております。この関係性がどうなっとなるのかということをお聞きします。

あわせて、39ページの保健衛生総務費ですけども、その委託料、これが食生活改善推進協議会委託料24万減額、それが今度、補助金として24万上がっております。これも、当初予算がどこでどうなっとなるかちゅうのもあるんですが、この時期にこういうふうに組み替えるというのは、何か特別事業があるのか、補助金と委託料を組み替える理由をちょっと説明してください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、23ページの日本三大芋煮事業委託料から協議会補助金への組み替えでございますが、これは日本三大芋煮の事業につきましては、農林課におかれる6次化の中に組み込んでいただいて、なるべく財源を確保したいという思いで、農林課と協力しながら申請をさせていただきました。この時点で、要はそこまで思いが至らなかったということなんですが、こういった形で三大芋煮のイベント等を含めて、地元での開催のイベントについて、日本三大芋煮のイメージをもっと出していこうということで委託料を予定しておったんですが、要は、それを協議会にお支払いする際に——商工会が事務局になりますので、委託料で組むと消費税が発生すると。それで、語弊があるかもしれませんが、もったいないので補助金にさせていただくと、要は消費税分も事業の中で使えるというところがございまして、そういうことで補助金に組み替えさせていただいたという、当初のところまでそこまで思いが至ればよかったんですが、ちょっと至っておらんかったというところでございます。

それから、47ページの商工振興費の委託料9万2,000円でございますが、これは先ほど申しあげましたように、農林課と一緒になった6次化の中で、ある程度予算内容を決めて申請をさせていただいておりますので、この日本三大芋煮というイメージを生かした——今回は、つわの芋煮と地酒の会ということで開催をいたしますが——そのポスター等の作成について、作成経費まで、ちょっと含めていなかった部分があって、

これについては町単で作成をさせていただきたいということで予算計上をさせていただいたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 保健衛生総務費の食改に対する委託料から補助金への組み替えについてであります。これ、去年も委託料で恐らくついておったものだと思います。私のほうが4月からこの課長になりまして、食生活改善推進協議会に対する総会に出たりお話を聞いたりする中で、通常、委託料というのは、町のほうがお金を出して、これをやってくださいということをお願いするような業務が委託料になるわけがあります。しかしながら、今回このお金に対しましては、内容を精査するに当たりまして、食改のほうに何かをお願いしてやってもらうのではなくて、いわゆる食改の各地域への運営費補助というような要素がかなり大きいということがわかりました。そのことを、今回、財政のほうと協議をしまして、それなら正規の形として、委託料を落として補助金のほうに変えようということで組み替えをさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） ということは、食改に関してですけども、そういう精査を今回したんだから、来年はそういうような出し方で当初からやれるということで理解していいんですね。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 当然、今後は補助金という形で上げていきたいと思えます。ちなみに食改のほうの総会の資料のほうには、町からの補助金という形で決算書が上がっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第90号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第4. 議案第91号

- 議長（沖田 守君） 日程第4、議案第91号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。
- 議員（2番 川田 剛君） 歳出12ページの高額介護予防サービス費相当事業費で、説明で償還分ということだったんですけども、どういった場合に償還が発生するのかというのをお願いいたします。
- 議長（沖田 守君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土井 泰一君） これにつきましては、今年度から始まりました総合支援事業につきまして、いわゆる要支援1・2の方がサービス利用された場合に、当初予算段階では要支援1・2の方ですんで利用額も少ないということで、高額療養費の償還分を予算計上していなかったんですけど、現実的に今回始めてみまして、今のところ二、三件程度出てきておるということで、今回上げさせてもらった分です。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
これより、議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第91号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第92号

- 議長（沖田 守君） 日程第5、議案第92号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。
- 議員（2番 川田 剛君） 済みません、12ページ、歳出の水道統合認可の変更設計業務委託料というのが上がっているんですが、これがどういったものなのかというのと、また下の設計業務委託料についてもお知らせをお願いします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 簡易水道統合認可変更の業務変更委託料の330万でございますけども、来年から公営企業になるということで、今4簡易水道がありますけども、それにプラス各飲料供給施設等の統合という形を発生させなくてはいけないということでございます。その中で、当初はその分の認可変更ということで、当初計画で計上させていただいております。

今後、水道事業に関しまして、日原地区のクリプト対策等の事業を今後実施していきます。そういった部分についても認可の取得の変更が必要になってくるということで、毎年毎年、認可変更しますと300万、400万というのが毎年かかってくるという形が起きますので、今回追加させていただいて、そのクリプト対策の分の変更についても一斉に調査をし、認可変更していきたいと、それで補助金を取っていきたいということでございます。

それから、設計業務の委託でございますけども、これにつきましては二俣橋の接続の布設工事の設計委託料が、この設計委託料でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 確認ですが、いわゆるクリプト対策を1個1個やるよりは、もう一遍にやってしまったほうが早いって話なんですか。じゃあないんですか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 早い遅いは関係ございませんけども、経費的に、例えば来年度、日原の第四水源地のクリプト対策を今考えております。その次に第一水源のクリプト対策を考えているんですけども、補助金を取る上では、今、浅井戸等で認可変更で登録をされています。それをクリプト対策によって組織的に、形式が変わりますので認可変更が必要になってくるんですけども、それを毎年毎年、来年の分は当初に入っていますけども、再来年の第一水源地のクリプト対策の分をしとかなないと、また来年、認可変更の経費的なものが発生すると。ですから、その次その次の計画のときに認可変更を行うと、認可変更の経費が毎年毎年300万から400万かかってくるという部分で、今回まとめてすれば、一応4カ所、第一、第三、第四、横道ということをクリプト対策計画をしておりますので、経営戦略の中でも計画をしておりますけども、そういった部分も含めて、今回変更していきたいというふうに考えています。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 説明の中でもありましたけども、13ページの過年度分の還付金については漏水に伴うものということでございましたが、これは、よく管が凍結して壊れて相当の水が漏れたと。その分について、本人の負担ではなくて町側の責任で云々というようなことで還付されるのかなと思いますが、この事情と、何件ぐらいそういうものが対象があるのか、その辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） この償還金利子及び割引料でございます。この分につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられた分の過年度分——現年分につきましては漏水で現年の調定を落とすという作業になるんですけども、過年度分、28年度分の水道料金を還付する際は現年分から落とせませんので、ここの過年度分の還付金という形で予算を組んでおります。

当初組んでおりましたのが、数件であろうということで当初組んでおりましたけども、2月、3月、昨年の部分の漏水の申請が今年度になって出まして、一応、漏水が起こって、漏水の復旧を本人がされて、その後3カ月を見て、その差の3分の2を還付いたします。その関係で、若干、今回金額的な部分がちょっとおくれて出てきた関係で、3件ぐらい足りないということで10万円計上させていただいています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第92号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第93号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第93号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時半まで暫時休憩といたします。

午前10時11分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次の議案に入ります前に、環境生活課長、商工観光課長から発言の希望がありますので、これを許します。環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 既に議案第93号につきましては、先ほど可決いただきました。大変どうもありがとうございます。

その中で、事項別明細書4ページでございますけども、誤字がございました。年度が28年度になっておりますけども、29年度に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 失礼いたします。同じく、先ほど議案第90号におきまして可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

一般会計補正予算の中、後山議員さんから御質問いただきましたJRアパートの解体撤去に関します基礎部分をどこまではつるといふか、掘り下げるのかということですが、担当のほうに確認しましたところ、現時点ではまだ、概算で予算要求はさせていただいておりますが、今、詳細設計途中でございます。ただ、構造的には上に建てる予定はないのですが、舗装と歩道ができるということにはなるんですが、全体的に駅舎側からずっと勾配をなだらかに下げてくる必要がございます。そういった部分で段差ができないように合わせる必要があるので、単純にそれだけでは、ちょっと基礎部分がどれだけというふうには言い切れない部分がございます。そのあたりを含めまして、不必要に深く掘り下げるつもりはございませんが、そういった状況で、今進めさせていただいております。

日程第7. 議案第105号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第105号水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加をお願いをいたします案件は、契約案件2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第105号でございますが、水槽付消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第105号を御説明いたします。

水槽付消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の売買契約でございます。日原地区を担当しております第1分団に配備しておりますポンプ車が、購入後23年を経過し老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づき更新するものでございます。

ポンプ車の仕様につきましては、ターボつきディーゼルエンジン搭載のパワーステアリングつき4輪駆動車で、乗車定員6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は8社ございましたが、3社辞退されましたので、5社で9月11日に執行いたしました。落札率につきましては88.98%でございます。

契約の金額につきましては2,581万2,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は191万2,000円でございます。

納入期限でございますが、平成30年3月30日を期限としております。

契約の相手方は、松江市学園1丁目6番14号、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店、支店長小松幹昇でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。物品売買仮契約書の写しでございます。納入場所につきましては日原地区消防センターとしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第105号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第105号水槽付消防ポンプ自動車の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第106号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第106号平成28年度（繰越）津和野中学校グラウンド整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第106号でございますが、平成28年度（繰越）津和野中学校グラウンド整備工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第106号についての御説明をいたします。

工事名は、平成28年度（繰越）津和野中学校グラウンド整備工事でございます。

契約の方法は一般競争入札でございます。

契約の金額は、7,736万400円でございます。

契約の工期は、議決のあった翌日から平成30年2月28日まででございます。

契約の相手は、津和野町高峯566番地1、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役永吉伯亨さんでございます。

次ページ以降については、資料といたしまして、仮契約書の写し、それから表面排水計画図、暗渠排水図、グラウンド施設レイアウト図をつけております。

工事内容につきましては、側溝工448.6メートル、集水ます工7基、暗渠排水工2,448メートル、クレイ舗装工1万2,500平米等でございます。

入札の結果でございますが、9月11日に入札を行いまして、7社が応札しております。入札率は91.8%でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） ちょっと一、二点お伺いしますが、これは、中学校は4種の公認グラウンドになっておりますが、そのように復元していただけると思っておりますが、4種の公認グラウンドに、復元したらなるんですね。

それと、真砂土の購入土が計画してありますが、これは良質真砂土を10センチほど入れられるわけですが、これは山口県産の真砂土のほうが通水性が大変よくて排水にも適しておるわけでありますが、島根県産は粘土質が多くて、大変、滞水するような事態が起こりますんで、ひとつ、それも考えていただいて、なるだけ山口県産の通水性のよい真砂土を入れていただきたい。というのは、金額に影響してくるんで、つい私がお願いしてもそのようになるかならんかわかりませんが。例えば、災害で運動公園に全部残土を入れさせておきましたが、県がこのたび復旧してくれました。そのときに、島根県産の真砂土では透水性が悪いんで山口県にさせていただきたいと言ったら、県のほうもその要望を聞こうということで、津和野の運動公園も山口県産の真砂土にさせていただきましたが、中学校の校庭もそのような御配慮をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。何とかなるかいね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） まず1点ですが、現在、津和野中学校グラウンドは公認の4種でございます。基礎について、もし動かすことがありましたら、もとに戻すという計画になっておりますので、そのままと思います。

真砂土については、現在、島根県産を計画しておりますが、今後、ちょっと検討したいと思います。

○議長（沖田 守君） よろしゅうございますか。

○議員（1番 後山 幸次君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑はないようでありますから、終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） したがって、議案第106号平成28年度（繰越）津和野中学校グラウンド整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前 11 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第 9. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 9、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、委員会報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の委員長報告を受けることに決定いたしました。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。11番、板垣君。

○木質バイオマスガス化発電調査特別委員長（板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会報告書。

平成 28 年第 3 回定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の調査について、会議規則第 77 条の規定に基づき報告します。

- 1、調査事件。木質バイオマスガス化発電に関すること。
- 2、調査目的。木質バイオマスガス化発電に関する調査及び検討。
- 3、調査の経過。

第 1 回。平成 28 年 3 月 29 日、机上調査。調査の範囲、方法、資料要請など。

第 2 回。平成 28 年 4 月 5 日、机上調査。「森里海連環」による地域再生計画及び、木質バイオマスガス化発電所を中心としたサプライチェーン構想について。

第 3 回。平成 28 年 4 月 12 日、視察調査。高津川森林組合。

第 4 回。平成 28 年 4 月 21 日、机上調査。地域再生計画について。

第 5 回。平成 28 年 5 月 11 日、机上調査。第 3 セクターについて。

第 6 回。平成 28 年 5 月 23 日、視察調査。しまね森林発電及び、島根県素材流通協同組合。

第 7 回。平成 28 年 6 月 17 日、机上調査。中間総括。

第 8 回。平成 28 年 8 月 26 日、机上調査。発電規模計画変更、1,000 キロワットから 480 キロワットへ。

第 9 回。平成 28 年 12 月 9 日、机上調査。協議会の進捗状況について。11 月 14 日開催の協議会において、発電所の運営形態は第三セクターとしない。資金調達に対する債務保証及び経営に係る損失補償はしないことを確認。

第 10 回。平成 29 年 2 月 16 日、机上調査。計画の進捗状況について。

第11回。平成29年3月13日、机上調査。計画の進捗状況について。

第12回。平成29年6月5日、机上調査。計画の進捗状況について。

第13回。平成29年9月4日、机上調査。計画の進捗状況について。

第14回。平成29年9月14日、机上調査。中電との接続契約に係る負担金拠出について。

4、調査概要。

1、「森里海連環」津和野町の再生可能エネルギーによる地域再生計画について。（期間、平成27年度より平成32年度）

2、木質バイオマスガス化発電の事業化実現について。

3、中国電力との接続検討回答書について。

4、中電との接続契約に係る負担金拠出計画について。

5、「森里海連環」津和野町の再生可能エネルギーによる地域再生計画については、全町総面積307平方キロメートルのうち、90%を占める山林が生かされ、自伐型林業などUIターンを初めとした雇用の創出やエネルギーの地産地消で地域経済の循環が見込める。

6、地域再生計画の一つの手段であるバイオマスガス化発電所の建設・運営は民間主体で進めていくことになる。町としては資金調達に対する債務保証、経営による損失補償はしない。

7、中電との接続については、送電線の上位系統工事に4年8カ月程度を要するため、平成34年以降となる。

調査意見。

当事業は官民挙げての大型事業であり、今後さらに厳しい財政状況は容易に予測される。

附帯施設に関しては、町が国の補助金と一般財源、起債で設置するものであるから、発電所建設の資金計画や経営計画など、全てにわたって慎重に精査する必要がある。

また、山林境界など地籍調査が進んでいないことで、作業道の開設や木材の伐採搬出に困難が予測されるなど、諸々の条件整備をこれまで以上に進めていく必要がある。

しかしながら、当事業は、津和野町の豊富な森林資源を利用した再生可能エネルギーは地球環境に優しいだけでなく、なおかつ地域内での循環経済が期待される。また、自伐型林業を進めることにより、UIターン者の増加や雇用の創出が見込まれるなど、本町の地域再生計画実現の中核となると考えられる。

本委員会は、この報告をもって解散とするが、今後も進捗状況、中長期事業計画、収支計画等を議会に説明を求め、常に住民の意思に沿っての事業であるかを監視するものである。

平成29年9月15日、津和野町議会議長沖田守様、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようですので、委員長に対する質疑は省略します。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長報告についてを終了します。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回定例会は、本会議は9月28日であります。

本日は、これで散会といたします。御苦勞でございました。

午前11時08分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 29 年 9 月 28 日 (木曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 29 年 9 月 28 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 94 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 町長提出第 95 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 96 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 97 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 99 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 100 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 101 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 102 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 103 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 104 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 14 請願第 2 号 「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程第 15 発委第 3 号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書 (案) の提出について
- 日程第 16 発委第 4 号 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書 (案) の提出について

- 日程第 17 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 18 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 19 議員派遣の件
日程第 20 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
追加日程第 1 発議第 2 号 核兵器禁止条約に参加を求める意見書（案）の提出について
追加日程第 2 発議第 3 号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）の提出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 町長提出第 94 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 町長提出第 95 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 町長提出第 96 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 町長提出第 97 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 町長提出第 99 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 町長提出第 100 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 町長提出第 101 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10 町長提出第 102 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11 町長提出第 103 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12 町長提出第 104 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 14 請願第 2 号 「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願について

日程第 15 発委第 3 号 地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）の提出について

日程第 16 発委第 4 号 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）の提出について

日程第 17 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 18 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 19 議員派遣の件

日程第 20 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

追加日程第 1 発議第 2 号 核兵器禁止条約に参加を求める意見書（案）の提出について

追加日程第 2 発議第 3 号 核兵器の廃絶を求める意見書（案）の提出について

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	藤山 宏君	環境生活課長	和田 京三君
建設課長	木村 厚雄君	教育次長	渡邊 寛夫君
会計管理者	竹内 誠君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。9月の12日に初日を迎えた9月定例会も本日が最終日と相なりました。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成29年第6回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、御手洗剛君、9番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 議案第94号

日程第3. 議案第95号

日程第4. 議案第96号

日程第5. 議案第97号

日程第6. 議案第98号

日程第7. 議案第99号

日程第8. 議案第100号

日程第9. 議案第101号

日程第10. 議案第102号

日程第11. 議案第103号

日程第12. 議案第104号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第94号平成28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第12、議案第104号平成28年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。11番、板垣敬司君。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） おはようございます。

決算審査特別委員会審査報告書。

平成29年第6回9月定例会において、本委員会に付託された平成28年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第94号平成28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。賛成多数により認定であります。

議案第95号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。賛成多数で認定であります。

議案第96号平成28年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。賛成多数で認定であります。

議案第97号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。賛成多数で認定であります。

議案第98号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第99号平成28年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第100号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第101号平成28年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第102号平成28年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第103号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

議案第104号平成28年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。全員賛成で認定であります。

審査年月日、平成29年9月12日、20日、21日、22日、26日、5日間。

審査の結果及び概要、意見。

議案第94号平成28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度の歳入総額は95億6,255万7,997円、歳出総額は94億96万1,826円で、差し引き収支は1億6,159万6,171円の黒字決算である。

2、平成28年度基金残高は、一般会計基金39億1,592万3,249円、前年比2億6,226万5,580円の減である。一方、地方債残高は総額129億3,486万1,000円、前年比2億138万円増であり、町民1人当たりの負担額に換算すると168万4,000円である。実質公債費比率は10.9%で、前年度と変わらない。

3、町税については、滞納総額3,175万6,853円、前年比1,548万264円減で、大幅に減少している。県との併任制度による堅実な徴収努力の結果と考える。不納欠損総額は1,388万8,446円、前年比658万7,715円増となっている。遺産相続に係る財産放棄等で、不納欠損処理をせざるを得ない処置ではあるが、慎重に

行うべきである。町内の経済は、引き続き厳しい状況である。税の公平性の観点から、納税相談等これまで以上に取り組み、徴収努力されたい。

4、使用料は、住宅使用料の滞納額544万7,215円、前年比45万7,215円減。負担金は、保育料等の滞納額22万4,200円、前年比12万780円減である。これは、町税と一体となった徴収努力の結果である。住宅使用料については、これまでのように話し合いにより、分割納付を行う、連帯保証人に対しても滞納徴収を行うべきである。保育料等の滞納については、これまでのように話し合いにより、児童手当からの計画納付を行うべきである。厳しい経済環境の中で納められている方もある。自主財源に乏しい当町にとって、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

5、平成28年度のふるさと納税は1,036万3,000円であり、平成27年度と比較して354万1,000円の増である。平成20年度から28年度までの累計が5,039万1,717円となっている。自主財源の乏しい当町にとって、ふるさと納税の収入も貴重な財源となり得るものである。ふるさと納税の返礼品が、農業、商工業の振興、文化財や伝統芸能などの保護にもつながる。創意工夫を積極的に行い、魅力的なふるさと納税システムを構築されたい。また、その用途については、納税者の意思を尊重するとともに、住民に知らせるべきである。

6、職員の時間外勤務は1万2,370時間で、27年度より2,644時間減少している。時間外勤務手当は、対前年度比412万5,000円減、前年比10%減となっている。301時間以上の者が3名、健康福祉課2名、教育委員会1名である。200時間以上の者は、昨年度27人から16人に減少している。長時間労働は、心身に多大な影響を与えるため、適切な人員配置を図りつつ、組織内の連携を強化して、労務管理の徹底を図るべきである。

7、大きな不用額については、予算の管理上、3月補正予算で減額補正の処理を行うべきであり、事業の進捗状況の掌握と管理を徹底されたい。

8、文化施設の入館者数は減少傾向にある。教育施設であると同時に観光施設である。観光振興計画の事業展開と相まって、入館者の増加対策を講ずるべきである。安野光雅美術館の館外展が好評で、物品売り払い収入も多くなっている。引き続き、館外展や各種の企画提案を通じ、文化施設のPRに努められたい。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第95号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は11億2,049万9,363円、歳出総額は10億7,976万2,057円で、差し引き収支は4,073万7,306円の黒字決算である。

2、国民健康保険税の滞納額は1,743万8,382円で、昨年より271万3,472円の減である。不納欠損処理は73万4,548円。税の公平性の観点から、引き続き、滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第96号平成28年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は13億3,528万7,410円、歳出総額は13億1,239万3,267円で、差し引き収支は2,289万4,143円の黒字決算である。

2、介護保険税の滞納額は189万178円で、昨年より15万2,078円の増である。不納欠損処理は56万300円。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第97号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は2億9,531万4,128円、歳出総額は2億9,415万4,690円で、差し引き収支は115万9,438円の黒字決算である。

本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第98号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は6億5,003万8,073円、歳出総額は6億3,272万7,895円で、差し引き収支は1,731万178円の黒字決算である。

2、水道料金等の滞納額は530万2,804円で、前年度比105万8,063円の減となっている。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第99号平成28年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は4億7,290万1,723円、歳出総額は4億7,202万677円で、差し引き収支は88万1,046円の黒字決算である。

下水道料金、受益者分担金の未納額が159万1,478円で、前年度よりも14万6,957円の減となっている。徴収努力が認められる。

3、平成28年度末現在の加入率は、津和野処理区51.1%、日原処理区85.2%である。下水道整備は大きな財政負担が生じるため、今後の整備を推進するため、加入率を上げる努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第100号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成「29」となっておりますが、「28」に。28年度の歳入総額は551万3,640円、歳出総額は547万9,833円で、差し引き収支は3万3,807円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第101号平成28年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は1,263万8,938円、歳出総額は1,263万8,938円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第102号平成28年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は6,666万2,676円、歳出総額は6,561万5,355円で、差し引き収支は104万7,321円の黒字決算である。

2、津和野町診療所基金残高は5,705万9,133円である。今後経営が厳しくなることが予想されるため、経営改善対策が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第103号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の歳入総額は4億4,919万6,255円、歳出総額4億4,062万9,789円で、差し引き収支は856万6,466円の黒字決算である。

介護老人保健施設事業基金からの基金繰り入れを3,200万円行っており、抜本的な経営改善対策が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第104号平成28年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成28年度の収益的事業収入は7億6,820万5,117円、収益的事業支出は7億6,537万7,618円で、差し引き収支は260万3,403円の黒字決算である。資本的収入は4,060万2,086円、資本的支出は7,822万9,469円で、差し引き収支は3,762万7,383円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填した。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

平成29年9月28日、津和野町議会議長沖田守様、決算審査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

最初に、一般会計に対する質疑をお願いします。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これは委員長に質問するのは、ちょっと詳細のところに入りますので、それでよろしいですかね。答えられるところだけ答えられてもらって。

町税に関して、滞納総額とそれから不納欠損総額というのがあるんですが、この監査意見書の中の町税の収納状況というのがあるんですが、ここに調定額というのが出てきます。これは恐らく、賦課対象物件の算出した税額を出しておるもんだと思うんですが。昨年度、調定額4億2,966万2,000円とあるんですよ。27年、28年、これ調定額同じだと思うんですけども。これ、欠損が27年度は683万、それから28年度が1,356万ということで、その理由がここに不納欠損額、書いとりますよね。

ここに書いておるのは相続の話、遺産相続に係る財産放棄等とありますけど、ほかに今見ますと、空き家が出てきたり、それから、その空き家を解体して土地だけになったりして、非常に町内、歯抜けの現象ができてきてるんです。そうしますと、この認定額も、その不動産の物件がどんどん減ることによりまして、恐らく減ってくると思うんですね。それから、そうしますと、徴収税額もどんどんここは町税減ってくると。

それからもう一つは、空き家だけ残して、それから、相続する者はいないところ書いてありますけど。それともう一点は、都会に出たままあるいは帰ってこないでそのまま放棄したまま、つまり固定資産税をかけても、そのまま滞納が積もっていくと。こういう現象が出てくるんだと思うんですよ。そうした場合に恐らく、10年でしたかね、その単位で恐らく、不納欠損というところに組み入れていくことになるんじゃないかと思うんですけどね。そこら辺の状況はどうなるのかと。その第1点ですね。

それから、使用料で、住宅の使用料で、これも監査意見の中ですね。28年度の調定額が5,125万、それから27年度が調定額書いてないんですが、私、計算しましたら5,600万なんですよ。ほいで、ここに27年度の調定額と28年度の調定額が、ここで500万ぐらい減つとるんですよ、がさっと。ということは、住宅の使用で五、六百万も違ってくるというのは、何かどういう現象が起きて、そういうふうには調定額が減ったのか。つまり住宅なんですから、解体することもないだろうし、住人もほぼ大体詰まっていると思うんですよ。なぜここがこういう現象が起きているのかと、その2点、そのことと。

それから、3点目は観光ですね。ここに書いてある文化施設の云々と、減少傾向にあるということなんですが。これ、平成27年の施設入館者、入館料帳票というのをいただきましたけどね、平成27年度、平成28年度、ちょっと比べますよ。そうすると、平成27年度4月に日本遺産に認定されているんですよ。そうして、28年度はその認定された次の予算がほとんど出て、消化されている年なんですよ。本来なら平成28年度のほうがふえて当然ではないかと、日本遺産の宣伝、予算執行されて、その補助金が。ところが、減っているんです、28年度は。これはどういう、要するに日本遺産の宣伝が足りていないのかと、そういう広報戦略とか。ここがちょっと、本来ならふえるところが減っているという。こういう現象は、どういうふうに見るのかと。

それから、ただ一つふえているのが、旧堀氏庭園が、人数が5,909人から8,613人、それから入館料も288万から413万、もっとふえているんですよ。これはやはり何らかの努力があったのかなと。こういうふうに、ふえているところもあるんです。

ところが、あとは全部減っているんですよ。特に、主だった観光施設、森鷗外記念館、森鷗外旧宅、安野光雅美術館、こういうメインになるところが減っているんですね。これは、よく考えなきゃいけない現象。しかも日本遺産というお墨つき、要するにブランドをもらって、こういう現象を起こしているというのはね、今年度がどういうふうに変化しているのか、ちょっとわかりませんが、先行き非常に不安になるんです、ここは。だから、こういうところをちょっと説明してほしいなと思います。

以上、3点。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） 私も答えられるちゅうか、委員会での審査の過程の中で、やりとりがあったということを今、記憶を戻しながらですが。

最初の不納欠損がものすごく多くなっている、その辺がどうなのかということだけを、質問をそこに持っていきますと、やはり議員御指摘のとおり、最近のあれで、固定資産を中心に相続放棄という事例が多数発生し、そのために担当課としては当面、法定相続人に対して、継承通知というか——あなたが一応、財産の相続人として課税対象になるんだがというようなことで、継承通知というようなことだったと思いますが、そういうものを発送して、税金をかけてもいいかどうかというようなことを確認し、何とか徴税に協力してもらうちゅうことにしとるようでございますが。

しかし、それも結果的に相続を放棄して財産をその時点で、私は遺産分割というか、財産は要りませんと、負も要らんが正の財産も要りませんというような形が発生し、結果的に、賦課対象の相手が誰もおらない固定資産がある。それは5年間経過すると不納欠損処理をしてもいいという法令というか、あるようございまして、それにのっつて、町としてもやむを得ず、5年たったものについては不納欠損処理しているということで、今回でも1,300万以上の税が結果的に失われていると、そういう状況があるやに審査の中では聞いております。

住宅使用料の500万の調定額が減っているという部分については、審査の中では特に指摘はありませんでしたが、結果的に、資料等いただきますと、今の住宅のマスタープランといいますか、新しい家にかえていかにやいけん、計画的に空き家をはなえておかなければ、そこに移動して住んでもらうために、計画空き家というものも発生しとるようでした、そのことが結果的に、調定額の500万の減少につながっているのではないかと。これは、審査の中で調べたわけじゃありませんが、私の、そういうことじゃないかという、想像でございます。

それと文化施設の関係で、平成27年の4月に日本遺産に認定されて、その効果があるかわれてない、むしろ28年は減少にあるじゃないかと。そのことについて、少し危惧

はしましたけども、全体的には安野光雅先生、森鷗外記念館も含めて、町内外に対するPR不足が、結果としてこのような結果になったという担当者の答えだったと思います。

そして、堀庭園については、結果的に旧畑迫病院が昨年11月の4日ですか、オープンして、病院と堀庭園が一体となって事業をやったと。それと去年は特に、もみじも大変美しくて、1日に、多いときには1,500人も入ったというようなことも聞いておりますので、そのようなことが堀庭園の入館者増につながっているのではないかとということで、以上でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ありがとうございます。

これで大体わかりましたが、やはり住宅関係ですね。これ、空き家を用意しとるという話じゃなくて、これは実際に入っている使用料で、認定額決めとるわけだと思うんですよ。だから、空き家に調定額かけるんじゃないで、これは現実に入っている人から使用料を取るわけで、それに調定額というのをかけとると思うんです。だから、そこら辺は説明が、もう一つぱっと聞けないんですが。

建設課長ですか、これは、担当、ちょっと特別にできますか。何かこう。

○議長（沖田 守君） 丁君、わかってもわからなくても、十分であろうとなかろうと、委員長への質疑であります。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。じゃあ、そういうところで、私はそういうふうに理解します。わかりました。ありがとうございます。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（板垣 敬司君） 直接、500万の調定額が減った部分と、住宅使用料が減った部分との質問に対する答えにはなりませんでしたが、一部の中に、決算審査資料の中で意見が出たわけですが、いわゆる貸し倒れ負担金というようなものが24万円ぐらい発生しているというようなことで、これは当初入った、当初入ったから、調定額の時点では調定期日のときには入ったが、途中で何か事情があってそこを退室された。その後ずっと未収という形で、それを県の所有物件というようなことになれば、当然町は借りとるわけですから、借りている空白期間における負担は町が見ますよちゅうような形で、そういうものが何件か見受けられたような気がしますが。

丁議員の質問とは直接関連がありませんが、いろんな住宅使用料の中にもいろいろ事情があるということ、審査の中では少し掘り下げたところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） それでは、次に特別会計を一括して質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、病院事業会計について、質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

以上で、決算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。御苦勞でした。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第94号平成28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に反対の立場で討論します。

女性会議が発足しました。女性のリーダーを発掘し育成する支援、女性が活動しやすい環境の整備として期待しています。

障害者福祉センターが建設されました。町内で障がい者の地域生活を支援する体制づくりの前進を評価します。

しかし、まちづくり委員会については、住民が能動的に考え、住民からの提案で事業が行われることは、地域の活性化を持続的なものに導いていくと考えますが、もともとの目的である他地域との連携での地域課題の解決、地域の活性化がまだまだ進んでいません。まちづくり組織支援事業は、自治会や町内会単位での補助金となり、本当に効果があったのかわかりません。まちづくり委員会の目的とする地域の活性化につながっているとは思えません。未来づくり協働会議は、津和野町の精鋭が集まる会議ですが、行政からの発信をすることに重きが置かれ、十分な機能を発揮しているとは思えません。各まちづくり委員会が相互に刺激し合える場となるよう、仕組みづくりが必要です。お金ありきではなく、地域の活動を活発にする工夫としての地域の活性化を進める人材の発掘、育成に視点の重きが置かれるよう支援するべきです。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。学校が必要な備品の購入を年度当初に予算化されるべきです。

子育て支援についてです。新たな子育て施策も行われましたが、産後の母子のケアの課題や、病児、病後児保育の課題の解決が先送りされています。

東京事務所についてです。より力を注ぐのは東京ではなく、地元の津和野です。新しい人に来てもらうことも必要ですが、もっと大切なのは来た人がもう一度戻ってきたいと、より感じる町になることです。

以上の立場から、平成28年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第94号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第95号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に反対の立場で討論します。

平成28年度でも広域化に備えるためということで、保険税の引き上げが行われました。平成28年度の歳入歳出差し引き額は4,073万7,306円の黒字になりました。加入者の生活は苦しくなる一方です。高過ぎる国民健康保険税を引き上げるべきではないと考えます。

以上の観点から、平成28年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第95号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第96号平成28年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成28年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に反対の立場で討論します。

第6期改定により保険料が上がっています。保険料が上がるのは高齢化によるものだから仕方ないと片づけていては、保険料を払えない人、介護を受けられない人がふえていきます。

よって、平成28年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第96号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第97号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増等、差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対します。高齢者の命と健康を守るためにも制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを求めます。

以上の立場から、平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第97号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第98号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第99号平成28年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第100号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第101号平成28年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第102号平成28年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第103号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第104号平成28年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第13. 議案第107号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第107号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加をお願いいたします案件は、一般会計補正予算案件、1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第107号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額を86億9,302万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。そうしますと、議案第107号について御説明をいたします。

それでは、歳出について御説明いたしますので、6ページをお開きください。農林水産業費の林業振興費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、再生可能エネルギー発電系統接続関連負担金として、中国電力との接続契約に係る経費として80万6,000円を新たに計上しております。

8ページをごらんください。その財源といたしまして、予備費で80万6,000円を調整しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 幾つか確認しておきたいことがあります。

1点目は、先般の木質バイオマスガス化発電調査委員会で、農林課長のほうから附帯設備について、国の補助金と過疎債を使って建てて、利用料をその中から入れていくということでありましたが、過疎債を使ったものに利用料を入れることはできたのでしょうか。私の認識では、それは不可能だったと思っておりますが、本会議でありますので正確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 過疎債を使った事業につきましては町のほうで設備をするわけでありますから、収入は見込まずにやっていくということが原則になります。その辺の収入につきましては、その経営状況によりまして、その会社のほうの寄附行為とかそういうことで賄うという形が正確な形だと思います。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 町内の有識者の方から、何点か御連絡をいただいておりますけれども、今回、供託金ということで、実際に会社が立ち上がって稼働しなければ、この供託金は没収という形になると思われるわけでありまして、町民の税金をお預かりするということは、例えば決算委員会出てまいりましたように、国債とか元本保証がされたものでないと基本的には認められないのではないかとこのことを言われたわけでありまして、非常に現在まで町政に携わってきた方、また行政に携わってきた方々から、今回のこの予算提案は少し問題があるのではないかとこの意見をいただいておりますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この案件につきましては、将来の町の経済にとりましても重要な部分になると思っておりますので、その部分を町が負担すると、あとの91万円は民間で負担するということでもありますので、将来の経済を循環させる一つの事業を推進していくという方向で、町のほうがそれに賛同していくということは重要なことだというふうに私のほうは思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 農林課のほうはそうでございますけれども、財政のほうとして町民の税金をお預かりしておるものを元本保証もないものに供託金として出していくことが本当に適切であるか、その点について財政担当者、町長等の御答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 財政担当のほうといたしましては、先ほど農林課長のほうの御答弁にもありましたように、町としての新しい事業、産業を起こすという目的のものでありますので、財政的には支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） これは供託金ということではなく負担金として出すものでございますので、あくまでも、これまでもバイオマス発電協議会をつくって、そこにも税金を投じて、いろんな検討をやってまいりました。

それを、まだまだつないでいくための、あくまでも負担金として出すものだというところでございますので、元本保証とかそういう部分とは、また別次元のお話というふうに私自身は受けとめて議案提案をさせていただいているというところでございます。

ただ、特別委員会のお話をしたときに、これが事業が頓挫したときということ、これについては、やはり予算を計上するその責任は私には当然あるというふうにも思っているところであります。

昨日も、ちょうど日経新聞でございましたか、バイオマスガス化発電の買い取り制度のフィット価格について入札制度を設けるというような検討もなされていくと。これは2万キロワットアワー以上の非常に規模が大きい部分のお話であります。ただそういうふうに、いわゆる太陽光も一緒に合わせた中で、いろんな新しい新電力の制度というのは、いろいろこれからも変更するということが十分考え得るということ、昨日の日経新聞を見ても感じたところでございます。

ですので、慎重にこれからも検討していきたいというふうには思っておりますが、そうした予算を計上していく上での責任というのは、しっかり私自身も受けとめた上で今回上程をさせていただきましたので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 以前の説明では町の負担は伴わないということでしたが、既にここでもう80万6,000円が出ております。今後は民間主体でずっといくということでしたが、これからまた何かがあれば町負担金をといますか、出されることがあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この負担金は、あくまでも一時的な負担金でありまして、発電所の運営会社が設立しましたら、このお金は返ってくるお金です。ですから、町は永遠にこれを負担するというものではありませんので、その辺は誤解がないようお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 一つ関連で、これから木材等いろいろ搬出するのに作業道は絶対必要になりますが、この件はどのような財源で行うのですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 決算のほうでもありますように、年々作業道のほうは延びております。それから、国の予算を使った作業道、それから町のほうで単独に町がメートル1,000円出す、補助金を出しての作業道等を推し進めておりまして、これは今後も続いていくものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの提案は町民の方からの御意見もありましたように、町民の税金80万幾らが、もし会社が立ち上がらずに事業実施できない、発電所ができずに事業実施できないということになれば、これは没収ということになります。80万という予算は、実際に住民が汗水、働いて納めた税金であります。それが、元本保証もないというこのような状況の中に費やされるのは、とても納得はできません。木質バイオマスガス化発電どうこうというよりも、元本保証もされていないような、その供託金に町民の大切な税金を使うことは納得できません。むしろ、貧困家庭等もたくさんある、その支援などに使っていくべきだと思っております。

今回の件については、全く納得ができませんので反対いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第107号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第14、請願第2号「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願について議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

7月7日、ニューヨーク国連本部で行われていた国連会議は、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約を、国連加盟国の3分の2を占める122カ国の賛成で採択しました。

この条約は、前文で被爆者の受け入れがたい苦しみと被害に留意すると明記され、核兵器の地獄のような苦しみを作り出す非人道性を厳しく告発しています。

条文には、核兵器の開発、保有、使用、威嚇などを全面的に禁止し、核兵器で被害を与えた加害国は被害国に対して支援を提供する必要があると明記しています。

この条約は、悲惨な歴史を繰り返してはならないという国際社会の強い決意が込められた条約で、人類にとっての大きな一歩です。

被爆者の方々は、被爆当時は口を閉ざして言葉を発することができませんでしたが、10年ほどたったころから少しずつ言葉を発することができるようになりました。その悲惨さから、10年もの間、口を閉ざしてしまっただと思います。

その後、何十年も先頭に立ち、再び被爆者をつくらない、核兵器を禁止し廃絶する法的拘束力ある条約をと運動してきました。みずからの体験を、「原爆は一瞬に広島、長崎を壊滅させ数十万の人々を無作為に殺傷しました。真っ黒焦げになったしかばねがごろごろする、ずるむけの体の人がいる、無言で歩き続ける人々の列が続く、生き地獄そのものでした。生き延びた人も、次から次へと倒れていきました。70年が過ぎた今でも後遺症にさいなまれ、子や孫への不安の中、私たちは生き抜いてきました。こんなことはもうたくさんです」と訴えています。

世界で唯一の戦争被爆国である日本は、この条約に不参加でした。日本は率先して核兵器禁止条約に参加すべき立場であり、世界に向けて参加を呼びかけ、この地球上から核兵器がなくなるよう努力することが求められます。

津和野の町内でも、この広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名をお願いしたところ、自分も灰色の空を見たことがあるとか、偶発的な核兵器使用が起こる危険が

あるなど、核兵器に対するたくさんのお話を聞きました。ほとんどのの方が快く署名してくれています。

以上の趣旨によって、日本政府が核兵器禁止条約に参加することを求める意見書を各機関に対し提出することを、地方自治法99条の規定により求めます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員、寺戸議員から説明がありました。説明を終わって、これから質疑に入ります。ありませんか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回の国連会議での核兵器禁止条約の中で、核保有国は賛同しておりません。その中であって、北朝鮮とイランが賛成に回っております。

今回、朝来てから、島根県町村議会議長会から議長宛てに出しとる資料が出ておりましたけども、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に関する緊急要望というのも出ております。これをどういうふうに捉えていいのか、わかりましたら、お答えできますか。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 核保有国が参加していない現状ではありますが、国連のこの条約ができたことにより、世界で初めて違法ということが認められました、核兵器が。毒ガスは違法ということで、かなり前からいろいろな対策はとられてきたんですが、この条約で違法ということが決まったことで、保有国の方々が、今すぐには参加はできませんが、そのうち参加できるように道を開いてあります、この条約は。なので、保有国の方々が参加していなくても、日本はその橋渡しになるように参加をして導くべきと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） どうも国際情勢複雑で、ちょっとわかりにくいところもあるんですけども、今回、日本の政府は、核兵器国と非核兵器国の協力を重視するという立場に立って、ずっと努力しております。この10年、動きが出てきたのも、陰で日本が動いてきた結果であろうと私は思っているんですけども。

今回、反対に回った核保有国以外に——日本も含めてですけども——アメリカの核の傘のもとにある、そこに依存している韓国、ドイツ、カナダ、ベルギー、NATO諸国——NATOの中でオランダは賛成に回ったようですけども——その38カ国が反対しております。結局、悲しいことですけどもアメリカの核の傘の下にある日本は被爆国でありながらも、核の恐ろしさを訴えながらも、核を否定できないという苦しい二面性があるわけです。この核抑止力についてどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 日本は核の傘のもとにあるという現状になっていますが、国民のこの条約に参加して欲しいという声は届けていくべきだと思います。

政府が率先して条約に参加できないのは、やはり核の傘の下にいるからだと思いますが、国民からの声がたくさん上がって行って、国民の声、条約に参加してほしいという

声をたくさん上げていけば、政府も動かざるを得ないと思いますし、たとえ政府が賛成のほうに回っていただけたときに批判があったとしても、唯一の戦争での被爆国である日本が賛成に回ることに対しての批判は、ほかの戦争で被爆をしていない国が賛成に回るのは全く価値が違うと思います。

先頭に立って、何十年もみずからの体を酷使して、この条約が成り立つようと動いてこられた被爆者の方が住んでいる、たくさんの方が住んでいるこの日本で賛成に回することは、国際的な批判を招くようなことではないと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑は終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この請願に反対の立場で討論させていただきます。

核の廃絶というのは世界人類の望みでもありますし、私もこの趣旨には賛同するものでありますが、核廃絶の動きというのは、これまでも包括的核実験禁止条約ですとかNPTですとかいろんな動きがある中で、この条約が全てではないと思っております。

この条約の中にある核兵器の脅威の禁止というのは、いわゆる核の傘の禁止ということになりますので、現時点において日本国がこの核の傘について禁止を求めるというのは非常に矛盾が生じるのではないかと。そういった現実を見たときに、この条約ではなく、今日本が有しているあらゆるチャンネルを使って、あらゆる条約を結んでいって、核兵器廃絶に向けた取り組みをしていくのが現実的ではないかと思っておりますので、私はこのたび反対させていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの提案に対しまして、賛成の立場で討論申し上げます。

昨晚、さまざまな資料を、インターネットやさまざまなもので読んだり、情報等を見ておりました。核の傘で守られておるとか、核保有国が参加していないというそういう状況もあるわけでありましてけれども、ずっと見ておりましたら、被爆者が街頭に立って、この核兵器禁止条例に参加してもらうように署名を、それは何々党ということではなく、その被爆者の方々が立って署名をしている姿を見たわけでありまして。

私は実際に、母の母を広島原爆で失っております。広島や長崎に多くの知人等がおり、その被爆によってどれだけ苦しんできたかということを目の当たりにしております。決して日本だけでなく、核兵器によって再び亡くなっていく人、そして苦しんでいく人がないように、唯一の被爆国である日本が、そして広島市長、長崎市長もこの核兵器禁止条例に対して歓迎の意を表しておられます。

このたびは、いろんな判断をしたときに、やはり核兵器をなくしていくということは全世界としてやっていかなければならないことだと思い、これに反対する理由を全く感じません。よって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今まさに北朝鮮情勢で緊迫しております。これはもとを言えば、原因はやっぱり核兵器の問題ですね。考えますに、我が国はアメリカの核のもと、安全保障を庇護されておると。

しかし一方、長崎、広島に見られるように、世界で唯一の被爆国であり、またそういう被爆に遭われた方々を抱えておると、こういう複雑な立場にありますが、今までも我が国はいろいろ努力してきたと思いますけど、このたび初めて国連加盟国の3分の2を占める122カ国が賛成したこの条約、そこに本然ならば率先して核被爆国であるということで、我が国もこの条約に賛成してもらったら非常にすっきりするんだと思うんですが。

それともう一つ、このまま核兵器がつくられ保有され続けますと、人類にとりまして非常に危うい状況が出てきているんじゃないかと、そういう発表を、例のイギリスのホーキング博士ですか、理論物理学者ですね、有名な方が、9月12日にセンセーショナルな発表をしている。それは、人類は、今から先1000年はもつんではないかと言われていたんですけど、ここに来て、もう100年もたないだろうと。その主な理由は、一つが地球温暖化の異常気象がもう普通ではなくなっていると、この問題と、もう一つはやはり核兵器の問題です。核は持っていれば抑止力ということで、今までこれは大国のエゴみたいなものだと思うんですけども——できたけど、これは抑止力にならないと。というのは、もう核をもてあそんでいるんだと。通常兵器と同じように、いつお互いが発射してもおかしくないような、そんな状況になってきていると。つまり、それほど人類が核とかこういう問題に対して、戦争に対して、余り危機意識を持たなくなっているんじゃないかと。だから、このままいきますと核戦争は必ず起こるであろうと。そうしますと、もう100年はもたないであろう、だから次の惑星を早く探して脱出することを考えなさいと、こういう提議をセンセーショナルに発表しています。こういうことは非常に極端なことかも知れませんが、あり得ないこともないなど。

だから、そういう意味で私は、我が国としまして、とりあえずは、この禁止条約に参加してほしいなど、そういうことで賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） ほかに討論がありますか。反対者の討論がありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件について、反対の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約の署名に不参加の日本政府は、条約が核保有国と非保有国の分断を招くと、このようにして署名をしない立場であるわけであります。北朝鮮が核ミサイルの開発を進める中、米国の核の傘から抜けられないというのが最大の理由であります。米国など核保有国のほか、米国の核の傘に依存する日本や韓国、北大西洋条約機構（NATO諸国）は条約に署名しない意向を示したわけであります。今後、北朝鮮の核問題が交渉が始まりますと、朝鮮半島の非核化の議論は避けられないようになるわけであります。日本が脅威とする北朝鮮の核問題が解決に向かえば核の傘の重要性が低下するために、日本に対する核兵器禁止条約締結への圧力が国内外で強まって、締結が現実的な選択肢となってくると思うわけであります。

また、核兵器禁止条約制度を推進しました非政府組織（NGO）の関係者も、今すぐというわけではないが、日本国内で議論してほしいとのことであるわけであります。日本は、交渉開始時に核保有国が参加せず建設的な話し合いが困難だ、このように判断し不参加を表明したものであります。

この現状を踏まえ、本案件に反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の討論ありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 賛成の立場で討論いたします。

この条約は、初めて核兵器の存在について、人道に反するというだけでなく、違法性があるものだということやうたった条約であります。ここ数カ月は、以前に増して北朝鮮が脅威の存在になっています。核の保有や開発、使用だけでなく、威嚇することをも禁じるこの条約に参加するということは、アメリカの核の傘下で安全を保障されている我が国にとっては、北朝鮮の脅威にどう対応していくのか、何を抑止力にするのかということを考えていかざるを得ないようになることかもしれません。

しかし、先ほどからもありました安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限りは核の脅威はなくなりません。北朝鮮に対してアメリカの抑止力が本当に有効なのか、トランプ大統領のアメリカとの協力が、かえって緊張を高めていないかも議論していく必要があるのではないのでしょうか。

日本は国連総会に対して、1994年から23年間連続して核兵器廃絶決議案を提出しています。そして、例年多くの賛成で採択されてきています。そして、政府も核兵器のない世界を目指すことを我が国の責務だと位置づけておられます。確かに現時点では、この条約には核保有国が参加しておらず、実効性には大きな課題があることも事実だと思います。

しかし、だからこそ被爆国日本が核兵器禁止条約に参加し、実効性確保のために核保有国と非核保有国との橋渡しに本気で取り組んでいくことは、国際社会に強力なメッセージを送ることになると思います。

以上のような理由から、この請願に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対の討論はありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、反対の立場で討論させていただきます。

私自身も、この核廃絶については、方向性としては当然賛同するものでありますが、先ほど来ありますように、現在、核保有国が、この禁止条約に参加していないという現実もございます。

そうした中で、日本自体は、1970年に包括的核拡散防止条約に調印をしております。この参加国も190カ国というふうに言われておるところであります。ああして核の脅威がある中で、また核保有国が存在している中で、今の状況の中でこの禁止条約に参加することは、困難性をきわめている段階ではなかろうかなというふうに思うところであります。

今後、日本が中核的な立場に立って、この核廃絶のための積極的な啓蒙活動、これを中心にやるべきであり、今このような意見書を出すことそのものは時期尚早ではないかということによりまして、反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私も今回の請願について賛成の立場で討論に参加したいと思います。今回の請願につきましては、現時点でこの核兵器禁止条約に加入すべきかどうか、この点については非常に私も判断に悩んだところではあります。

現在、日本は、アメリカの核の傘の下で安全保障政策が行われているという現実があります。また、現在の北朝鮮の核開発に対する対応に核抑止力が必要であるとの意見もあります。

一方、この核兵器禁止条約には、核保有国が全部反対を表明しており、条約の実効性は疑問視されている、こういったことも確かにあります。

しかし、私が判断をいたしましたのは、日本は世界で唯一の戦争被爆国であるということであり、広島で14万人、長崎で9万人と言われておりますが、そのとうとい命が一瞬にして奪われた大変悲惨な経験をした国であります。今なお苦しんでおられる方が多数おられます。最も核の恐ろしさを知っており、二度とこのような悲惨な戦争を繰り返してはいけないと世界に訴えていく必要があると思います。もちろん政府も核廃絶に向けて努力をしている事実もございます。

できれば、私は本条約に加盟した中で、核兵器廃絶、核兵器禁止を、今よりもっと強く全世界に訴えていく方法はとれないものか。私は、できればそういった対応を期待いたします。本請願に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 理想は描かなければ前には進めませんし、方向性も見出せないということは理解しておりますが、現実社会を考えると、安全保障を特に考えると反対せざるを得ません。

先般、スペインが、北朝鮮の駐スペイン大使の国外退去を決めました。北朝鮮に係る問題ですごくいろんなことが出るのですけども、例えばミサイルを、北海道の上空を通

って出たというのも、なぜ北に、方向に続けて撃ったのか、なぜ南に撃たなかったのか、そういう抑止力という部分が常にあるのではないかと私は考えます。

特にフィリピンからアメリカ軍が撤退した後、1992年だったと思いますけども、95年から中国が南下政策をとって南沙諸島、どんどん埋め立てて、いろんな混乱を生じております。ちょっとしたバランスで変わっていくのが、この国際情勢です。

特に、北朝鮮の問題は、もう看過できない部分があります。ここで今、政府が進めてきた核保有国、非核保有国の溝を埋めないように、今まで動かなかったのが動いてきたのは、日本政府の動きによるものだと私は信じております。よって、反対の立場で討論します。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。討論はありませんか。7番。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やはり……。〔発言する者あり〕

○議長（沖田 守君） 寺戸君、あなたは提案者じゃから。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はい。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結をいたします。

これより請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第2号「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願については採択と決定いたしました。

日程第15. 発委第3号

○議長（沖田 守君） 日程第15、発委第3号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより、本案件について、総務経済常任委員長より趣旨説明を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、地方の社会資本整備の促進を求める意見書について説明いたします。

この意見書につきましては、現在、社会資本整備の交付金のかさ上げ制度などがあるわけでありませけれども、しかし、それが時限もあり、今後、地方が人口減少とかさま

ざまな状況の中で社会資本整備をするためには、この法の整備が必要だと思っております。よって、このように意見書を提出いたし、地方の社会資本整備の促進を求めてまいりたいと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 本意見書につきましては、お手元に配付のとおりでありまして、ただいま総務経済委員長から趣旨説明がございました。

以上で説明を終わって、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第3号地方の社会資本整備の促進を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

可決されましたので、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

日程第16. 発委第4号

○議長（沖田 守君） 日程第16、発委第4号県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより本案件について、文教民生常任委員長より趣旨説明を求めます。3番、米澤 宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）でございます。

このことにつきましては、新聞等、随分出ておりますので御存じのこととは思いますが、現在、松江市、出雲市から——島根県の大きな都市から——島根県に対し、県費負担教職員の人事権を当該市に移譲するよう要望がなされているとのことであります。

このことが実施されますと、松江市や出雲市に人事権が移譲されとなれば、町立小中学校の教員の安定的な確保や適切な教員配置に——地方といいますか、当町ももちろ

ん含まれますが——、支障が生じるおそれがあるということで容認できないことがないという趣旨であります。

○議長（沖田 守君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより発委第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第4号県費負担教職員人事権に係る現行制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。

日程第17. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第17、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成29年第3回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。離島・中山間地等の地理的不利地における高校支援について。

2、調査目的。離島・中山間地等の地理的不利地における高校支援について現状を調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。机上調査。

4、調査日。平成29年9月7日、木曜日、午後1時30分から、津和野高校の現状と課題・支援についての聞き取り調査であります。場所は津和野町役場日原第2庁舎委員会室。出席者、つわの暮らし推進課、内藤課長、楠係長、横田副主任主事、総務経済常任委員会6名であります。

調査内容は、津和野高校の現状についてであります。

津和野高校入学者の推移についてはごらんとおりであります。右側にパーセンテージで書いておられますのが高校の、まず左側、高校入学者を町内進学者で割った数、津和野高校に入学した人の中から町内進学者を割った数であります。これは、29年度は34.62%に減っておりますが、これは入学者数がふえたため、決して町内からの入学者が減ったというわけではありませんけれども、全体から割った数でございますので、数字的には下がっておりますが、その分、入学者がふえたということでもあります。その一番右側が、津和野高校の入学者を町内進学者で割ったパーセンテージであります。大体、約50%ぐらいの方が津和野高校に、ほぼ押しなべて入学しているというような現状が見受けられます。

2、新入生の県外からの入学者内訳は、78名中、町内27名、町外51名であります。その入学内訳としましては、山口県5名、宮城県1名、茨城県1名、東京都3名、埼玉県1名、神奈川県1名、長野県1名、愛知県1名、大阪府2名、兵庫県3名、広島県1名、福岡県1名、県内町外の方が、益田市、吉賀町、隠岐、松江市から30名の方が入学しておられます。

津和野高校を知ったきっかけとしましては、「地元だから」が25名、「高校説明会」25名、「親から教えられた」という方が17名、「学校案内冊子」が14名、「中学校の担任教師等から」知ったという方が……。

○議長（沖田 守君） 委員長、説明中ではありますが、ちょっと違うんじゃない。数字の訂正せんにゃいけないのじゃない。新入生の県外からの入学者内訳というのは、県外から……。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 78名が入学者数で、町内が27名、町外が51名、その51名の内訳が、今申し上げました山口県5名、以下21名と県内町外が30名、合わせて51名であります。何か違いますかね。

○議長（沖田 守君） 県外から、こんなにしたの。

○総務経済委員長（岡田 克也君） はい、そうでございます。

○議長（沖田 守君） 失礼。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 県外が21名で、県内町外が30名で、合わせて51名であります。町内が27名であります。

○議長（沖田 守君） 失礼。

○総務経済委員長（岡田 克也君） そして、4、津和野高校に進学を決めた理由としましては、重複がありますが、「学校の雰囲気」70%、「部活動」60%、「通学時間」60%、「HAN-KOHがあるから」ということで30%であります。これは重複がありますので、パーセンテージとしては100%を上回っております。

5、津和野高校「つわぶき寮」について。

現在、定員64名、男性36名、女性28名の定員に対しまして、利用者が54名、男性34名、女性20名が入寮しておられます。そして、その内訳としましては1年生

が23名、男性15名、女性8名、2年生が16名、男性12名、女性4名、3年生が15名で男性7名で女性8名。その内訳としましては、益田市15名、吉賀町8名、山口県3名、その他の県外が28名、町外が28名となっております。

それ以外にも、山本竜也集落支援員の方が下宿的機能を有した指導を行っておられ、当初、旅館「幸楽」で行い、現在は津和野ホテルに移りましたけれども、5名ほど下宿をしておられます。

町内中学生（3年生）生徒の今後の推移であります。ごらんとおりでありますけれども、大体40名前後の生徒の数となっております。34年度は多いわけではありますが、全体的には40名前後、そう大きくふえる見通しは立っておりません。

次に、7番、平成29年度教育魅力化推進事業（県事業）についてであります。

高校魅力化活動費交付金300万円、これは県の10分の10の補助であります。中山間地・離島の市町村の高校と地域が一体となった高校魅力化の取り組み支援であります。津和野高校の後援会（つわの暮らし推進課）が窓口となって申請し交付決定がされております。

教育魅力化支援交付金、上限1,000万円、県が2分の1を負担します。中山間地域・離島の市町村の高校魅力化推進にあわせ、小中学校等における教育魅力化の支援、教育委員会が申請予定となっております。

3番目に、統括プロデューサー配置費交付金700万円であります。これは県が2分の1の補助金であります。教育の魅力化を総合調整し、地域の機運を醸成するために、専任職員として雇用する統括プロデューサーの配置経費、つわの暮らし推進課で申請・交付決定済みであります。

平成29年度の町の支出予算については5,585万2,000円であります。内訳として、コーディネーター3名、HAN-KOH講師5名、支援スタッフ3名、教育魅力化コーディネーター1名を配置しております。これにつきましては、ファウンディングベースや集落支援員などの方が混じっておりますが、ここでは内訳は書いておりません。

9番目は、町営英語塾HAN-KOHの現状についてであります。

27年度、28年度、29年度についてはごらんとおりであります。29年度は、27年度、28年度に比べて減っております。これは、今までは、とにかく全員が、私もということで行っていましたが、29年度ぐらいから、よりこの塾で学びたいという子供が通っているという、そういう現状に大きなところではなっておる、そのことから入塾生が減っております。

カリキュラムとしては、高校生は以下のとおり、中学生も以下のとおりであります。表記のとおりであります。

調査意見としましては、ことし3月の津和野高校の受験生は、競争倍率が1倍を超え、78名の入学者があった。そのうち51名が町外からの入学者である。これからも町内

の子供の人数はふえる見込みがなく、津和野高校の存続、2クラス維持のためには、町外・県外からの入学者を継続的に確保する必要があります。

通学者には交通費の2割部分の補助があり、近隣からの列車通学者の確保に貢献しています。しかし、寮は古く、居住スペースも狭く、近い将来の寮の建てかえが必要であると思われます。しかし、島根県は行わないとのことでもあります。町の財政も厳しいため、PFI方式や官民共同による寮機能を有した建物の建築の検討を早急に始めるべきである。

町営英語塾HAN-KOHは、津和野高校への進学理由の3割程度あり、津和野高校の学力向上、大学進学等に大きく貢献している。中学生コースは、開設当初はほとんどの中学生が希望していたが、現在は学習意欲の高い生徒が通う事例が多くなっていることが伺える。高校生の学習支援は学力の向上と進学対策、中学生の学習支援は中学校教諭と、より綿密な連携をとりながら課題を掌握し、より一層の効果を上げられるよう努められたい。

平成29年9月28日、津和野町議会議長沖田守様、総務経済委員会委員長岡田克也。以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第18. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第18、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年第2回（3月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

- 1、調査事件。学校給食のあり方について。
- 2、調査目的。現状を把握調査し議会活動に資するため。
- 3、調査方法。机上調査及び現地調査。

4、調査の経過。経過につきましては全10回行っておりますが、内部調査については省略させていただきます。

第2回、日時、平成29年4月18日、文教民生常任委員会5名、議長、教育長、教育次長。調査事項としまして、学校給食施設の現状について。現地調査、津和野給食センターと日原共同調理場に行っております。

第3回、平成29年4月25日、文教民生常任委員会と議長、そして出席者は総務財政課長、総務財政係長、農林課長、教育次長、給食会事務局の方に出席をいただいております。これは、学校給食のあり方について聞き取り調査をしております。

第4回、平成29年5月11日、そして5月12日まで、愛媛県の今治市教育委員会に行っております。文教民生常任委員会4名、議長、欠席、寺戸委員。出席者は今治市議会副議長、事務局長、教育委員会課長、課長補佐に出席をいただいております。これにつきましては、学校給食のあり方について聞き取り及び現地調査をしております。

第5回、平成29年5月15日、益田市教育委員会（高津学校給食センター）に行っております。文教民生常任委員会5名、議長、出席者。益田市の出席は、益田市議会議長、教育委員会総務課長ほか2名であります。学校給食のあり方についての聞き取りと現地調査。

第7回、平成29年6月26日、津和野町役場第2庁舎委員会室でございますが、文教民生常任委員会5名、教育長、教育次長。調査事項としましては、日原中学校元調理室現地調査及び津和野町教育委員会に聞き取り調査をしております。

第8回、平成29年7月10日、場所としましては、現地調査で益田市美都学校給食共同調理場、吉賀町学校給食六日市調理場。この二つを現地調査をしております。出席者は、文教民生常任委員会5名、議長、益田市からは、益田市美都支所長、栄養教諭、調理場長、全4名の出席をいただいております。吉賀町の出席者は、吉賀町議会議長、教育次長、栄養教諭の方の出席をいただき、調査事項としましては、給食施設等現地調査及び聞き取り調査をしております。

以上、9、10は内部調査とまとめでございます。

調査概要としましては、給食施設及び給食数。表にあります。津和野町は、津和野給食センターが、教員を含めて全部で272食、日原共同調理場が235食ということで、右に備考にドライを運用。ほかは、益田市等はドライ方式。この方式につきましては、下に注で3方式書いてありますので御理解いただきたいと思っております。

給食費につきましては、津和野町は、小学校290円、中学校320円、1食当たり25円の補助金であります。益田市、吉賀町、今治市につきましては下記のとおりであります。

3、食材の地産地消率及び観点としまして、津和野町、主食米100%、副食・加工品約48%ということで、主食につきましては現地調査に行きました益田市、吉賀町、今治市も、全部100%であります。これは主食米であります。加工品につきましては40%台から50%弱で推移しております。

次の4番、アレルギー対策ですが、津和野町は個人のアレルギーに全対応しております。益田市、安全第一で、卵9名のみ除去対応。あとは献立表により弁当を持参しております。吉賀町は除去食または代替で100%対応。食器で色別対応をしております。今治市は1調理場のみ100%対応。ほかの20調理場は進んでおりません。

民間委託のメリット・デメリットにつきましては、民間委託導入自治体の益田市によれば、調理員と栄養士の役割が仕様書で明文化される。調理に係る栄養士の事務負担が軽減するとのことでありましたが、一方で、おのおの調理員に直接指示ができないことや、責任者から調理員への伝達に時間がかかることなど支障がある。また、異物混入など事故発生時の対応が出来ることも懸念されるとのことでありました。

6、調査意見

1、このたびの調査は、昨年度、教育委員会から提示された給食センター統合化構想に基づき、調査を実施したものであります。

2、津和野給食センターについて、搬出口は外部から容易に虫等が侵入できる状況であるため、衛生面が懸念される。何らかの対策を講じられたい。

3、今後、新たな給食調理場について具体化する際には、新築の場合と既存施設、つまり津和野給食センター及び休止施設、日原中学校内の調理場ではありますが、このことの改修の場合とでの比較と、それに伴う経費等の比較を算出し示されたい。

4、日原小学校にある日原共同調理場については、現在の規定に合った調理場施設への改修は、面積が限られるため、難しいと思われる。

5、新たな施設を建設する際には給食のあり方、その他福祉配食サービスや高校の給食等、町としての考え方や方向性を示された上で、町民や関係者各位の意見を聴取し、総合的な判断を下されるべきである。

6、民間委託については、大手企業に委託している場合と、美都調理場のように地域の方々による学校給食会から始まって、第三セクターが引き継いだ例もある。

7、民間委託することで調理・配達経費の削減が見込まれ、また、正職員の定数削減にもつながる。

8、一方で、民間ゆえに利益を追求されてしまうことや問題発生時における責任の所在など懸念される部分もある。

9、上記のことから、民間委託について一概に判断することは難しいが、研究の余地はあると思われる。

10、民間委託導入自治体においては基本的に地元雇用をしている。

11、食育の推進や地産地消率向上の観点から、町教育委員会、農林課、健康福祉課がまずは連携し、町と生産者が協働で推進体制を図れるよう、地産地消地域推進会議などを設置すべきである。

12、主食について、地産地消の米100%は今後も継続すべきである。リクエスト給食や行事食などを除き、米飯100%にすべきである。

13、津和野町のアレルギー対策は100%であり、今後も維持すべきである。

以上。

平成29年9月28日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長米澤 宏文。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） このたび、四国、今治市まで行かれておりますね、委員長。こういう県外のところまで行かれて、特に津和野町だけでなく県内と比べまして、県外、四国のこの給食システムに関しまして気がついたこと、こういう点が違うなど、あるいはこういうことは見習ったらいいなと、特に気がついたところをちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 特に津和野町がおくれているといたしますか、やっぱり施設ですね、向こうは全部ドライ方式です。床が濡れない、外部もシャッター、全部。そういうところは益田市もそうなんです、これは急ぐべきではないかと。ほかには、アレルギーに対しましては津和野町は進んでおり、余りよそを見習うところはなかったと思えます。この分は。

○議長（沖田 守君） 丁君、いいですか。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 特に施設面はいろいろ目についたところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようであります。質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第19. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第20. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第20、各委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事項	期限
-----	----	----	----

総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	観光産業振興について	12月定例会まで
文教民生	〃	地域包括支援について	12月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	12月定例会まで

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

先ほど、請願第2号「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出を求める請願については採択をされました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては、発議第2号「核兵器禁止条約に参加を求める意見書」の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。後ろの時計で11時20分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第1. 発議第2号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第2号核兵器禁止条約に参加を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、発議第2号核兵器禁止条約に参加を求める意見書（案）の提出については原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をさせていただきます。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 休憩動議。

○議長（沖田 守君） 休憩動議が出ました。暫時休憩といたします。どのぐらいの時間とればいいですか。10分。11時35分まで休憩といたします。

午前11時24分休憩

.....
午前11時33分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、お手元に配付のとおり、休憩中に議員より議案の提出がありました。

よって、発議第3号核兵器の廃絶を求める意見書（案）を日程に追加し、追加日程第2にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2. 発議第3号

○議長（沖田 守君） それでは、提案議員から提案趣旨の説明を求めたいと思います。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 核兵器廃絶を求める意見書であります。

先ほど、核兵器禁止条約の意見書について採択が行われたわけなんですけど、表題は似ておりますけれども、若干内容が違いますので、その点について御説明させていただきます。

我が国は、本年7月7日、核兵器禁止条約が122カ国の賛成により採択されましたが、核保有国が参加しておらず、もとより我が国も反対しております。

一方、我が国が共同議長を務めます包括的核実験禁止条約は183カ国が署名しておりますにもかかわらず、発効要件国44カ国のうち、署名国が41カ国、批准国が36カ国と、依然として、こちらのほうも発効されておられません。

我が国は被爆国として、包括的核実験禁止条約や今後進められるであろう兵器用核分裂性物質生産禁止条約——カットオフ条約などの批准も進めているところであり、世界各国に向けて核兵器の廃絶を求める動きを今後も加速していく必要はあると思います。

最終的には核兵器禁止条約に行き着くと思いますが、それまでにかかるプロセスの条約がいまだに発効されておらず、日本が訴えております核兵器の透明性の確保、核軍縮交渉のマルチ化、北朝鮮等の地域の核拡散問題への取り組み、核の非人道性、そして被爆地の訪問という5原則、これを確実にやっていくこと、これを求める趣旨でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほど、核兵器禁止条約に参加を求める意見書の請願が採択されて、意見書を提出することとなりました。若干内容が違うということで、今、意見書案を提出されましたが、確認をさせてください。

条約参加を求めるということの中に、この核兵器の廃絶を求める意見書の中に書いてあることは全て含まれていると思いますが、一つだけ、この8行目のところの、「本年7月7日、核兵器禁止条約が122カ国の賛成により採択されたが、核保有国が参加しておらず、もとより我が国も反対している」という一文があって、先ほど条約に参加を求める意見書に賛成したものとしては、これが内容的に参加以外の部分で含まれているという解釈をしてよいのか、それとも核保有国が参加していない、もとより我が国も反対しているという、その反対の立場という意味がここに含まれているのかどうかを、先ほどの条約参加についてのことに反するというか、そこが整合性がとれないと賛成しかねますので教えてください。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この核兵器禁止条約に対して反対するとか賛成するという意味ではなくて、これは時系列で、事実としてこういったことがあったという事実を並べただけですので、この核兵器禁止条約についてという部分ではなく、核兵器全般として廃絶の動きを加速化させていくべきだという意味で、核兵器禁止条約について述べているものではないです。あくまで時系列で事実を述べているだけです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この案を読ませていただくと、やはり核兵器禁止条約のことに触れているので、それを我が国が反対しているのは、まず、いいよというように

受け取れる気がするんです。それはさておいて、核兵器の廃絶にもっと力を注いでくださいねというふうに受け取れるのですが、ちょっとその辺の説明を。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 核兵器禁止条約に触れてはいますけれども、これはあくまでこの核兵器廃絶の日本政府の取り組み、これまでの流れの時系列としておいております。

これは核兵器禁止条約の下にもありますように包括的核実験禁止条約、これもありますし、もっと言えばNPTですとか、さまざまなものを羅列するべきだと思うんですが、核兵器禁止条約を我が国が反対しているからどうかという話ではなくて、プロセスとして、この核兵器禁止条約に至るまでの条約、これを発効させていくこと、それも核兵器廃絶に向けた重要な取り組みだと思っておりますので、この核兵器禁止条約についてはあくまで、まだ核保有国が参加していない、そして日本も参加していない。理想は入っておりますけれども、現実には包括的核実験禁止条約の中には核保有国も参加している中で議論が行われております。なので、今は反対はしておりますけれども、いずれは賛成に回ることもあるかもしれません。

しかし、その中で包括的核実験禁止条約ですとか、先ほど申しましたFMCTですとか、そういったいろいろな条約を絡めて、あらゆる外交チャンネルを通じて廃絶の動きに持っていきこうという趣旨であります。よろしいですか。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 趣旨の、最終的には、日本政府は世界における核兵器の廃絶に積極的に働きかけること。これは、日本政府は既にこういうことはやってきているのです。

このたびも核禁止条約に署名できなかったちゅうのは、いろいろな立場を、先ほども私申しましたが、要するに核を持っている国が入っていないのに、現実的に日本としましては、特にアメリカの核の傘のもとで保護されていると、そういう立場上を考えた場合に、とてもではないが、核保有国と、それから持っていない国とが歩み寄って、そしてそういう状況ができたときに日本政府も条約に参加するんだという趣旨だと思うんです、今の状況は。

だけど、こういうふうになら核兵器の廃絶に積極的に働きかけることは、もうやってきているのですよ。だから、今ここでこの意見書を出すということは、要するにやっていないからやりましょうというような、否定的に捉えられることがあるかも知れませんので、これを出された政府としましては、いや、やってきているのだよと、もう既に。だから、今さらこういう意見書を出されても、それは我々がやってきたことに対する水を差すようなものじゃないのかと、よくわかっていないかと、そういう意見が出されるんじゃないかとおもうんです。

むしろ、だから先ほど我々が可決しました禁止条約に、ずばり賛成してほしいという意見で持っていった方が、今、政府としては、そこに署名しようかすまいかという非常に複雑な立場にあるので、国民が、大多数が条約に署名しなさいという意見書がどんどん上がってきた場合は、その国民の声に押されて禁止条約に署名しようかとそういう気持ちになると思いますので、先ほどの意見書で十分、今ここに出されている意見書案というのは包括されているのではないかとそういうふうに思われますので、私は、そんなの出す必要はないんじゃないかとそういうふうに思うわけでありまして。（「質問じゃない」と呼ぶ者あり）

質問は、今言うように、私の意見に対しまして、川田議員はどういうふうに思われているか、そこを説明してください。

○議長（沖田 守君） 2番、川田議員。

○議員（2番 川田 剛君） ちょっと僕とは見解が違うようですが、それはあくまで丁議員が調べられた上でそう思われたことだと思いますが、じゃ果たして、一般の国民が核兵器について、どれだけ日本が取り組んでいるかということを知っているかということ、それは疑問であります。

例えば、今回の核兵器禁止条約、文面だけ見ればそのとおりだと思いますが、その中身について、果たして国民の方が知っているのか。あと包括的核実験禁止条約、それからFMCT——カットオフ条約ですとか、今、日本がさまざまな決議など出していますが、それは確かに積極的にやっているかもしれませんが、しかしながら、国民にとっては、その動きというのは見えるものではない。だからこそ、このたびこういった請願が上がってきたんじゃないでしょうか。

なので、今まで積極的にはやってきたかもしれませんが、果たして国民に説明ができているかということ、それはまだできていないんじゃないかという意味も込めておりますので、この下段のほうには、国民に対して広く意見を聴取した上で、政府の取り組みについて丁寧な説明を行うべきであるという文言も入れておりますので、そのあたりはちょっと見解が違うのかなと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど、核兵器禁止条約に参加してほしいという意見書を採択していただきました。その上に、この意見書を上げるとなると、受け取った側がどう捉えられるかということ、核兵器禁止条約に参加しなくてもいいんじゃないかとか、この津和野町議会が何を考えているのかなと捉えられる可能性があると思います。やはり、先ほど採択いただいた核兵器禁止条約に参加して、その方法で日本政府として進め

てほしいと、きちんとその点を絞って、せつかく採択されたので、そこだけで関係機関のほうに意見書を出すべきと思います。私は、そう思います。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） これは、現在、日本の安全を期すためには、どうしてもアメリカの抑止力の提供が引き続き重要であるということがあります。

しかし、被爆国である日本が先頭に立って、今進めている核保有国と非核保有国の溝を埋めないように核保有国に働きかけ、ここにも書いてありますように、これまで以上に間に入っていただきたいという思いで、津和野町議会として核兵器の廃絶を求める意見書、これに反対する理由はないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。原案に賛成の方の起立を求めます。——ちょっと待ってください。もう一回。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立多数であります。したがって、発議第3号核兵器の廃絶を求める意見書(案)については原案のとおり可決されました。

したがって、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で本日の日程全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第6回津和野町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞でありました。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員